

令和3年8月  
令和3年9月

# 指宿市議会会議録

第1回臨時会  
第3回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 令和3年第1回市議会臨時会

会期日程	1
8月10日	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第66号及び議案第67号一括上程	4
提案理由説明	4
議案第66号及び議案第67号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	6
閉議及び閉会	7

## 令和3年第3回市議会定例会

会期日程	8
8月31日	
議事日程	10
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
欠席議員	12
地方自治法第121条の規定による出席者	12
職務のため出席した事務局職員	12
開会及び開議	13
会議録署名議員の指名	13
会期の決定	13
議案第68号～議案第87号一括上程	13
提案理由説明	13
議案第68号（質疑，委員会付託省略，表決）	27

議案第69号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	27
議案第70号～議案第77号（質疑，決算特別委員会付託）	28
議案第78号～議案第87号（質疑，委員会付託）	29
新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）	29
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	29
散 会	31

9月16日

議事日程	32
本日の会議に付した事件	32
出席議員	32
欠席議員	32
地方自治法第121条の規定による出席者	32
職務のため出席した事務局職員	33
開 議	34
会議録署名議員の指名	34
一般質問	34
新川床 金 春 議員	34
1. 教育問題等について	
2. ヘルシーランド敷地内の温泉掘削事業について	
3. 新型コロナウイルス感染症対策と産業支援対策等について	
吉 村 重 則 議員	50
1. 通学路の改修について	
2. 空き家対策について	
3. 障害者施設について	
4. 池田湖の治水について	
5. スクールバスについて	
井 元 伸 明 議員	62
1. 池田湖周辺観光施設整備について	
2. コロナ対策について	
3. 農業者育成について	
前之園 正 和 議員	72
1. 補聴器購入への助成制度創設について	
2. エネルギー問題での市長見解について	

3. 母子健康手帳に関して

延 会 ..... 85

9月17日

議事日程 ..... 86

本日の会議に付した事件 ..... 86

出席議員 ..... 86

欠席議員 ..... 86

地方自治法第121条の規定による出席者 ..... 86

職務のため出席した事務局職員 ..... 87

開 議 ..... 88

会議録署名議員の指名 ..... 88

一般質問 ..... 88

新宮領 実 議員 ..... 88

1. 新型コロナウイルス対策について
2. 観光振興対策について
3. ヘルシーランド温泉掘削について
4. 地熱の恵み活用プロジェクトについて

高 田 チヨ子 議員 .....106

1. 安心・安全な生活のために
2. 環境問題について

恒 吉 太 吾 議員 .....117

1. 行政のデジタル化と自治体DXの推進について
2. 開聞庁舎の建設について

高 橋 三 樹 議員 .....129

1. 令和4年2月の市長選について
2. 新型コロナウイルス関連について
3. 7月、8月の豪雨等について

散 会 .....134

9月29日

議事日程 .....135

本日の会議に付した事件 .....137

出席議員 .....137

欠席議員	137
地方自治法第121条の規定による出席者	137
職務のため出席した事務局職員	137
開 議	138
会議録署名議員の指名	138
議案第78号（委員長報告，質疑，討論，表決）	138
議案第81号及び議案第82号（委員長報告，質疑，討論，表決）	140
議案第79号及び議案第80号（委員長報告，質疑，討論，表決）	141
議案第83号（委員長報告，質疑，討論，表決）	142
議案第86号及び議案第87号（委員長報告，質疑，討論，表決）	149
議案第84号（委員長報告，質疑，討論，表決）	150
議案第85号（委員長報告，質疑，討論，表決）	152
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	153
閉会中の継続審査について（議案第70号～議案第77号，請願第1号，陳情第6号及び陳情第7号）	156
報告第5号，報告第6号及び議案第88号一括上程	157
提案理由説明	157
報告第5号及び報告第6号（質疑）	160
議案第88号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	161
議案第89号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	161
意見書案第2号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	162
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	162
閉議及び閉会	163

#### 参考資料

意見書第2号	164
--------	-----

# 第 1 回 臨 時 会

令和 3 年 8 月 議 会

令和3年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 1日間（8月10日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
8月10日	火	本会議	・会期の決定 ・議案第66号及び議案第67号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

# 第 1 回 臨 時 会

令和3年8月10日

(第1日)



第1回指宿市議会臨時会会議録

令和3年8月10日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第66号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第67号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

- |          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 13 番 議 員 | 前之園 正 和 |
| 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 | 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 |
| 16 番 議 員 | 高 田 チヨ子 | 17 番 議 員 | 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 | 新川床 金 春 | 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |          |         |

---

1. 欠席議員

- 12 番 議 員 吉 村 重 則

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

- |        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長  | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長 | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 山 元 成 之 |

|           |         |           |           |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| 産業振興部長    | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長   | 寺 田 昭 宏   |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長   | 鶴 窪 誠 作   |
| 水道事業部長    | 園 田 猛 志 | 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一   |
| 開 聞 支 所 長 | 山 下 秀 一 | 総 務 部 参 与 | 野 元 伸 浩   |
| 総 務 部 参 与 | 増 永 智 美 | 教 育 部 参 与 | 中 摩 浩 太 郎 |
| 総 務 課 長   | 山 下 浩 二 | 財 政 課 長   | 東 忠 孝     |
| 商工水産課長    | 宮 地 主 税 |           |           |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 調査管理係長  | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和3年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、福永徳郎議員及び坂元茂教議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

### △ 議案第66号及び議案第67号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議案第66号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、及び、日程第4、議案第67号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第1回指宿市議会臨時会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件と補正予算に関する案件1件の計2件であります。

まず、議案第66号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、令和3年7月29日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第67号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ5,102万5千円を追加し、予算の総額を274億6,988万2千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第66号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和3年度指宿市一般会計補正予算、予算に関する説明書（第6号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,238万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を274億1,885万7千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、節10需用費3,174万6千円の補正につきましては、防災行政無線中継局の回線が故障したことに伴う修繕料を計上したものであります。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費63万6千円の補正につきましては、旧利永小学校体育館及び旧山川小学校体育館の雨漏りに伴う修繕料を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款19繰入金3,238万2千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

次は、提出議案の3ページを御覧ください。

議案第67号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

別冊の令和3年度一般会計補正予算書（第7号）の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,102万5千円を追加して、歳入歳出予算の総額を274億6,988万2千円にしようとするものあります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節1報酬から節13使用料及び賃借料までの102万5千円及び節18負担金補助及び交付金5,000万円のうち1,000万円の合計1,102万5千円の補正につきましては、令和2年度から実施している新型コロナウイルス感染症安全対策補助金の対象を小売店まで拡充することに伴う補助金等を計上するものであります。

同じく、節18負担金補助及び交付金5,000万円のうち4,000万円の補正につきましては、令和3年4月以降に国の月次支援金、又は県の事業継続一時支援金の支給決定を受けた事業所等

に対し、上乘せ支給することに伴う補助金を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款15国庫支出金5,102万3千円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

款21諸収入2千円の補正につきましては、会計年度任用職員の雇用保険料被保険者負担金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第66号及び議案第67号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第66号及び議案第67号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号及び議案第67号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第66号を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第67号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、令和3年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時11分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 福 永 徳 郎

議 員 坂 元 茂 教

# 第 3 回 定 例 会

令和 3 年 9 月 議 会

令和3年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 30日間（8月31日～9月29日）

2. 会期日程

| 月 日   | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|---|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8月31日 | 火 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第68号～議案第87号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第68号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第69号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第70号～議案第77号（質疑，決算特別委員会付託）</li> <li>・議案第78号～議案第87号（質疑，委員会付託）</li> <li>・新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）</li> <li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙</li> </ul> |
| 9月1日  | 水 | 休 会 | 一般質問の通告限（12時）                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 2日    | 木 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3日    | 金 | 〃   | 総務水道委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 4日    | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 5日    | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 6日    | 月 | 〃   | 文教厚生委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7日    | 火 | 〃   | 産業建設委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 8日    | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 9日    | 木 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 10日   | 金 | 〃   | 総務水道委員会（10時開会）                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 11日   | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 12日   | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 13日   | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 14日   | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 15日   | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 16日   | 木 | 本会議 | 一般質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 17日   | 金 | 〃   | 一般質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 18日   | 土 | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 19日   | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 20日   | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 21日   | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 22日   | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 23日   | 木 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 24日   | 金 | 〃   | 委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）                                                                                                                                                                                                                                                                                |



| 月 日 | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|---|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 25日 | 土 | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 26日 | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 27日 | 月 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 28日 | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 29日 | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第78号～議案第87号<br/>(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 審査を終了した請願及び陳情<br/>(委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続審査について</li> <li>・ 報告第5号, 報告第6号及び議案第88号一括上程<br/>(議案説明)</li> <li>・ 報告第5号及び報告第6号 (質疑)</li> <li>・ 議案第88号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第89号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> <li>・ 意見書案第2号上程<br/>(説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> <li>・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果</li> </ul> |

# 第 3 回 定 例 会

令和 3 年 8 月 31 日

(第 1 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

令和3年8月31日 午前10時00分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第69号 財産の取得について
- 日程第5 議案第70号 令和2年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第71号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第72号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第73号 令和2年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第74号 令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第75号 令和2年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第76号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第12 議案第77号 令和2年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第13 議案第78号 指宿市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第14 議案第79号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第15 議案第80号 町の区域の変更について
- 日程第16 議案第81号 指宿市手数料条例の一部改正について
- 日程第17 議案第82号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第18 議案第83号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第19 議案第84号 令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第85号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業会計補正予算

(第1号) について

- 日程第21 議案第86号 令和3年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号) について
- 日程第22 議案第87号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算(第1号) について
- 日程第23 新たに受理した請願及び陳情上程
- 請願第1号 指宿中央通商店街アーケードの補修についての請願書
- 請願第2号 新型コロナウイルス感染拡大により事業継続困難になっている飲食店・事業所への追加補助に関する請願書
- 陳情第6号 「脱炭素先行地域」に向けた積極的な取組を求める陳情書
- 陳情第7号 「地熱の恵み活用プロジェクト実現」に向けての陳情書
- 陳情第8号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書
- 陳情第9号 令和2年陳情第8号「JOGMECからの地熱助成金について、同一地域での再度の申請は、6年を過ぎるとできないとのことが、運用でされていることについての陳情」において、2番目の陳情項目が誤って解釈されているため、再度の審査を求める陳情
- 陳情第10号 令和2年度陳情第9号「2020年鹿児島県知事選で武田が使ったポスター(平成27年10月16日の日付の電磁探査などの業務委託契約書)には、委託先企業の印がなく、印紙にも消印もされていなかったが、なぜこういった不備のある契約書のみが開示されたのか、その理由を市議会の場で明らかにして、市民の皆様知らせること求める陳情」の委員会審査で、この契約書はJOGMECへの実績報告書の添付資料として開示されたことについての審査が漏れているため、その審査を再度求める陳情
- 日程第24 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番 議 員 坂 元 茂 教                      2 番 議 員 東 勝 義

3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 千ヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

---

1. 欠席議員  
な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作
水道事業部長	園 田 猛 志	山 川 支 所 長	中 島 裕 一
開 聞 支 所 長	山 下 秀 一	総 務 部 参 与	野 元 伸 浩
総 務 部 参 与	増 永 智 美	建 設 部 参 与	星 倉 淳 一
教 育 部 参 与	中 摩 浩 太 郎	総 務 課 長	山 下 浩 二
財 政 課 長	東 忠 孝		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	鮎 川 富 男	次長兼議事係長	木 下 英 城
調 査 管 理 係 長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	古 川 浩 仁

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和3年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び西田義哲議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの30日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月29日までの30日間と決定いたしました。

### △ 議案第68号～議案第87号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第3、議案第68号、人権擁護委員候補者の推薦について、から、日程第22、議案第87号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、までの20議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次、第3回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、人事に関する案件1件、財産の取得に関する案件1件、決算に関する案件8件、過疎地域持続的発展計画に関する案件1件、新たに生じた土地の確認に関する案件1件、町の区域の変更に関する案件1件、条例に関する案件2件、補正予算に関する案件5件の計20件であります。

まず、議案第68号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、山川地域の現委員であります城戸勝代氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに千田信久氏を委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年

月日はお示しのとおりであります。同氏は国家公務員として長きにわたり、広く社会の実情に通じ、各地域の課題解決ために取り組んで来られたところであり、当該委員として適任者であると思っているところであります。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次は、議案第69号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第70号、令和2年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第74号、令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの5議案であります。

これらの5議案は、一般会計ほか、各特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

なお、決算付属書類をお示ししてありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第75号、令和2年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。また、剰余金処分につきましては、令和2年度未処分利益剰余金3,372万2,400円のうち、1,000万円を減債積立金へ、272万2,400円を利益積立金へ、2,100万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第76号、令和2年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市公共下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。また、剰余金処分につきましては、令和2年度未処分利益剰余金1,972万9,105円のうち、500万円を減債積立金へ、172万9,105円を利益積立金へ、1,300万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第77号、令和2年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市温泉供給事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。また、剰余金処分につきましては、令和2年度未処分利益剰余金124万2,809円全額を利益積立金へ積み立てるた

め、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第78号、指宿市過疎地域持続的発展計画について、であります。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、新たな指宿市過疎地域持続的発展計画の策定が必要になったことから、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第79号、新たに生じた土地の確認について、であります。

本案は、指宿市が施行した指宿港海岸公有水面埋立（2工区）が竣功したことから、本市の区域内に新たに生じた土地の確認をするため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第80号、町の区域の変更について、であります。

本案は、指宿市が施行した指宿港海岸公有水面埋立（2工区）が竣功したことから、本市の町の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第81号、指宿市手数料条例の一部を改正について、であります。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第82号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市宮野球場照明設備の撤去に伴い、同施設の使用時間を変更するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第83号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ1億5,752万9千円を追加し、予算の総額を276億2,741万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第84号、令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ9,582万3千円を追加し、予算の総額を57億6,359万2千円にしようとするものであります。

次は、議案第85号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ200万円を追加し、予算の総額を2億2,801万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第86号、令和3年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、収益的支出に561万8千円を追加し、収益的支出の予定額を6億8,842万6千円にし



ようとするものであります。

次は、議案第87号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、収益的収入に392万1千円を追加し、収益的収入の予定額を7億9,093万5千円に、収益的支出に392万1千円を追加し、収益的支出の予定額を7億7,949万8千円に、資本的収入に14万9千円を追加し、資本的収入の予定額を2億9,153万4千円に、資本的支出に14万9千円を追加し、資本的支出の予定額を5億8,496万8千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の2ページを御覧ください。

まず、議案第69号、財産の取得について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である小川分団消防ポンプ自動車の取得について、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は消防ポンプ自動車1台、取得の方法は指名競争入札、取得金額は2,178万円、契約の相手方は鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。

入札結果につきましては、参考資料1ページに掲載の入札執行調書のとおりでございます。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

議案第78号、指宿市過疎地域持続的発展計画について、であります。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことから、新たに令和3年度から令和7年度を計画期間とする指宿市過疎地域持続的発展計画の策定を行うものです。

策定に当たりましては、同法第8条第7項の規定に基づき、県との協議が終了したことから、同法第8条第1項に基づき、議会の議決を求めるものであります。

法律の趣旨、目的等につきましては、過疎地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現のため取り組むことが重要であり、過疎地域が地域の実情に応じて実施する施策に対し、特別措置を講ずるものとなっています。これらを踏まえ、本市の計画につきましては、旧過疎計画や本年3月に策定した第二次指宿市総合振興計画後期基本計画、令和2年2月に策定した第二期人口ビジョン、並びに、第二期まち・ひと・しごと創成総合戦略などとの整合性を図り、同法に規定

のある13の項目に章立てを行い、それぞれの現況と問題点、その対策、計画、公共施設等総合管理計画等との整合で構成しています。また、過疎対策事業債の充当事業は、本計画の中に掲載された事業でなければ適用されないことから、今後5年間に取り組むべき課題を織り込みながら、既存事業や新規事業を盛り込むなど、幅広く各種の事業を掲載しているところ

です。  
なお、この計画につきましては、これまで同様、毎年度内容を見直すこととし、計画全体に及ぼす影響が大きい場合は県との協議を行うとともに、その都度、議会の議決を経て、国へ変更後の計画書を提出することとなっているところであります。

次は、提出議案の18ページを御覧ください。

議案第83号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

別冊の令和3年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,752万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を276億2,741万1千円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、8ページの第2表、繰越明許費でお示しの事業について、繰越明許費の金額を設定するものであります。

第3条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と限度額をそれぞれ変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについて御説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費の負担率改定等に伴う増減であります。なお、各目の人件費につきましては、35ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要17ページから20ページにも記載しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、歳出のほうから主なものについて御説明させていただきます。

補正予算書の17ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費及び節12委託料の合計271万7千円の補正につきましては、新開聞庁舎図書コーナー用の図書購入等に伴う消耗品費等を計上するものであります。

目2職員総務費、節12委託料220万円の補正につきましては、地方公務員の定年延長に係る法改正に伴う制度支援業務委託料を計上するものであります。

18ページを御覧ください。

目7企画費、節12委託料484万円の補正につきましては、公共施設等総合管理計画の改定に伴う委託料を計上するものであります。

目11共生・協働推進費，節18負担金補助及び交付金146万5千円の補正につきましては，自治公民館建設及び広報用放送施設設置に伴う補助金申請があったことから，補助金を計上するものであります。

目13諸費，節10需用費2千円の補正につきましては，自衛官募集事務地方公共団体委託費の配分通知に伴う消耗品費を計上するものであります。

21ページを御覧ください。

款3民生費，項1社会福祉費，目3老人福祉費，節12委託料148万8千円の補正につきましては，介護保険特別会計で計上している介護人材確保ポイント事業を一般会計で計上することとなったため，介護保険特別会計から一般会計へ組み替えるものであります。

同じく，節18負担金補助及び交付金350万円の補正につきましては，介護施設等における看取り環境整備推進事業の要望があったことから，補助金を計上するものであります。

22ページの目8介護保険総務費，節27繰出金162万5千円の補正につきましては，介護保険特別会計の補正に伴い繰出金を計上するものあります。

項2児童福祉費，目1児童福祉総務費，節10需用費から節13使用料及び賃借料及び節19扶助費の合計2,655万7千円の補正につきましては，子育て世帯における家族のふれあいの場を創出するとともに，地域経済の活性化を図るため，子育て世帯に食事券を給付する，いぶすき家族お楽しみ食事券事業に伴う扶助費等を計上するものであります。

同じく，節18負担金補助及び交付金430万円の補正につきましては，保育環境改善等事業への要望があった保育所等に対する補助金を計上するものであります。

23ページを御覧ください。

款4衛生費，項1保健衛生費，目2予防費，節11役務費17万7千円の補正につきましては，風しん抗体検査の未受診者へ勸奨はがきを送付することに伴う役務費を計上するものであります。

同じく，節22償還金・利子及び割引料492万9千円の補正につきましては，令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金の実績に伴う精算返納金を計上するものであります。

目3健康増進費，節12委託料780万円の補正につきましては，令和3年度の高齢者等へのPCR検査助成事業の見込増に伴う委託料を計上するものであります。

24ページを御覧ください。

同じく，節22償還金・利子及び割引料98万円の補正につきましては，令和2年度の高齢者等へのPCR検査助成事業の実績に伴う国への精算返納金を計上するものであります。

款5農林水産業費，項1農業費，目3農業振興費，節18負担金補助及び交付金238万2千円の補正につきましては，令和3年度中心経営体等施設整備事業の内示に伴い補助金を計上するものであります。

目6農地費、次のページの節12委託料407万3千円のうち339万9千円と、節14工事請負費337万円の減額につきましては、道下上地区流末排水路整備の見直しに伴い、工事請負費から委託料へ組み替えるものであります。

同じく、節12委託料407万3千円のうち67万4千円の補正につきましては、小牧地区の水路閉塞の復旧に係る委託料を計上するものであります。

同じく、節15原材料費38万3千円の補正につきましては、農道等の施設維持補修用資材の不足に伴う原材料費を計上するものであります。

項2林業費、目2林業振興費、節12委託料142万円の補正につきましては、尾下牧場跡地の市有林植林等に係る委託料を計上するものであります。

同じく、節24積立金142万円の減額補正につきましては、市有林植林等に係る委託料の増額分について、森林環境譲与税基金積立金を減額することで調整するものであります。

26ページを御覧ください。

項3水産業費、目2水産業振興費、節10需用費185万5千円の補正につきましては、コロナ禍により影響を受けている養殖業者を支援するとともに、児童生徒の食育を図るため、地元養殖魚を学校給食に提供するための購入費用を計上するものであります。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節8旅費13万8千円、節10需用費126万円のうち60万5千円、節11役務費8万6千円のうち5万5千円、節12委託料334万6千円のうち206万7千円、次のページの節13使用料及び賃借料1万1千円、節18負担金補助及び交付金3,749万円のうち327万円の合計614万6千円の補正につきましては、アフターコロナを見据えた商品開発等補助事業等の実施に伴う補助金等を計上するものであります。

再度26ページを御覧ください。

同じく、節10需用費126万円のうち65万5千円、節11役務費8万6千円のうち3万1千円、節12委託料334万6千円のうち127万9千円、次のページの節18負担金補助及び交付金3,749万円のうち1,400万円の合計1,596万5千円の補正につきましては、テイクアウト商品販売促進事業に伴う補助金等を計上するものであります。

同じく、節18負担金補助及び交付金3,749万円のうち2,000万円の補正につきましては、県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金に係る県への負担金を計上するものです。

同じく、節18負担金補助及び交付金3,749万円のうち22万円の補正につきましては、公共交通維持のため、市内を運行する路線バス運行事業者に対する補助金を計上するものであります。

目3観光費、節18負担金補助及び交付金4,650万円のうち3,000万円の補正につきましては、コロナ禍での継続的な需要喚起を促すための経済対策の実施に伴う負担金を計上するものであります。

同じく、節18負担金補助及び交付金4,650万円のうち350万円及び節27繰出金200万円の合

計550万円の補正につきましては、教育旅行支援事業補助金の不足に伴う補助金及び同事業に対する唐船峡そうめん流し事業特別会計への繰出金を計上するものであります。

同じく、節18負担金補助及び交付金4,650万円のうち1,300万円の補正につきましては、観光事業者向けの安全対策補助金を計上するものであります。

目4温泉施設費、節10需用費67万3千円の補正につきましては、ヘルシーランド露天風呂の高圧洗浄機取替修繕に伴う修繕料を計上するものであります。

同じく、節11役務費83万円及び節12委託料544万円のうち104万円の合計187万円の補正につきましては、砂むし会館砂楽キャッシュレス決済システム導入に係る手数料等を計上するものであります。

同じく、節12委託料544万円のうち440万円の補正につきましては、砂むし会館砂楽防水工事等設計業務委託に係る委託料を計上するものであります。

29ページを御覧ください。

款7土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費、節18負担金補助及び交付金392万1千円及び節23投資及び出資金14万9千円の合計407万円の補正につきましては、公共下水道事業会計への補正に伴う補助金等を計上するものです。

30ページを御覧ください。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、節10需用費15万5千円及び節17備品購入費84万5千円の合計100万円の補正につきましては、感染症対策に配慮した避難所運営に伴う備品購入費等を計上するものであります。

31ページを御覧ください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費629万5千円の補正につきましては、校舎教室等の雨漏り等の修繕に伴う修繕料を計上するものであります。

同じく、節13使用料及び賃借料376万5千円の補正につきましては、学校パソコン等に係るフィルタリングソフトの導入に伴う使用料及び賃借料を計上するものであります。

同じく、節15原材料費19万5千円の補正につきましては、学校敷地への動物侵入防止柵設置に係る原材料費を計上するものであります。

目2教育振興費、節12委託料273万3千円の補正につきましては、G I G Aスクール構想に基づくタブレット端末を有効に活用するため、各教室の大型テレビに映し出すための画面転送機器設置に係る委託料を計上するものであります。

同じく、節17備品購入費31万5千円の補正につきましては、理科教育設備整備費等補助金の交付決定があったことから、備品購入に伴う費用を計上するものであります。

32ページを御覧ください。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費340万9千円及び節12委託料58万2千円の合計399万1千円の補正につきましては、校舎教室等の雨漏りの修繕等に伴う修繕料等を計上するも

のであります。

同じく、節13使用料及び賃借料188万3千円の補正につきましては、学校パソコン等に係るフィルタリングソフトの導入に伴う使用料及び賃借料を計上するものであります。

目2教育振興費、節17備品購入費102万5千円の補正につきましては、理科教育設備整備費等補助金の交付決定があったことから、備品購入に伴う備品購入費を計上するものであります。

項4高等学校費、目2教育振興費、節12委託料から節17備品購入費までの合計2,992万9千円の補正につきましては、令和4年度からの学科再編に伴うタブレット端末の導入及び総合実践室パソコン設置に係る備品購入費等を計上するものであります。

33ページを御覧ください。

項6社会教育費、目7社会教育施設費、節10需用費15万1千円及び節12委託料9万9千円の合計25万円の補正につきましては、現在建築中の新指宿市民会館の建築工事現場仮囲い及び新開閑庁舎内のシャッターにウォールペイントアートを行うための消耗品費等を計上するものであります。

項7保健体育費、目1社会体育総務費、節7報償費から、次のページの節13使用料及び賃借料までの合計58万3千円の補正につきましては、市営野球場リニューアルオープニングイベントに係る旅費等を計上するものであります。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節12委託料70万円の補正につきましては、水迫地区の水路法面が一部崩壊したことによる復旧業務委託料を計上するものであります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金の合計1億363万2千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に係る交付金、補助金及び委託金であります。

款16県支出金737万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

15ページを御覧ください。

款17財産収入27万9千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの売払収入であります。

款19繰入金の合計2億9,118万4千円の減額補正につきましては、節及び説明欄にお示しの繰入金であります。

款20繰越金3億6,287万3千円の補正につきましては、令和2年度一般会計の歳入歳出決算の確定に伴う純繰越金であります。

16ページを御覧ください。

令和2年度一般会計の歳入歳出決算の確定に伴う純繰越金であります。

16ページを御覧ください。

款21諸収入65万9千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのその他雑入であります。

款22市債2,610万円の減額補正につきましては、節及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の14ページを御覧ください。

議案第81号、指宿市手数料条例の一部改正について、であります。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について御説明申し上げますので、15ページを御覧ください。

これまで、個人番号カードの再交付につきましては、指宿市手数料条例の別表第1の22の項に基づき、手数料を徴収していたところですが、法律の改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化され、同機構が個人番号カードの発行に関しての手数を徴収することとなったことから、この項を削除するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（山元成之）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の19ページを御覧ください。

議案第84号、令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和3年度指宿市各会計補正予算の41ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,582万3千円を追加して、歳入歳出予算の総額を57億6,359万2千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、51ページを御覧ください。

款2保険給付費，項1介護サービス等諸費，目5居宅介護住宅改修費，節18負担金補助及び交付金359万3千円及び52ページの項2介護予防サービス等諸費，目4介護予防住宅改修費，節18負担金補助及び交付金262万3千円の補正につきましては，住宅改修に係る給付費の増加が見込まれることから，負担金補助及び交付金を計上するものであります。

同じく，項2介護予防サービス等諸費，目3介護予防福祉用具購入費，節18負担金補助及び交付金77万9千円の補正につきましては，福祉用具購入に係る給付費の増加が見込まれることから，負担金補助及び交付金を計上するものであります。

同じく，目5介護予防サービス計画給付費，節18負担金補助及び交付金159万7千円の補正につきましては，要支援の方の介護予防サービス計画作成に係る給付費の増加が見込まれることから，負担金補助及び交付金を計上するものであります。

53ページを御覧ください。

同じく，項4高額介護サービス等費，目1高額介護サービス費，節18負担金補助及び交付金366万円及び目2高額介護予防サービス費，節18負担金補助及び交付金49万2千円の補正につきましては，高額介護サービス費の増加が見込まれることから，負担金補助及び交付金を計上するものであります。

54ページを御覧ください。

款3地域支援事業費，項2一般介護予防事業費，目1一般介護予防事業費，節12委託料148万8千円の減額補正につきましては，介護人材確保ポイント事業を一般会計で予算執行することとなったため，一般会計へ組み替えるものであります。

款6諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目2償還金及び還付加算金，節22償還金利子及び割引料5,072万7千円の補正につきましては，令和2年度介護給付費等の確定に伴う国・県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金であります。

款7繰出金，項1一般会計繰出金，目1一般会計繰出金，節27繰出金3,384万円の補正につきましては，令和2年度介護給付費等の確定に伴う介護保険特別会計から一般会計への繰出金であります。

次は，歳入について御説明いたしますので，49ページを御覧ください。

款3国庫支出金，項1国庫負担金254万9千円の補正につきましては，介護給付費に対する国庫負担金であります。

款4支払基金交付金，項1支払基金交付金344万1千円の補正につきましては，介護給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

款5県支出金，項1県負担金159万3千円の補正につきましては，介護給付費に対する県負担金であります。

同じく，項2県補助金148万8千円の減額補正につきましては，地域介護予防活動支援事業費に対する県補助金であります。



50ページを御覧ください。

款7繰入金，項1一般会計繰入金162万5千円の補正につきましては，介護給付費等に対する市負担分の繰入金及び令和2年度介護保険低所得者保険料軽減負担金の繰入金であります。

同じく，項2基金繰入金608万8千円の減額補正につきましては，今回の補正の財源調整として繰入金を減額するものであります。

款8繰越金，項1繰越金9,419万1千円の補正につきましては，令和2年度介護保険特別会計決算に伴う前年度剰余金であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（山崎一磨）** それでは，命によりまして，建設部所管の議案について，追加して御説明申し上げます。

提出議案の12ページを御覧ください。

議案第79号，新たに生じた土地の確認について，であります。

本案は，平成30年第3回指宿市議会定例会において，指宿港海岸の公有水面埋立てについて同意する議決をいただき，指宿市が埋立て工事を施行しておりましたが，このうち逆瀬川から丹波川まで約160m間の2工区が竣功したことから，地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき，本市の区域内に新たに生じた土地4,640.73㎡を確認する議会の議決を求めるものであります。

新たに生じた土地について御説明申し上げますので，参考資料の4ページの埋立て竣功区域平面図を併せて御覧ください。

確認いただく土地は，湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面埋立地で，竣功面積は4,640.73㎡であります。

次に，提出議案の13ページを御覧ください。

議案第80号，町の区域の変更について，であります。

本案は，前議案第79号の確認により，新たに生じた土地を湯の浜二丁目に包括し，町の区域を変更しようとすることから，地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容について御説明申し上げますので，参考資料の4ページを御覧ください。

新たに生じた土地は，湯の浜二丁目の地先に位置することから，今回，この区域を湯の浜二丁目に包括変更しようとするものであります。湯の浜二丁目に包括される区域は，湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1,860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面埋立地であります。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○開聞支所長（山下秀一）** それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の20ページを御覧ください。

議案第85号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和3年度指宿市各会計補正予算書の57ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億2,801万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明申し上げますので、66ページを御覧ください。

款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節2給料から節4共済費までの合計562万4千円の減額補正につきましては、4月1日の人事異動に伴う補正であります。

人件費につきましては、67ページの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

同じく、款1経営費、項1管理費、目1総務管理費、節10需用費200万円の補正につきましては、観光課が実施しております、教育旅行支援事業に係る食糧費を増額するものであります。

同じく、節24積立金562万4千円の補正につきましては、人件費減額補正分を唐船峡そうめん流し整備等基金に積み立てるものであります。

次は、歳入について御説明申し上げますので、65ページを御覧ください。

款4繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金200万円の補正につきましては、教育旅行支援事業に係る繰入金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の16ページを御覧ください。

議案第82号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市営野球場照明設備の撤去に伴い、同施設の使用時間を変更するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明申し上げますので、17ページを御覧ください。

これまで、午前8時30分から午後10時までとしていた指宿市営野球場の使用時間を午前8時30分から午後6時までに改めるものであります。

なお、附則において、この条例は令和3年12月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道事業部長（園田猛志）** それでは、命によりまして、水道事業部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の21ページを御覧ください。

議案第86号、令和3年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和3年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用を561万8千円増額し6億8,842万6千円に、第1項営業費用を561万8千円増額し6億3,727万2千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、4月1日に行われました定期人事異動等に伴う人件費の増額であります。

なお、7ページ以降に実施計画等の説明書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛をさせていただきます。

次は、提出議案の22ページを御覧ください。

議案第87号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和3年度指宿市公営企業会計補正予算書の23ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、業務の予定量の（4）主要な建設改良費のイ污水管きょ建設費を14万9千円増額し、9,065万8千円にしようとするものであります。

次に、第3条におきまして、収益的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業収益を392万1千円増額し7億9,093万5千円に、第1項営業収益を10万2千円減額し3億8,513万8千円に、第2項営業外収益を402万3千円増額し4億579万7千円にしようとするものであります。

また、支出に係る第1款公共下水道事業費用を392万1千円増額し7億7,949万8千円に、第1項営業費用を392万1千円増額し7億2,610万4千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、浄水苑の水中攪拌機故障に係る修繕費の増額及び4月1日に行われました定期人事異動等に伴う人件費の増額であります。

次に、第4条におきまして、資本的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業資本的収入を14万9千円増額し2億9,153万4千円に、第2項出資金を14万9千円増額し7,584万3千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、今回の補正の財源として増額するものであります。

また、支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出を14万9千円増額し5億8,496万8千円に、第1項建設改良費を14万9千円増額し1億5,800万4千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、4月1日に行われました定期人事異動等に伴う人件費を増額しようとするものであります。

なお、27ページ以降に実施計画等の説明書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第68号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（木原繁昭） これより、質疑に入ります。

まず、議案第68号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第69号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次に、議案第69号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、同意することに決定いたしました。

#### △ 議案第70号～議案第77号（質疑、決算特別委員会付託）

○議長（木原繁昭） 次に、議案第70号から議案第77号までの8議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第70号から議案第77号までの8議案については、委員会条例第6条の規定により、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第77号までの8議案は、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の

規定により、議長において西田義哲議員、新宮領實議員、齋藤佳代議員、恒吉太吾議員、井元伸明議員、前之園正和議員、松下喜久雄議員、高橋三樹議員、高田チヨ子議員、以上9名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時19分

再開 午後 0時07分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に西田義哲議員、副委員長に高田チヨ子議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

#### △ 議案第78号～議案第87号（質疑、委員会付託）

○議長（木原繁昭） 次に、議案第78号から議案第87号までの10議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第83号を除く9議案については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第83号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第23、新たに受理した請願及び陳情を議題といたします。

新たに受理した請願2件及び陳情5件については、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（木原繁昭） 次は、日程第24、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。

広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2

号の規定により、市議会議員から6人を選出することになっておりますが、現在、1人の欠員が生じております。令和3年7月7日に告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、候補者の届出数が選出すべき議員の1人を超えたことから、同規約第8条第2項及び第9条第3項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い者から順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行うことができません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

**○議長(木原繁昭)** ただいまの出席議員は20人であります。

候補者名簿を配布いたします。

(候補者名簿配布)

**○議長(木原繁昭)** 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

**○議長(木原繁昭)** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(木原繁昭)** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱確認)

**○議長(木原繁昭)** 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記

載の上、順番に投票願います。

(投票)

○議長(木原繁昭) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○議長(木原繁昭) これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に新宮領實議員、前原五男議員、山本敏勝議員を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(木原繁昭) 選挙結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、無効投票0票であります。

有効投票中、川越信男議員14票、畑中香子議員6票。

以上のとおりであります。

## △ 散 会

○議長(木原繁昭) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 東 勝 義

議 員 西 田 義 哲



# 第 3 回 定 例 会

令和 3 年 9 月 16 日

(第 2 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

令和3年9月16日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 9 番 議 員  | 東 伸 行   | 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 |
| 11 番 議 員 | 西 森 三 義 | 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 |
| 13 番 議 員 | 前之園 正 和 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長   | 吉 元 鈴 代 | 総 務 部 長 | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長  | 鶴 本 八 郎 | 健康福祉部長  | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長  | 大 迫 格 史 | 農 政 部 長 | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長 | 山 崎 一 磨 | 教 育 部 長 | 鶴 窪 誠 作 |

|          |         |        |         |
|----------|---------|--------|---------|
| 水道事業部長   | 園 田 猛 志 | 山川支所長  | 中 島 裕 一 |
| 開聞支所長    | 山 下 秀 一 | 総務部参与  | 野 元 伸 浩 |
| 建設部参与    | 星 倉 淳 一 | 教育部参与  | 中 摩 浩太郎 |
| 市長公室長    | 渡 部 徹 也 | 総務課長   | 山 下 浩 二 |
| 危機管理課長   | 竹 山 修 一 | 財政課長   | 東 忠 孝   |
| 環境政策課長   | 湯ノ口 孝   | 国保介護課長 | 湯ノ口 繁 正 |
| 健康増進課長   | 廣 森 政 宏 | 商工水産課長 | 宮 地 主 税 |
| 観光課長     | 上川床 聡   | 農政課長   | 鴨 崎 一 郎 |
| 農業技術課長   | 富 永 敏 尚 | 土木課長   | 東 恵 一 章 |
| 学校整備室長   | 上 村 圭一郎 | 学校教育課長 | 常 深     |
| 観光施設管理係長 | 岩 林 茂 樹 |        |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 事務局 長  | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長 | 木 下 英 城 |
| 調査管理係長 | 川 畑 裕 二 | 議事係主査   | 古 川 浩 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において齋藤佳代議員及び東伸行議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○18番議員（新川床金春） おはようございます。18番、新川床。通告に従い、一般質問を行います。

1番目の教育問題等について。

(1) 山川小学校の西門階段整備について。大成小学校児童の安全面を確保するため西門の階段段差解消について、これまで数回問題提起してきました。市教育委員会が山川地区小学校再編前の令和2年6月13日、調査した結果、126名のうち20人が手すりを利用して階段を下りています。西門階段を下りるとき危ないと感じ、手すりを利用した20人の児童に対し教育委員会の担当者は、児童から直接状況を聞いたのか、答弁を求めます。

(2) 山川小学校のスクールゾーン運転手の休憩所について。全国でスクールゾーンやスクールバスの事故が発生しています。私は、児童の命を守るため、バスの運転手の健康管理が一番だと考えています。スクールバスの運転手が、空き時間の移動中に交通事故等で負傷した場合は、業務災害になるのか。また、バス運転手待遇は、どのようになっているのか、答弁を求めます。

次に、6月定例会で休憩所の設置等を検討すると答弁いただきました。既に3か月経過しますが、教育委員会として休憩所の設置等について、どのような協議を行い、休憩所の整備はどのようになったのか、答弁を求めます。

(3) 小中学校のスクールゾーンの危険箇所対策について。市内の小中学校では、毎年スクールゾーン委員会を開催し、危険箇所について協議しています。教育委員会や土木課で把握している最重点危険箇所10か所について答弁を求めます。

(4) 小中学校のいじめ問題について。市内の小中学校でいじめ問題が起きていると伺っています。平成29年度以降、小中学校でいじめ問題を起こしている学校が何校あるのか、答

弁を求めます。

(5) 小中学校で暴力問題等について。市内の小中学校で児童や教員への暴力問題が起きていると伺っています。平成29年度以降、児童や教員への暴力問題が発生している学校が何校あるのか、答弁を求めます。

(6) 小中学校の学級崩壊問題について。市内の小中学校で学級崩壊が起きていると伺っています。平成29年以降、学級崩壊をしている学校が何校あるのか、答弁を求めます。

(7) 子供の一時保護問題について。X小学校でいじめにあった児童が、心を病んでいます。被害児童と母親及び教頭先生が、鹿児島中央児童相談所にいじめによる心の病について相談に行っていますが、鹿児島中央児童相談所にいつ頃相談に行き、いじめによる心の病は、どのように改善されたと把握しているのか、答弁を求めます。

2番目のヘルシーランド敷地の温泉掘削事業について。

(1) 第1泉源の替掘事業計画について。令和2年度第1回定例会での当初計画は、露天風呂たまたま箱温泉の湯量を確保するため泉源の替掘が必要であると説明をしています。市民の貴重な税金6,180万7千円をつぎ込んだ事業計画でしたが、この露天風呂は、湯量確保の事業目的に間違いはないのか、答弁を求めます。

(2) 環境省の構造等変更許可申請について。自然公園内は、規制が厳しく替掘申請でも環境省の工作物構造変更許可が必要です。令和2年6月26日申請の特別地域工作物等の新築及び土石の採取許可申請におけるやぐらの高さは何mと記載し環境省へ申請したのか、答弁を求めます。

(3) 県の温泉掘削許可申請状況について。令和2年6月29日、加世田保健所へ温泉掘削申請書を提出していますが、指宿市温泉審議会は、いつ開催され、どのような協議が行われたのか、答弁を求めます。

3番目の新型コロナウイルス感染症対策と産業支援対策について。

(1) 新型コロナワクチン接種について。新型コロナワクチン接種の状況や接種率が各自治体で違っていますが、指宿のワクチン接種率は、当初計画どおり進んでいるのか、答弁を求めます。

(2) 新型コロナまん延による観光業への支援策について。新型コロナが昨年発生し、既に1年半経過していることから、指宿観光は莫大な被害を受け、観光業者や飲食店等は大変疲弊しています。市の基幹産業である観光業のホテル、旅館並びに飲食店等の破たんを未然に防ぐため、市として基金を取り崩して財政支援する考えはないか、答弁を求めます。

(2) の飲食店支援対策等の効果や意見、苦情及び検証結果について。①テイクアウトデリバリー事業について。令和3年8月10日の臨時議会後の懇談会で商工水産課長から市民や業者から意見や苦情が多くあったと伺いました。市民の税金をつぎ込んだテイクアウトデリバリー事業ですが、市民や事業者からどのような意見、苦情が多く寄せられたのか、答弁を求

めます。

②の飲食店に行こうグルメ券事業について。市民の多額の税金をつぎ込んだ事業ですが、市民や事業者からどのような意見、苦情が多く寄せられたのか、答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 多くの項目について質問をいただきました。私のほうからコロナウイルス関係についての答弁をまず申し上げます。教育問題等については教育長が、そして、ヘルシーランドの関連については、関係する部長が詳しい説明をいたします。

まず、コロナ関係でございます。コロナウイルス対策というのは、本市を含めて県も国も総力を挙げて取り組んでいるところであります。本市の計画では、11月末までの完了を見込んでおります。ありがたいことに、医師会が全面的に協力をしていただき、予定どおり進められているものと思われまます。

ワクチンの接種状況につきましては、新しい状況につきまして部長のほうで数値を基に説明をさせていただきます。

以下、いただきました質問等は、関係部長、教育長のほうで答弁をいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** 小中学校のいじめの認知は、平成28年度が69件、平成29年度が93件、令和2年度が116件で県教育委員会に報告しております。

暴力問題の発生した件数でございます。平成28年以降、小中学校において発生した暴力問題については、対教師暴力について、平成29年度1校、平成30年度1校、令和2年度2校発生し報告を受けておりますが、県教育委員会にその旨を報告しております。また、児童生徒間の暴力問題につきましては、令和2年度に1校発生したとの報告があり、県教育委員会に報告しております。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 山川小学校の西門階段整備について、であります。令和2年6月13日に行った調査で児童の声を直接聞いたかとのことですが、そのときは学校整備室職員が直接調査を行っておりますが、児童の声は聞いてないところであります。

続きまして、山川小学校スクールバスの運転手に関する質問でございます。まず、休憩中の交通事故について、であります。運転手が休憩中に発生した交通事故につきましては、通勤経路上で発生したものであれば通勤災害に当たり労災として認められることになっております。状況によって取り扱いが異なるため、その都度確認が必要であると考えております。

次に、待遇につきましては、報酬額につきましては、1時間時給1,461円。勤務時間につきましては、6時30分から18時のうち、所属長の指示する5時間30分程度となっております。

次に、休憩室につきましては、この間、スクールバスターミナルへのプレハブハウスの設置を検討いたしましたが、立地的に台風の影響を考慮すると簡易的なものでは難しいと考えております。当面は、学校の特別教室等を休憩室として借用するようしております。

次に、小中学校のスクールゾーンの危険箇所等について、であります。最重要危険箇所等

につきましては、教育委員会も土木課と情報共有を図っております。教育委員会としましては、各学校の通学路における危険箇所等については、各学校で作成している安全マップ等で把握を行っております。危険箇所等の全てが児童生徒の安全にかかわるため、危険箇所の状況に応じて改善を要望するなど関係部署等と連携をして対応しているところであります。

次に、学級崩壊について、であります。学級経営に問題が発生して臨時PTA等を開催した回数につきましては、平成30年度が1回、令和元年度が3回、令和2年度が3回となっております。

**○健康福祉部長（山元成之）** 子供の一時保護問題等について、でございます。児童相談所について頃相談に行き、どのように改善されたかとの御質問でございました。中央児童相談所は、県の機関でありますので、本市としましては、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

続きまして、新型コロナウイルスの接種状況等について、接種率でございました。コロナワクチンの接種状況につきましては、9月15日現在で1回目の接種率は65.7%、2回目の接種率は55.0%となっております。

**○産業振興部長（大迫格史）** ヘルシーランドの今回の掘削についての御質問でございました。今回の掘削につきましては、ヘルシーランドの露天風呂が、代替泉源を確保しておく必要がありますので、その目的で替掘工事を行ったところでございます。

続きまして、やぐらの高さについての御質問でございました。やぐらの高さにつきましては、当初、15mのものを想定して積算し入札を行ったところでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症における3番の飲食店支援事業等について、御説明させていただきたいと思っております。テイクアウトデリバリー支援事業について、どのような苦情や意見があったのかということでございました。飲食店の方々からは、店の認知度が上がり、ほかの料理も食べたいと来店する新しいお客が増えた。それから、皆さんの協力があるの飲食店だと思う。こんな時期にありがたいし負けずに頑張るので今後も応援してほしいなどのお声をいただきました。また、市民からの声として、おいしかった。お得だった。また実施してほしい。これまで行かなかった新しいお店を知ることができたなどの声をいただきました。しかしながら一方では、1回目の取り組みでは、市民の方々からは、1人で10食以上買い占めている。購入数を制限してほしい。どこも完売している、おかしい。店に何回電話をしても繋がらないなどの御意見をいただきました。また、飲食店の方々からは、個人と法人では、こなせる数も違うし販売数に差があってもいいと思う。予約電話が集中し普段の業務に支障が出た。国や県の食事券、市のグルメ券など種類が多く換金が煩雑で大変などの御意見をいただきました。

続きまして、グルメ事業についての御意見等でございます。昨年度のグルメ券事業につきましては、市民の方々からの御意見としましては、グルメ券は、おつりが出ないので千円券

は使い難い。コロナ感染症が急拡大したため、お店に行けないので延長してほしいなどの御意見をいただきました。また、飲食店からは、国のGoToキャンペーンや県のぐりぶ一券とは時期をずらしてほしい。グルメ券の使用期間を延長してほしいなどの御意見をいただいたところでございます。

すみません。ちょっと一つ戻りまして、温泉審議会の御質問が出ました。市の温泉審議会ということでございますが、今回の替掘工事につきましては、ヘルシーランド露天風呂に使用することが目的でございますので、温泉審議会に諮っております。

**○総務部長（下吹越寿）** 新型コロナウイルスまん延にかかる観光業への支援策において基金の取り崩しはできないかということでございましたけれども、御存じのように、8月の臨時議会における補正予算及び今回の9月の議会における本議会においても支援策について予算を計上しているところでございます。支援については、多額の財源を要することや給付の公平性の観点からも国や県と一体になった取組が必要と考えております。

**○建設部長（山崎一磨）** 小中学校のスクールゾーンの危険箇所につきまして御質問いただきました。土木課職員も出席いたしますスクールゾーン委員会では、通学路の区画線、ロードミラー、ガードレール及びガードパイプ設置等の要望が多く出されているところです。これらの要望に対しましては、道路新設改良事業や交通安全施設整備事業により整備を行っているところでございます。具体的な路線で申しますと、池田校区の堀切園石嶺線、指宿校区の宮ヶ浜大門口線、柳田校区の北町通り線、高野原南迫田線、丹波校区の丹波校上通り線、山川地区の松ヶ迫線、山川小川線、開聞地区の川尻利永線等があり、順次改修を進めているところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 2回目の質問に入ります。山川小学校西門階段整備について。山川小学校の西門階段にかかる建築基準は、どのようになっているのか、答弁求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 西門の階段につきましては、建築基準法の建築物には含まれないため、基準の適用外になると認識しております。

**○18番議員（新川床金春）** 南薩地域振興局から小学校の敷地内の階段について、どのような指摘を受けたのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 西門の階段につきましては、建築基準法の建築物に含まれないため基準適用の範囲外になること。また、小学校敷地内の階段であることから基準に準じて設置することが望ましいとの回答をいただいております。

**○18番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。教育委員会からいただいた公文書です。大成小学校の西門の階段に関する市長協議が令和2年7月14日開催されています。参考資料に南薩地域振興局から小学校の敷地内の階段は、建築基準法に準じて設置が望ましいと指摘を受けています。先ほど部長が答弁ありました。実際、19cmあるので16cm以下にしないと。南薩地域振興局は指摘していますが、間違いはないか、答弁をお願いします。



- 教育部長（鶴窪誠作）** 南薩地域振興局の指導では、しなさいということではなく、建築基準法に準じて設置することが望ましいという指摘を受けております。
- 18番議員（新川床金春）** 市長と教育長が、一緒に協議したと思いますが、この施設は、建築基準法に徹していないが、どのような結果になったのか、教育長に答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作）** 協議につきましては、これまで事故等もなく学校側も危険なものとして考えていないと聞いておりますので、今のところ西門につきましては、改修することは考えていないところでございます。
- 18番議員（新川床金春）** 令和2年7月に概算設計ができ上がっています。概算設計額は幾らになっていたのか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作）** 概算設計の金額につきましては、今後、入札を行う場合に影響があるため、答弁は差し控えさせていただきます。
- 18番議員（新川床金春）** 山川小学校の西門階段を利用する新1年生は、毎年20人程度が建築基準に適合しない階段を利用して登下校をすることになります。指宿市の将来を担う児童のため、建築基準に適合しない危険箇所を改修する考えはないか。学校設置者の市長に答弁を求めます。
- 市長（豊留悦男）** 今回の新しい山川小学校西門の階段のことについては、複数の議員から様々な御質問をいただいております。先日、私も児童が下校する際に行って意見を聞きました。子供たちと話もいたしました。その結果、やはり、あの山川小学校西門を利用する子供たちにとって危険予知という面では、いい勉強の場所であるということも私は思いました。何かこの階段を使うに当たって不便なところ、又は危険な思いをしたことはないのかということも子供に聞きました。そういう意見を持った、又は思いを持った子供は、1人もいませんでした。私も学校経営をしておりましたので、いわゆる学校へ続く正門、通用門を含めて階段等があるところの危険対策というものについては、万全の対策を地域と教職員でとってきた覚えがあります。つまり、危険だから変えるというのも一つの大切なことであります。しかし、KYTトレーニングというのが学校で流行っております。危険予知をトレーニングしながら安全な政策、つまり、それを立てていくというのが教育委員会であり学校設置者であると、私はそのときに思いました。私が勤務していた学校は、昔、出水商業高校の跡地にあります。つまり、高校生が100段余りの階段を使って通学していたその場所を子供たちが通学路として利用しておりました。危険であるのだったら私は、その階段を利用禁止にしようということまで地域にそしてPTA関係者に投げかけました。そのとき返ってきた言葉が、危険だからこそ子供たちにここで危険予知という貴重な体験をさせるべきだというスクールゾーン委員会、保健委員会等が出されたことを今、思い出しております。つまり、この西門については、そういう心配もありましようけれども、だからこそ小学校の低学年の子供にとって貴重な体験、危険を予知し危険を予防するそういう場所になればという気もいた

します。それでも難しい場合には、あの西門の在り方は、考え直さざるを得ないだろうと私は思って実際、あの西門に立って子供たちと話をしたところであります。

**○副市長（有留茂人）** 今、議員の発言から建築基準法というくだりがございましたけれども、西門の階段については、先ほど教育部長が答弁いたしたとおり、建築基準法の建築物に含まれないため基準適用の範囲外になるということで御理解をいただきたいと思います。

**○18番議員（新川床金春）** 建築法に適用していない施設を放置するということはということで、今から言いますけど、南薩地域振興局が書いた書類に教育委員会の公文書にこう書いてあるんですよ。先ほど見せたペーパーに建築法にと書いてありますので、学校敷地内は、建築基準法に適用してやりなさいということを教育委員会が南薩地域振興局からいわれたということで書いてあります。間違えないようにしてください。建築基準法に適しない施設を子供たちに使わせるということは、市民の命をないがしろにしたと言わざる得ません。市長は、いろいろ言いましたけれども、もしけがをしたときの責任は、学校設置者の市長が取るということでよろしいですね。

**○副市長（有留茂人）** 先ほども答弁したんですけど、基準の適用外ということで、南薩地域振興局からは、その基準に準じてということで指摘を受けたということでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 時間がありますので、次に入ります。(2)の山川小学校のスクールバス運転手の休憩所について。スクールバス運転手の休憩所について聞き取りをしているようですが、どのような意見、要望が出たのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 運転手へ聞き取りを行っておりますけど、そのときは、待機場所の設置、車庫の建設等などの意見が出されております。

**○18番議員（新川床金春）** ありがとうございます。スクールバス運転手が運行時に熱中症などで交通事故を起こし人身事故で児童や相手にけがを負わせた場合の責任は、健康管理を怠った教育長になるのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 通勤災害につきましては、事故の状況によって取扱いが異なってくると思いますので、その都度確認する必要があると考えております。

**○18番議員（新川床金春）** スクールバスの運行時です。答弁をお願いします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 同じようにスクールバスの運行時も事故の状況等について確認した上で、責任の所在がどこにあるか判明するものと思っております。

**○18番議員（新川床金春）** 3番目の小中学校のスクールゾーンの危険箇所と対策について。スクールゾーンの危険箇所の整備状況と過去5年間の事業費の総額は幾らになるのか、答弁を求めます。

**○建設部長（山崎一磨）** 交通安全施設整備事業において整備いたしましたガードレールとガードパイプの過去5年間の整備実績につきましては、ガードレールは556m、1,128万2千円。ガードパイプは870mで1,623万円となっております、合計で1,426m、事業費2,751万2千円

となっております。また、区画線につきましても5年間で5万8,764m。事業費で4,113万5千円の実績となっておりますのでございます。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。この画像は、児童の横を大型トラックが走行しているものです。大型トラックが右折するとき、車体の最後部が児童のかばんに接触するか、ギリギリで通過していると保護者から伺っていますが、教育委員会は、このような状況をどのように捉えるのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一磨） 議員御指摘の道路につきましては、市道南田口田線でございます。学校としては、スクールゾーンの規定はしてないようですが、児童生徒が、登下校時に利用されていることは市としても認識しているところでございます。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。この画像は、先ほどと同じ場所で大型トラックが国道を右折するとき車体の後方が道路をはみ出し、青果市場のブロックを壊した現場の画像です。このT字路では、児童生徒や市民の安心安全が担保されていません。市長は、どのように捉えるか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一磨） 当該南田口田線は、幅員が6mございまして、転落防止柵や区画線も整備されており、安全性は担保されていると思われまます。しかしながら、当該路線は交通量が多く、周辺に集荷場等もあり大型車両も多く通行していることから、利用者においては、注意を払う必要のある路線であると認識しているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 指宿土地改良区から市に土地の譲渡について15年以上前から相談していると伺っています。現在のところどのようなになっているのか、答弁を求めます。

○農政部長（寺田昭宏） 指宿土地改良区につきましては、平成15年2月20日に解散認可申請が提出され、翌21日に県へ進達しております。しかしながら、財産の整理、処分が決まっていなかったため、県の解散許可を得られていない状況であり、また平成15年12月25日に市に対して財産の譲渡申請が提出されましたが、施設、底地の名義変更等が完了していないことから受理はしておりませんでした。その後、平成24年1月12日に再度市へ譲渡の申し出があったことから、土地改良区名義である土地や用水路等の施設を譲り受ける方針とし、関係課で協議を重ねてまいりました。平成29年5月26日に土地改良区の管理施設の状況を把握するため業務委託を実施しました。その結果を基に、譲渡後の土地改良財産の所管部署や解散手続などの検討を行ってきております。現在市では、耕地林務課が中心となり、施設の調査及び関係課との協議を行い、譲渡の準備を進めているところであり、土地改良区名義の譲渡契約につきましても令和3年度に完了する計画であり、譲渡契約完了後、指宿土地改良区の解散手続に着手してまいりたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） モニターをお願いします。この画像は、先ほどの場所の左側のガードパイプの横に水路があります。指宿土地改良区の水路でJR踏切から国道まで75mあります。暗渠で歩道整備すると児童生徒や市民の安全対策ができますが、工事費はどのくらい

かかるのか、答弁を求めます。

○建設部長（山崎一磨） 国道から踏切まで約75m。歩道整備を計画した場合に水路部分に蓋付き側溝敷設並びに歩者道境界ブロック等の敷設の整備を計画し、車道と歩道を分け、歩行者の安全性を確保しようとする場合の工事、概算ではございますが、積算しておりませんので、あくまでも概算で申し上げさせていただきたいと思います。概算で1,000万円から1,200万円程度見込まれるのではないかと考えております。整備に関しましては、国道、JR、土地改良区との協議が必要になってくるというふうに考えておるところでございます。

○18番議員（新川床金春） 児童生徒や市民の命を守るのが行政の役割です。スクールゾーンの危険箇所には歩道整備すると1,000万から1,200万かかると伺いました。早急に整備することはできないのか。市長に答弁を求めます。

○建設部長（山崎一磨） 当該路線も含めまして、道路の改良整備が必要な所につきまして、地域からの要望等を踏まえ、道路状態や交通状況、拡幅の必要性等の諸条件を総合的に判断しながら年次的な整備により安全対策を図ってまいりたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） (4) 小中学校のいじめ問題について。X小学校の過去5年間ににおけるいじめの現状、いじめ被害にあった児童に対して学校や教育委員会は、どのような支援を行っているのか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 教育委員会の対応としましては、スクールソーシャルワーカーと連携し、スクールカウンセラーによるカウンセリングや教育相談員との相談で心のケアを図っております。さらに、いじめ問題を考える週間を各学校が設定し、いじめは絶対に許されない行為であること。教師はいじめられた子供は守ること。絶対に自ら命を絶ってはならないことを伝えるなど、具体的な指導を行ったりしながら、いじめの未然防止に努めております。

○18番議員（新川床金春） 5月末に市民から、X小学校のいじめで孫が心を病んでいるが、親の虐待と捉えられているので、事実関係を調べてほしいという相談があり、鹿児島中央児童相談所や県の子ども家庭課に出向き調査し、その結果を基に児童相談専門の弁護士にも相談してきました。これまでX小学校や教育委員会が、いじめ問題に対して適正に対応していなかったということが分かりました。Y中学校や児童母子福祉係に情報提供しているのか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） いじめ等学校で問題が発生した場合は、各関係機関と連携を図っております。

○18番議員（新川床金春） Y中学校や母子児童福祉係は、今年の6月の時点では知りませんでした。いつ提供したのか、答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） ケース会議につきましては、5月に実施しております。

○18番議員（新川床金春） どういう提供しているかと聞いているんです。答弁を求めます。

○教育部長（鶴窪誠作） 書類も提供しております。

- 18番議員（新川床金春） いじめ被害者が開示請求した書類が私の手元にあります。内容を抜粋しながら質問します。15歳の子が開示請求した書類です。X小学校でいじめをした児童は4名いましたが、間違いはないか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） 今の質問でございますが、議員は、資料の提供を受けた方の個人情報について質問されておりますが、あくまでも開示請求した御本人の個人情報になりますので、個人情報に関する答弁は、差し控えさせていただきます。
- 18番議員（新川床金春） モニターを。開示請求の内容は、いじめた被害者に死ねと書いた手紙がクラス全員に回されたり、ほかにも教科書や上履きを隠されたり、ぐちられていたのを先生は、見て見ぬふりをしたと、被害者は記載し、開示請求していますが、子供、母親の許可をもらっていますので、間違いはないか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） 先ほども答弁させていただきましたとおり、個人情報に関する答弁は、差し控えさせていただきます。
- 18番議員（新川床金春） 学校長、教頭、担任が被害者宅で家族に死ねと書かれた手紙を提示し、いじめがあったことを3名は認め謝罪したときの書類です。黒塗りの部分が多くて全貌は確認できません。死ねと書かれた手紙。平成30年1月10日確認。資料1の2、だめと言う人は死ねという手紙がクラス中に回されています。そのほかに廊下では、すれ違いながら死ね死ねと言われる。このような一連の行為は、いじめでないのか。教育長に答弁を求めます。
- 教育長（吉元鈴代） 死ねという言葉は、軽々しく使ってならない非常に重い言葉であると認識しております。当然、この言動については、いじめに当たると思います。
- 18番議員（新川床金春） ありがとうございます。次に、いじめ防止対策推進法の第1章、第3条基本理念の3で、いじめを受けた児童に対する支援、措置は、どのようになっているのか、教育長に答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） いじめ防止対策推進法によりますと、個別のいじめに対して学校は、講ずべき措置として、いじめの事実確認、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるときの所管警察との連携について定めております。
- 18番議員（新川床金春） いじめ防止対策法第24条、学校設置者による措置は、どのような内容で十分に実施されたのか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） いじめ防止対策推進法第24条によりますと、学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告にかかる事案について自ら必要な調査を行うものとなっております。教育委員会におきましても、これまで事例が発生

した場合は、学校関係機関と連携を取って適切な対応を取っております。

- 18番議員（新川床金春） 令和3年8月31日午後からケース会議が、X小学校でいじめにより心を病みPTSDになり、警察や児童相談所に一時保護された生徒のため学校、教育委員会、地域福祉課、指宿警察署、鹿児島中央児童相談所の5者が揃い、会議がされていますが、間違いないか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） 個別の学校の案件につきましては、学校運営上支障が出る可能性がありますので、答弁を差し控えさせていただきます。
- 18番議員（新川床金春） X小学校でいじめ被害にあった家族が開示請求した書類をケース会議で指宿警察署は、鹿児島中央児童相談所に提供しないと十分な協議ができないということで提供をお願いしましたが、どのようになったのか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） 今の御質問につきましても、個別の学校についての対応になりますので、答弁は差し控えさせていただきます。
- 18番議員（新川床金春） 書類を提供したかどうかだけ答弁できないんですか。
- 教育部長（鶴窪誠作） X校につきましては、教育委員会としましては、議員への取材で学校を特定しておりますので、そこを想定して答弁させていただきます。資料につきましては、そのケース会議において、十分な説明を行っております。また、資料を提供できることもお話ししましたが、資料の提供は不要ということで提供は行ってないところでございます。
- 18番議員（新川床金春） 不要ということで答弁もらいました。間違いないですね。
- 教育部長（鶴窪誠作） そのとおりでございます。
- 18番議員（新川床金春） X小学校では、5年前からいじめ問題が改善されないと伺っています。当時ほかにも悲惨ないじめにあった児童はいなかったのか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） 悲惨ないじめにあった児童はいないと認識しております。
- 18番議員（新川床金春） いじめ問題に対する教育委員会の指導不足で地区外に転校した生徒がいます。学校にも確認しました。いないんですか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） いじめを理由に転校した生徒はおります。校区外通学として本人の申請でいじめが理由として申請をされた生徒はおります。
- 18番議員（新川床金春） X小学校や教育委員会にいじめにあった児童生徒が保護されていないので、教育を受ける権利が閉ざされていますが、間違いないか、答弁を求めます。
- 教育部長（鶴窪誠作） そのような生徒に対しての教育環境は確保されていると認識しております。
- 18番議員（新川床金春） 時間があります。次に入ります。5番目の小中学校の暴力問題について。昨年、X小学校では、クラスの保護者が教室の出入りロドアの横に2名態勢で監視したと伺っています。また、教職員間では情報を共有し、児童が暴れたらすぐ警察へ連絡するようになっていると伺いました。警察にも確認取りましたが、間違いないか、答弁を求め

ます。

**○教育長（吉元鈴代）** すぐ警察に報告するのではなくて、学級経営に問題が発生した場合は、まず児童生徒の実態や家庭環境等について、いちばん把握している学校において管理職の指導により対応を行っております。問題については、教育委員会に報告されておまして、学校の対応の在り方について確認、指導を行っているところでございます。具体的には、学校での対応として複数の教職員による対応や管理職による見届け等を行うとともに、場合によってはPTAの協力を依頼することもございます。教育委員会においても課題を抱えている児童生徒に対してスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの活用を促すなどの取組を行っております。先ほども部長が申し上げたと思いますけれども、児童生徒の状況により至急な対応が必要な場合は、県教育委員会が配置しておりますスクールカウンセラーや県の教育委員会に今年度から配置されましたスクールカウンセラースーパーバイザーの派遣を県教育委員会にお願いし支援を要請しているところであり、連携を取って対応させていただいております。

**○18番議員（新川床金春）** 6番目の小中学校の学級崩壊問題について。X小学校の学級崩壊の話をお聞きします。児童は、低学年のときしっかりとこころのケアをすることでこころの病が改善できると伺っています。教育委員会は、先ほどやっているということでしたが、県教委に確認したら指宿の要請がありましたら出しますよという答弁をもらっていますが、本当に要請しているのか、答弁を求めます。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 今年度、県のスーパーバイザーの派遣につきましては、計7回派遣を要請しております。これは市内全ての小中学校において計7回ということになります。

**○18番議員（新川床金春）** X小学校を対象にしてお願いした件数は何回あるのか。6月の時点では、県義務教育課はないということでした。お願いします。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 個別の学校の件数につきましては、学校運営上支障が出る可能性がありますので、答弁を差し控えさせていただきます。

**○18番議員（新川床金春）** 7番目の子供の一時保護問題について。先ほど開示請求された文章がと言いましたが、学校と教育委員会に行ったときに一時保護されたと保護者は言っています。これまで親の虐待ととられ一時保護されている生徒がいるのか、答弁を求めます。

**○健康福祉部長（山元成之）** 個別な案件につきましては、答弁を差し控えさせていただきます。

**○18番議員（新川床金春）** 令和3年5月28日一時保護され、令和3年6月9日、鹿児島児童相談所は、親の虐待ではないというのが分かり、児童相談所の一時保護が解除されていますが、間違いはないか、答弁を求めます。

**○健康福祉部長（山元成之）** 中央児童相談所は、県の機関でありますので、この場での答弁を差し控えさせていただきます。

- 18番議員（新川床金春） ぜんそくとアレルギーの病気を持っている子供が一時保護され、医師から処方された薬を届けたいと地域福祉課に相談し、母親が鹿児島中央児童相談所に薬を届けたが、相談所は薬が届いたことを子供に伝えず、一切服用されなかったことが判明しましたが、間違いないか、答弁を求めます。
- 健康福祉部長（山元成之） 中央児童相談所は、県の機関でありますので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。
- 18番議員（新川床金春） 令和3年7月7日、指宿の中央公民館大会議室で鹿児島中央児童相談所から担当課長と主幹の2名、地域福祉課担当者2名、被害者家族2名と立ち合いで私が参加し、意見交換会を実施しましたが、地域福祉の担当課職員が出席しましたが、間違いないのか、答弁を求めます。
- 健康福祉部長（山元成之） 中央児童相談所の業務でありますので、中央児童相談所は、県の機関でございます。この場での答弁は差し控えさせていただきます。
- 18番議員（新川床金春） 母親が、ぜんそくの発作が起きて呼吸ができなくなり命にかかわる薬の服用をなぜさせなかったかと児童相談所の職員に聞きました。鹿児島中央相談所の担当課長は、どのような回答をしたのかという、答弁しないのでこちらから言います。中央児童相談所の考えでさせなかったということでした。子供の命を守る鹿児島中央相談所で一時保護され薬の投薬をされなくて命を落とした場合、児童相談所は、責任を取らないのかと聞いたなら取らないということでしたが、それでよろしんですか。
- 健康福祉部長（山元成之） 中央児童相談所は、県の機関でございますので、この場での答弁は差し控えさせていただきます。
- 18番議員（新川床金春） 鹿児島中央児童相談所に一時保護を依頼したのは指宿市です。もし子供が、体を壊し死亡した場合の責任は、中央相談所じゃなくて指宿市が責任を負うのか、答弁を求めます。
- 健康福祉部長（山元成之） 児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、設置される県の行政機関でございますので適切に対応していただいているものと思っております。
- 18番議員（新川床金春） 時間の都合で次に入ります。ヘルシーランド敷地内の温泉掘削事業について。（1）第1泉源の替掘事業計画について、令和3年2月定例会の一般質問の答弁で第1泉源の替掘をしているが、泉源が発電できるだけの可能性があるか確認を行う。また地熱発電ができるか調査、検討を行いたいと答弁しました。発電できるかの調査費は、今回の予算に含まれているのか、答弁を求めます。
- 産業振興部長（大迫格史） 今回の掘削につきましては、第1泉源の替掘事業でございますので、その目的につきましては、ヘルシーランドの露天風呂が現在代替泉源がございませんので不測の事態に備え、その代替泉源を確保するために掘削したものでございます。
- 18番議員（新川床金春） 2番目の環境省の構造等変更許可証について。令和3年3月22日付



で再度環境省に申請しているが、変更点等について答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） まず、やぐらの高さでございますが、最初15mで申請をしたところでございます。その後、入札した結果、やぐらの高さを落札した施工業者が20mのものを使用したいということでございましたので、20mを使用するというので改めて申請させていただいたところでございます。また、工事機材につきましても当初予定していたものより一回り大きなものになりましたので併せて申請をしているところでございます。また、工事完了日も遅れることになりましたので併せて令和3年3月22日付で再度申請し、5月17日付で許可されているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 3番目の県温泉掘削申請状況等について。県くらし保健福祉部温泉営業係に第1泉源を温泉として使用する目的で県に温泉掘削申請書を提出していますが、令和3年8月発行の指宿市の議会だよりを見せました。地熱発電を視野に入れているのであれば提出している書類が違うと話されました。虚偽の申請をしているのではないかと向こうも思いましたが、虚偽申請はしていないということでよろしいですか。

○産業振興部長（大迫格史） 温泉掘削許可申請証は、ヘルシーランド露天風呂で利用する温泉井の替掘を目的に申請したものでございます。

○18番議員（新川床金春） 県の許可申請証が手元にあります。県の温泉掘削許可の有効期限とやぐらの高さについて答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） やぐらの高さは20mとなっているところでございます。許可の有効期間ですが、令和3年3月17日から令和5年3月16日までとなっているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 温泉掘削許可証は、やぐらの高さは15mで、変更手続きをしているかと県に聞き、それも開示請求の書類で県・市からもらった書類を見ましたが、自然公園のほうはあるんですけど、温泉掘削申請のほうにはないということで担当者から聞いています。答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 調査に時間を要しますので、配慮方をお願いします。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○産業振興部長（大迫格史） 3月11日付で申請してあります。

○18番議員（新川床金春） ないというふうに県の職員は言いましたが、次に入ります。令和3年9月当初に第1泉源の替掘作業を終わっていましたが、約7,000万投資した温泉掘削は、どのようになったのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） 替え掘りした泉源につきましては、掘削深度の320mまで掘削が完了し、揚湯量を調査しましたところ平均で毎分35ℓ、湯温については67.4度から78度であ

ったところでございます。ヘルシーランド露天風呂につきましては、少なくとも毎分1000の湯量が必要であると考えておりますので、毎分350では予備泉源としての活用は難しいと考えております。

**○18番議員（新川床金春）** ヘルシーランドの温泉掘削について明日、同僚議員が専門的な立場で一般質問をしますので、次の質問に入ります。3番目の新型コロナウイルス感染症対策と産業支援対策について。コロナワクチン接種状況について、福島県相馬市は、新型コロナウイルスワクチンの効果、安全性、副反応を市民に的確に説明し、接種率を80%に上げています。ワクチン接種を速やかに実施するため、市の広報活動をさらに積極的に取組、市民のワクチン接種を上げる考えはないか、市長に答弁を求めます。

**○健康福祉部長（山元成之）** 今後もワクチン接種に疑問や不安を持ち接種をためらっていらっしゃる方々に対しまして、広報紙や市のホームページ等を活用し、ワクチン接種の有効性、安全性、副反応等の周知に努めてまいります。

**○18番議員（新川床金春）** 2番目の新型コロナウイルスまん延防止による観光業への支援策等について。新型コロナウイルス症がまん延した場合、大変なことになっております。観光業のダメージは甚大ですが、景気を回復するまでおおよそ10年かかるのではないかと思います。例えば、ホテル・旅館等や飲食店が、営業不振で3割程度休業あるいは廃業した場合、市税や固定資産税が激減します。市として財政に及ぼす影響をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 観光業の影響ですけれども、仮に宿泊業等の事業者が経営破たんとか、そういう場合になった場合は、事業者が納める法人市民税や従業員等の個人市民税など市の歳入に影響を及ぼすものと思われまます。

**○18番議員（新川床金春）** 住民税収減が続いた場合、市の財政の影響は計り知れないと考えますが、税収減が市民生活に及ぼす影響をどのように捉えているのか、答弁を求めます。

**○総務部長（下吹越寿）** 確かに先ほど答弁しましたように、税が減ることにつきましては、市の歳入が減るわけでございますので、歳入が減るということは予算の歳出において事業のある程度選別、峻別せざる得なくなると考えております。

**○18番議員（新川床金春）** 基幹産業のホテル・旅館などの観光業を守るため、固定資産税や下水道使用料等の減免措置や2・3年据え置きし、基幹産業の復興を支える考えはないか、答弁を求めます。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** まず、固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者を対象に、事業用家屋と償却資産にかかる固定資産税を令和3年度において軽減する特例措置を実施しているところです。また、令和3年度以降に納期が到来する税等について、納税相談等を踏まえ、徴収猶予等の申請を受け付けているところでございます。

○18番議員（新川床金春） 箱物事業は、毎年事業費の償還と維持管理の支払いが利用者がいなくても続きます。基幹産業を支援することで、ホテル・旅館の観光業が業績が立ち直り、今後少子化で税収が落ち込んでいたとき、ホテル・旅館からの税収で市の財政を下支えすると考えます。基金を10億程度投入し、基幹産業のホテル・旅館、飲食店の関係事業者に無利子融資し、経営を下支えする考えはないか。市長に答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 先ほども申しましたように、観光事業者へのコロナ対策につきましては、8月の臨時議会でも補正予算において国の月次支援金及び県の事業継続一次支援金等の上乘せ支給による補助金で支援することとしております。また、今回の9月の補正においても時短要請協力金にかかる県への負担金も計上しているところでございます。その時々に応じた要望書等もありますので、その時々に応じた適切な事業を展開していきたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） 基幹産業がなくなったら指宿は衰退します。そのために支援することはできないのか。再度答弁を求めます。市単独で支援できないのか、答弁を求めます。

○総務部長（下吹越寿） 先ほど申し上げましたとおりでございます。給付の公平性の観点からも国や県と一体となった取組を中心に施策を打っていききたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） 今朝の新聞に鹿屋市は単独で支援をしています。できないんですか。

○総務部長（下吹越寿） 繰り返しになりますが、国や県と一体となった取組を中心に施策を展開していきたいと考えております。

○18番議員（新川床金春） 3番目の飲食店支援事業との効果や意見、苦情及び検証についてですが、先ほどいろいろ説明いただきました。予約の在り方や広報紙の取扱いについて意見、苦情が多かったと私は思います。検証結果をどのように捉え、どのように改善することになったのか、答弁を求めます。

○産業振興部長（大迫格史） まず、予約の取り方でございます。事業者の中には、LINE等で予約を受け付けた方もおられました。例えば、6時から予約受付を開始したときに6時1分にはもう全部売り切れたという店舗もあったようでございまして、今、インターネット、LINE等を使った予約にも一長一短があるものと考えております。また、コールセンターにつきましても検討したところでございますが、やはり、事業者、お店の方々からは、受付時にそのコールセンターが受付を間違うとお店の信用問題にかかわるという御意見もたくさんございまして、コールセンターの設置につきましては、見送ったところでございます。予約の在り方につきましては、様々な方法があろうかと思っております。これからまた飲食店の方々と更なる協議を重ねていきたいと思っております。

○18番議員（新川床金春） ③の指宿市の飲食店を応援しよう事業で8月10日の臨時議会のときに複数の議員から議会の承認を得ず事業者に事前登録させていることに対し、議会の軽視

ではないかという御指摘がありました。誰が議会の承認を得ず指宿市飲食店を応援しよう事業を推進したのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（大迫格史）** 8月10日に御説明した事業につきましては、まず当初予算を提案した際に飲食店を支援するための取組といたしまして、テイクアウト商品販売促進事業として計上し、感染状況が収束に向かっている場合には、より高い消費喚起の効果が見込めるグルメ券事業へ切り替えて行いたいということを説明しているところでございます。飲食店を応援しよう事業につきましては、プレミアム分を紙ではなく電子的にポイントを付与するものでございます。非接触型の会計で感染リスクが低く、飲食店は補助金申請の換金作業もなく、またお客が、キャッシュレスで支払った飲食代は自動的に指定口座に早くて翌日には振り込まれる仕組みになっております。今年度に入ってから感染症の状況も見ながらテイクアウトやグルメ券事業の実施のタイミングを見計らっておりましたが、商工団体から早急に飲食店を支援してほしいという緊急要望も提出されたところでございます。飲食店支援策として1か月間という短期間で高い効果が見込まれる取組であることから飲食店の御意見を踏まえ、市として実施することを判断したものでございまして、議会に当初予算時に説明したものと大きく変わるものではないと考えているところでございます。

**○18番議員（新川床金春）** 児童福祉費でいぶすき家族お楽しみ食事券事業に2,655万7千円計上されています。全ての市民を対象に実施することでテイクアウト事業より平等性が保て大変すばらしい事業になると思います。いぶすき家族お楽しみ食事券事業を18歳以上の3万3千人にも対象にすると1人2千円とした場合、約7,000万要ります。児童福祉と合算して約1億の事業になります。新型コロナ禍で疲弊した市民や飲食店支援をするため事業を拡大する考えはないか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（大迫格史）** 市といたしましては、これまで国・県の施策と併せてより効果的な支援をしてきているところでございます。プレミアム商品券の販売や事業継続緊急支援金の支給などに取り組んでいるところでございます。お尋ねの事業につきましては、現在のところそのような考えは持っていないところでございます。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時32分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○12番議員（吉村重則）** 私は、日本共産党の議員の1人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問をいたします。

農林水産省は、2020年度の食料自給率が、カロリーベースで37.17%に低下したと公表いたしました。20年度の米の収穫は、平年度並みでした。それにもかかわらず、未曾有の米の

凶作にみまわれた1993年度を下回り過去最低を更新しました。世界でも異常に低い自給率の低下に歯止めがかからないことは、日本国民の生存する基盤を脅かす深刻な事態です。コロナ危機で食料の輸出規制に踏み切る国が相次いでおり、外国頼みの危惧さを改めて浮き彫りになっています。命の源である食糧農産物が、緊急時だからといってすぐ量産できません。国内生産を拡大し、自給率を高める平素からの努力が不可欠です。それを国政の柱に据えて取り組むことは待ったなしの課題です。自給率の向上は、世界の食料問題解決や地球環境保全の面からも迫られています。食料の海外依存は、長距離輸送により大量の化石燃料の消費を伴い、温室効果ガス排出削減に逆行します。農産物輸出国では、水資源を浪費し単一作物の大規模生産で生物多様性を脅かします。土壌の劣化や森林破壊も引き起こしています。自給率アップは、地球の人類社会の持続的な発展のために必要であり、国際社会への責務でもあります。しかし、自給率が下げ止まらないのは、構造的な要因です。米の消費減とともに、農地や担い手などの生産基盤が弱体化していることが大きな問題です。農業生産を中心に担う基幹的農業従事者は、20年間で104万人、43%少なくなり、減少スピードは加速しています。農地の縮小と荒廃も進んでいます。国民の食糧を誰が生産するのか、厳しく問われています。異常気象の中で農産物の栽培が非常に難しくなっています。安心して農業が続けられる農政に切り替えるべきです。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

山川中学校西門側の道路の改修について、質問いたします。電波観測所の敷地がはみ出しているため見通しが悪く、特に雨降りのときには危険を感じるが、改修の考えはないか。

次に、空き家対策について、質問いたします。空き家は、市内に何件あって危険な空き家は何件あるのか。

次に、障害者施策について、質問いたします。障害者控除について令和2年3月の議会の一般質問で未認定の通知の中で障害控除に該当するかについての周知を検討すると答弁しているが、検討したのか。また、障害者手当は、どのような制度か。

次に、池田湖の流域治水対策について。国が、流域治水関連法を改正し、被害対象を減少するための対策は、どのようになっているのか。

また、スクールバスの運転手の待遇改善について。運転手の待遇改善について検討し満足していただくよう、対応も考えなければならぬと昨年12月の議会で答弁しているが、どのような検討がなされたのか質問し、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 障害者施策について、障害者控除の周知等について私のほうから答弁をさせていただきます。障害者控除対象者認定制度、これは、65歳以上で身体障害者手帳等を保有していない方でも認定により所得税及び住民税の障害者控除を受けることができる制度があります。障害者控除対象者認定制度を介護認定結果通知の際に周知することについて検討をいたしました。様々な点を考慮した結果、介護認定を受けている全員に対し年に1回送付

します介護保険負担割合証に昨年度から障害者控除対象者認定制度のお知らせを同封をして周知を図っております。

また、ケアマネージャー等の介護従事者に障害者控除対象者認定制度を通知するため、昨年度の地域密着型サービス事業者集団指導において、居宅介護事業所その他地域密着型サービス事業所に対し制度の周知を図っているところであります。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等が答弁をいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** スクールバス運転手の待遇等についてでございます。本年4月の山川地域における小学校再編に伴いまして、スクールバス運転手8人を任用しております。保護者や小学校から苦情等もなく、児童の安心安全に配慮したスクールバスの運行に努めているところでございます。週に1回ないし2週に1回を目途に運転手への聞き取りを通して、業務における問題点や要望等の把握に努めております。今後とも、運転手からの意見も踏まえながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

**○建設部長（山崎一磨）** 通学路の改修についての御質問でございますが、通学路を含めまして道路の改修につきましては、通行車両や歩行者の安全性、快適性の向上を目的とし、各地域からの要望をお聞きしながら関係機関と連携し、現地を確認した上で年次的に改良を進めているところでございます。

次に、池田湖の流域治水対象につきましては、池田湖の管理者であります鹿児島県へ流域治水プロジェクト等の状況を相談するなどし、情報の共有に努めているところでございます。また8月には、大雨により池田湖の水位上昇が確認できたことから、治水対策としまして県と連携しながら仙田水門からの事前放流、併せて内水対策といたしまして市で排水ポンプを稼働したこともあり、現時点において浸水被害は確認されていないところでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** 市内の空き家の数でございますが、指宿地域1,235棟、山川地域496棟、開聞地域430棟の合計2,161棟となっております。続きまして、そのうち危険な空き家についてですが、屋根の倒壊など損傷が著しい危険な空き家は、先ほど答弁しました2,161棟のうち、指宿地域122棟、山川地域39棟、開聞地域47棟の合計208棟となっております。

**○健康福祉部長（山元成之）** 特別障害者手当とはどのような制度か、でございます。特別障害者手当は、精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常に介護が必要な状態にある在宅の20歳以上で、所得制限及び障害程度認定基準を満たす方に対しまして、月額2万7,350円を年4回に分けて支給される制度でございます。

**○12番議員（吉村重則）** 山川中学校の西門側の道路改修について。電波観測所のほうが高土手になっているわけですよね。草が生えてきた場合に、もう50cmから1mぐらい内側を生徒なんかは登校するわけになるんです。そういう中で傘をさしたり雨の日は。自転車通学あり。あとは通勤用の自動車、農家も通るわけですので、そういう面からすれば、特に部分的

なんですけど電波観測所のほうはかなりはみ出してきているわけですよね。こういうものについての改修については、今後検討するとか、そういうことはないんですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 道路の改良工事が必要な所につきましては、道路パトロールや地域からの要望を踏まえまして道路の状態や交通状況、拡幅の必要性等の諸条件を総合的に判断し、年次的な整備によって安全対策を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 近くの住民の好意によって、年4回ぐらいは土手の草払いをしているような状況なんですよね。そういう中で本当、草がはみ出してきたら非常に危険だという面ではやっぱり好意があって一応されているんですけど、もしそういう好意ができなくなった場合なんかを考えれば、何らかの対策は必要だと思うんです。そのへんの対策については検討はされないのか。

**○建設部長（山崎一磨）** 議員御指摘のとおり、電波観測所の法面においては、草が繁茂しているときもあり、付近の住民が管理していただいているというふうにはお伺いしております。本当にありがたいことだと思っているところでございます。幅員が4.5mはあるんですけども、草が繁茂していない時期については、問題ないとのことですが、離合には注意が必要でありますので、草刈り時期の調整やメンテナンスフリーも含めた形で今後、協議、検討できたらなというふうに考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 草払いも含めていろいろ今後検討していただきたい。あと、やっぱり電波観測所、ごく部分的な部分もあるわけですよ。そういう意味では、是非検討をお願いしたいとお願いしときます。

次に、空き家対策の問題ですけど、先ほど空き家について、件数について答弁があったわけですけど、これは空き家対策の対策計画の中で令和元年の9月に調査した数の答弁だったんですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほど私が、棟数を申し上げましたけれども、これにつきましては、3年に1回、消防団へ依頼しており、先ほど言われましたように直近では、令和元年度に実施した数でございます。

**○12番議員（吉村重則）** 年々、数的には増えているわけですよね。そういう中で本当、危険な空き家。特に山川のほうで崩壊、道路のほうにもう空き家そのものは半壊して道路側に傾いてきているという危険な空き家は、結構出てくるんじゃないかと。こういう場合の対策ですよね。どのように今後検討をしていくのか。

**○総務部長（下吹越寿）** 危険な空き家についてでございますが、所有権を調査後、所有者に対して空き家等の現況写真を同封した指導文書を送付し、空き家の適正な管理、対策をお願いしているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 山川の港のほうでの空き家について。例えば、今度の台風14号です

か。だいぶ強い台風だったんですよ。こっちのほうに影響がなかったから良かったものの、もしこっちのほうに来た場合には、もう逆に被害が広がるんじゃないかというぐらいの状況ですよ。そういう持ち主とか、そういうのを調査して連絡はしていると思うんだけど、いつまでああいう状態で放置されるのか。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほど申しましたように、危険家屋につきましては、その適正な管理について、所有者を調べて文書等を送付します。ただ、所有者がなかなか見つからなかったり特定できない場合につきましては、自治会、地区を通しまして被害防止のための飛散防止用のネットを貸し出して対策を講じているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 指宿市内の中でも危険な空き家が、もう200件以上からあると調査で出ているわけですよ。その地主を含めてそういう調査はし、解体するにも相当なお金がかかるわけですよ。そうした場合に、なかなか地主の方が解体ができないというような状況であっても市には200件からの危険な空き家があるというのは令和元年の9月の調査で出ているわけですよ。それも結局本人が、解体をしない限り解体するまでそういう状態で放置をされるのかどうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほどの答弁とかぶりますが、所有者をこちらでも調べまして指導文書を発送します。それで通知がいった、改善されたところもでございます。台風等の被害に一次的にネットを貸し出して、そこを覆ったりして飛散防止に努めると。それと、そういうことを進めながら、できるだけ所有者を調べて指導を繰り返し行っていくというような対策を取るようになっております。

**○12番議員（吉村重則）** 山川の本当危険な空き家。道路のほうにもうだいぶ傾いてきててネットをかぶせてあります。本当に自然の力となった場合には、何も通用しないんじゃないかと。あれぐらいのネットでは。そうした場合には、もう要請をして通行止めをすべきじゃないかということで私はもう提案もしました。その中で片側通行ということで今対応されているわけですよ。本当に本人が、解体ができるまでそのまま放置すると。市内では、200件からあるわけですよ。危険な空き家が。何らかの本人が動かない限りそのままもう連絡を取ってそのまま今後も続けていくという捉え方になるんですか。

**○危機管理課長（竹山修一）** それでも対応いただけない場合は、再度要請を行っているところですが、どうしても連絡が取れない場合は、相続関係を調査し、子供など相続権のある方への連絡をし対応もお願いしております。また、議員おっしゃっている山川の片側通行をしている場所ですが、そこについては、8月20日に吉村議員より通行止めをするべきじゃないかというようなアドバイスをいただいたことから、私たちも土木課、警察に相談をして、どうしてもやはり通行量があるもんですから、全面通行止めはできなかったことから片側通行とさせていただいたところであります。片側通行としたことにおいて、周りの方に迷惑をかけるということで何軒かは回って、すいませんけど、片側通行させてくださいということも周



知しております。また、あその件については、所有者の方と何回となく接触を試みてはいるんですが、なかなか会うことができずにいるところではありますが、その中でも所有者の妹さんと連絡が取れまして、妹さんが最近解体業者に見積り依頼をしているという情報も入ってきております。ですから状況は少しではありますが進展しておりますので、もうしばらく少し様子を見させていただきたいと考えているところでもあります。

**○12番議員（吉村重則）** 市内の中では、2千件以上が空き家になっていると。これは元年ですから毎年増えてきているわけだから今後本当空き家の問題は、周りに被害を与えたりとか、いろんな問題が出てくると思っています。そういう意味では、地主が解体ができない、親族が解体ができない状態、今後生まれてくると思います。そういう意味では、本当に何らかの方向、対策を今後計画していかなきゃならないと思います。そのへんでは今後将来的にどのような方向で検討をしていくのか。

**○総務部長（下吹越寿）** 空き家、危険家屋といっても個人の所有の財産ですので、なかなかそこに強制的に手を入れるというわけにはいかないところでございますけれども、市では、空き家等対策協議会というのがございますので、そこで空き家等の対策計画の策定、変更、放置されて周囲に悪影響を及ぼすようなどうなのかということの判断、措置の方針等も協議して対策を取っていきたいと考えております。

**○12番議員（吉村重則）** あと、解体するにしても最低でも70から80万、100万からの解体費がかかるわけですね。そういう意味では本当大変な方向になるかなと思うんですけど、解体するのに補助金的なそういう制度については、検討はされてないのかどうか。

**○市長（豊留悦男）** 空き家対策、どの自治体も頭を悩ませている事案でございます。本市においても空き家対策は何とかしないと大変なことになるということについては、私どもも深く認識をし、その解決のための方策を探っているところでもあります。市長会としましては、国の法的な整備を図り、ある程度空き家対策それが基礎自治体において強制的な手法が取れるような方向性、そういう法的な整備を図っていただきたいとお願いをしてあります。恐らく、国では、近々空き家対策のための法の整備がなされた中で、各自自治体においては条例の整備をしながら空き家対策、徹底した対策ができるようなそういう体制にもっていきたいと思っております。空き家、それは私もある空き家に入ってみました。これでは壊せないよな。その理由として仏壇があったり、いろんなものが置かれたままになっているところが複数あります。そういう中で個人的な権利を大切にしながら行政としてどれだけ踏み込んで空き家対策ができるか。その方向性というものについては、国や県と一緒にやって対策を図ってまいりたいと思います。

**○12番議員（吉村重則）** 補助金については、どのように考えているのか。

**○総務部長（下吹越寿）** 解体補助についてでございますけれども、県内におきましても、国の事業等を活用して補助を実施している自治体もありますので、それらの活用した補助金制度

を実施している市等へ内容等について今後、調査、研究してまいりたいと思います。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○12番議員（吉村重則） 障害者控除については、改善が図られているようです。障害者手当について、先ほどの答弁の中で年に4回支給されるとかと答弁だったと思うんですけど、これは事実ですか。

○健康福祉部長（山元成之） 年に4回、月額2万7,350円を年に4回に分けて支給しております。

○12番議員（吉村重則） この対象者ですね。在宅で介護4、介護5が対象になるんじゃないかと思うんですけど、これは事実ですか。

○健康福祉部長（山元成之） 精神や身体に重度の障害があり、在宅で常に介護が必要な20歳以上の方になります。主に一般的には、介護4、介護5の方が対象になると思っております。

○12番議員（吉村重則） この手当を市内で受給している方は何名くらいいますか。

○健康福祉部長（山元成之） 在宅で手当てを受給している方は48名おります。

○12番議員（吉村重則） 介護4、介護5で在宅で介護をされている方は何名くらいいますか。

○健康福祉部長（山元成之） 在宅と申しましても在宅の方、それから特別養護老人ホームの待機者、それから入院中の方などがありますので、それを合わせまして約340名程度が対象になるかと思われまます。

○12番議員（吉村重則） 場合によっては340名の方が受給できるかもしれないと。これはやっぱり医者診断書によって決まってくると思うんですけど、この介護4、介護5認定されたときの周知は、どのようになっているんですか。

○健康福祉部長（山元成之） 市のホームページや広報紙等で周知を図っております。また、障害のある方につきましては、障害手帳の交付時に説明をしております。

○12番議員（吉村重則） 私が聞いたのは、介護認定を受けるときに介護度についての周知について、どのようにしているのか。

○健康福祉部長（山元成之） 介護認定の通知時には周知はしていないところです。

○12番議員（吉村重則） 本人は、介護4、介護5については分かっているわけでしょう。

○健康福祉部長（山元成之） 本人若しくは家族の方等は、介護4、介護5というのは分かっております。

○12番議員（吉村重則） つまり、この介護4、介護5については、調査する時点では分からないわけでしょう。結局、審査をした中で介護度がはっきりしてくるわけで、その通知っていったらいいんですか。通知については、どのようにされているのか。

○健康福祉部長（山元成之） 介護4、介護5の通知時には、この制度につきましては、通知はし

ておりません。

- 12番議員（吉村重則） 知らない人がかなりいると思うんですね。なんで周知が、この障害者手当について周知がされてないんですか。何か理由があるんですか。
- 健康福祉部長（山元成之） これまで市のホームページや市の広報紙等で周知を図っておることからあえてこの介護認定時には通知はしてないところです。
- 12番議員（吉村重則） 何が問題があって周知はできないんですか。
- 健康福祉部長（山元成之） 市のホームページ等や広報紙で周知を図っておりますので、制度につきましては、そこで周知をしているものと理解しておりました。
- 12番議員（吉村重則） 介護4、介護5については、周知をします。だけど特別手当については、もう広報紙などで周知しているから、知らせる必要はないという立場なんですか。
- 健康福祉部長（山元成之） ホームページや広報紙等で周知をしておりますので、そこで周知はされているというふうには思っております。
- 12番議員（吉村重則） これから介護4、介護5について周知をするわけですので、こういう手当、障害者手当についても、こういう制度がありますよという改善はする考えはないのか。
- 健康福祉部長（山元成之） 特別障害者手当の周知につきましては、毎年7月に発送します介護保険負担割合証と同封して周知することも含めまして、適切な周知報告につきまして検討してまいります。
- 12番議員（吉村重則） 在宅で介護4、介護5。本当重症の方々を介護するとなれば、かなり大変な状況であるし、経済的にも厳しいわけですよ。そういう中で国の制度として4分の3が国で、4分の1が自治体が持つようになっていると思うんですけど。本当に介護されている方は大変な状態なんですよ。そういう中でこの制度があること自身もほとんど知らない状態。340何名の方が、一応介護40名ですか。介護4、介護5となれば、もらえる権利がある可能性があるんですよ。申請してみなければ分からないんですけど。こんだけの方が苦しんでいるわけです。そういう意味では、ちゃんと知らせて受給できるような方向でもう来年も7月じゃなくして早急に対応すべきだと思うんですけど、そのへんの考えはないんですか。
- 健康福祉部長（山元成之） 通常は、毎年7月の介護保険の通知のときに出しております。事務の効率化、費用等もありますので、7月につきましては、毎年それに乗せていく方向で考えたいと思います。また、それ以外につきましては、広報紙等を使いまして周知をしたいと思います。
- 12番議員（吉村重則） 48名の方が受給しているという答弁があったわけですけど、施設に入っていて、最後を自宅で看取りたいという方々が退所したときにケアマネージャーさんが、かかわって受給しているという話も聞くんですよ。そういう意味では、本当に在宅で施設に入らずにしているわけですので、ホームページとか広報紙だけでなくして、何らかの

改善をケアマネージャーさんなんか使ったりとか、例えば、医者とか、そういうところにもやっぱりこういう制度がありますよという周知をする必要があると思うんですけど、そのへの検討はされないのか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 在宅の場合、何らかの介護サービスを利用していると思われます。そのようなことからケアマネージャーや介護事業所などにも周知をしてみたいと思います。

**○12番議員（吉村重則）** 是非、早急に改善をしていただきたいと思います。

次に、池田湖の流域治水対策について。6月の議会の中では、一応国のほうが、制度を国のほうが、流域治水関連法案を改正されているということで、6月の時点では、早いうちに何らかの体制ができるのかなと思って私は、答弁を聞いていたんですけど、さっきの話では、何か後退しているような答弁の中では後退しているような状況なんですけど、その国が、改正された中身には合致しないということなんですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 流域治水プロジェクトというのがございます。この件に関しまして、県河川課からの情報といたしまして、流域治水プロジェクトへ向けた取組としまして、今年度4つの二級河川の流域治水協議会を設置し、流域治水プロジェクトを策定する方針であるとお聞きしているところでございます。なお、この4つの二級河川に池田湖は含まれておりませんが、県によりますと、他の二級河川についても流域治水プロジェクトを策定する方針であると伺っておりますので、市としましては池田湖の現状を注視しながら今後、県へ働きかけてみたいというふうに考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 池田湖の水位については、一応66mというのが設定されているわけですね。排水の関係で5.8くらいに、5.5を超えたら県とのあれで放水をする。審議がされるということになっているわけで、やっぱりこの異常気象の中で、もう降雨がないときや、もう相当な水量を使うわけですね。それで、そういう意味では、やっぱり66mを守るという面からしたときには、県のそういう計画ではなくして、やっぱり市が、分譲をしてくている。いろんな条件はあったかもしれない。だけど、市民は、市を信用して購入しているわけですよ。そういう面からすれば、市単独でも移転も含めた計画を取るべきじゃないかと。それと同時に県と連携した方向での対策が必要だと思うんですけど、市としては、県が、するしないは別にして、そういう流域治水対策について計画する考えはないのかどうか。

**○建設部長（山崎一磨）** 市としましては、池田湖の水位問題につきましては、効果的な排水、冠水対策の在り方を検討し、また関係機関と情報を共有しながら安全安心な水位管理に努めてみたいというふうには考えているところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 今年も全国で大雨が降ってすごい被害が出たわけですね。そのわりには、指宿のほうでは、降雨がそんなに多量でなかったという面では、ポンプで汲み出す。その対応で済んだかもしれないんですけど、全国的な降雨量を見てみると、いつ指宿

で、そういう方向になるか分からないわけですよ。そういうのを考えれば、本当に今のポンプでも足りない。新しいのを設定しても足りない状態になるんじゃないかと。だから、本当に治水対策というのを考えるんだったら前回の6月議会の中でも、それだったら65mでもいいじゃないかと。県と交渉して水位を下げる方向を考えたらいいんじゃないかと、私は極端な話もしました。66mというのを守るのであれば、やっぱり今のあそこ3軒ですか。3軒について、何らかの計画を市単独でも考えるべきだと思うんですけど、そのへんは全然、移転も含めたそういう計画については、考えられないということなんですか。

**○建設部長（山崎一磨）** 池田湖の水位に関しまして、県並びに土地改良区が、66mの水位を管理するために事前放流等を行っているところではございます。66mを超える場合には、内水被害が発生しますので、市としては、内水排水対策を進めているところでございます。護岸ができ、66mの市道があるうちで3軒の方々の移転補償を市で考えることはできないかということでございますが、その件については、個人資産の対策になりますので、移転補償等できないところでございます。

**○12番議員（吉村重則）** 治水対策については、市単独でも是非検討して前向きの方で取り組んでいただきたい。

時間の関係で次に入ります。スクールバスの運転手の待遇改善について。この間、改善すると答弁は、昨年12月、いろんな問題はあんだけど、改善は、改善というか、満足のいくような検討はするということ答弁がされているわけです。どんな検討が、この間されてきたのか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** スクールバス運転手の待遇改善につきましては、これまで運転手の休憩室の設置について要望等がございましたので、それについて検討をしております。当面は、学校の特別教室等を休憩室として借用することにしていただいております。

**○12番議員（吉村重則）** 特別教室については、いつからされているんですか。休憩室としては。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 学校と協議をいたしまして、これから休憩室として利用することにしていただいております。

**○12番議員（吉村重則）** ということは、今まではもう全然ないということなんですね。

**○教育部長（鶴窪誠作）** これまでは、休憩時間につきましては、自宅等で休憩をお願いしているところでもあります。

**○12番議員（吉村重則）** 待遇の改善では、どのような検討がされているんですか。実際5.5ですか。要綱でやられた。これは、ちゃんと5.5で今までそういう採用は、要綱に沿った採用は、されてきているんですか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 勤務時間につきましては、勤務条件通知において1日5.5時間程度となっております。これにつきまして、1日5.5時間を下回ることはありましたが、今後1日5.5

時間程度を確保できるように検討していきたいと考えているところです。

○12番議員（吉村重則） 5.5時間を下回るって、それだったら、どのくらいの時間になっていたんですか。

○教育部長（鶴窪誠作） スクールバスの運行時間につきましては、登下校時の運行が主なものになりますけど、日によっては、全学年が一斉に下校することもありますので、そのときに5.5時間を下回るってということになりますけど、実際どの程度になったかというところは、ちょっと把握していないところでございます。

○12番議員（吉村重則） 把握していないというのは、おかしいんじゃないですか。これからの問題じゃないですよ。4月から8月までは、ちゃんとしているわけでしょう。なんで、その時間ははっきり言えないんですか。何時間から何時間とか。そういうことははっきり言えないんですか。

○教育部長（鶴窪誠作） 今の答弁につきましては、時間を要しますので対応をお願いしたいと思えます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時28分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○学校教育課長（常深章） 勤務時間につきましてはの御質問でございました。5.5時間を下回る時間につきましては、4.5時間の日、それから中には、3時間勤務の日もございました。

○12番議員（吉村重則） 昨年の私の一般質問の中で、マイクロバス運転手の募集につきましては、時給、勤務時間、勤務日数等もちゃんと勤務条件として示してあり、その条件を理解していただいて応募していただいていると考えているという答弁をちゃんとしているんですよ。なんで勤務時間が、そんなに少ない中でこのあれとは違うんじゃないですか。この点はどのように考えているんですか。

○教育部長（鶴窪誠作） 勤務条件につきましては、1日5時間30分程度としております。先ほど答弁がありましたとおり、1日5時間30分を下回るときもありますけど、社会化見学等で勤務をしていただくこともありまして、そういうときは、5時間30分を上回っております。

○12番議員（吉村重則） 5.5時間を超えていると、それは1日の問題であって、毎日、日数からいったときには、5.5時間は守らなければならないんじゃないですか。

○教育部長（鶴窪誠作） 勤務条件通知では、5時間30分程度となっております。5.5時間を下回ることがありましたので、今後は、適切な勤務時間の配分に努めたいと考えております。

○12番議員（吉村重則） これは、採用するときの条件として出しているわけですよ。9月になって初めてこれが明らかになって、今後改善すると、これまでについて遡って補償すべきではないんですか。

- 教育部長（鶴窪誠作）** 運転手の報酬につきましては、勤務時間等に応じて支給されるものと考えておりますので、遡及しての支払いは難しいと考えております。
- 12番議員（吉村重則）** 契約としているわけですから、この契約なんか市のほうで市民と契約した分は、契約になりませんということになるんですか。
- 教育部長（鶴窪誠作）** 勤務条件通知の中では、5時間30分程度としておりますので、5時間30分程度を確保できるようにしていきたいと考えております。
- 12番議員（吉村重則）** 契約の関係で言えばどうなんですか。
- 教育部長（鶴窪誠作）** 5時間30分としているわけじゃなくて、5時間30分程度としておりますので、問題はないかと考えております。
- 12番議員（吉村重則）** 質問に対して答弁してください。長期休業に入ったとき、夏休み期間中、全然収入がないわけですね。廃校になった運動場なんか見てみれば、荒れ放題になっていますよ。何らかの対策を打つべきじゃないんですか。長期休業期間については。
- 教育部長（鶴窪誠作）** 夏期休業期間中におきましては、原則出校日以外は休業日として勤務条件通知にお示ししておりますけど、今年の夏期休業期間中につきましては、図書館解放の際のスクールバス運行、車両点検及び運行経路の現状確認のほか、児童との接し方を学ぶ研修会、学校との意見交換会等の業務にも従事していただいているところであります。
- 12番議員（吉村重則）** 何らかの対策を打つべきじゃないんですか。全然そのような考えはないんですか。
- 教育部長（鶴窪誠作）** 夏期休業期間中の業務につきましては、運転手の方々も十分理解されていると思っております。
- 12番議員（吉村重則）** 契約に対しては、まともに答弁せずに、そういうことに対しては、一方的に理解しているという答弁になっていますよ。あと、この休業期間中に社会保険料なんかどのくらい請求がされたんですか。
- 教育部長（鶴窪誠作）** 社会保険料につきましては、平均で約2万3千円であります。
- 12番議員（吉村重則）** 収入がない中で、2万3千円も請求をするんですか。
- 教育部長（鶴窪誠作）** 8月分の社会保険料につきましては、8月分の収入が少なくなり、社会保険料を報酬から天引きすることはできないことが想定されたため、個人掛金について運転手の方々から現金徴収をさせていただいたところであります。
- 12番議員（吉村重則）** 本当1か月赤字の中で生活しなさいと。このようなことが市の採用として、市長、許されるんですか。市長は、どのように考えていますか。
- 市長（豊留悦男）** 新生山川小学校が、開校して上半期が終わります。9月までの様々なスクールバス運転についての課題というのは、議員の一般質問から考えてもあろうかと思いません。直接運転手と現場を預かる校長その他教頭を含めて、話し合いの場を持たなければなかなか解決の方向というのは見出せないだろうと思えます。今日いただきましたけれども運転

手の待遇改善，服務管理を含めて，今後教育委員会とともに市当局も一緒になって話し合っ  
てまいりたいと思います。

○12番議員（吉村重則） 何らかの前向きな答弁だったと思います。あと1点。設備の問題で  
すけど，運動場から砂を含めて雨水が駐車場のほうに流れてくるんですよ。その砂を受け止  
めるために側溝の設置を是非検討していただきたい。最後に答弁をお願いします。

○建設部長（山崎一磨） 山川小学校のグラウンドからスクールバスの駐車場へ向かうボックス  
カルバートの中に砂等が散乱しているというような状況だろうと思います。土木課でも現地  
を確認いたしました。グラウンドのほうに300の側溝があるわけなんですけれども，やはり  
大雨時，それを乗り越えて階段並びにスロープをつたって雨水が侵入し，グラウンドの砂が  
入ってきたらというふうに予測しております。どのような状況で起こったかというの  
も詳しく点検いたしまして改善点につきましては，教育委員会と相談しながら進めていき  
たいというふうに考えております。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時50分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き，一般質問を続行いたします。

次は，井元伸明議員。

○10番議員（井元伸明） 10番，井元伸明でございます。通告してございます，3項目につい  
て質問をさせていただきたいと思っております。

まず，池田湖周辺観光施設整備についてでございますが，質問する前に，池田湖に関する  
新聞記事を2件ほど紹介をさせていただきたいと思っております。まず1件目は，南日本新聞の2015  
年9月29日ひろばの欄に紹介されておりました記事を御紹介申し上げます。これは鹿児島市  
在住の方でございました。わくわくさせた池田湖畔どこにということの題で，夏休みに帰省  
した孫たちを楽しませようと5・6年ぶりに指宿方面をドライブしました。イッシーが見られ  
るかもよと大いに盛り上がりながら池田湖に向かいました。しかし，着いてがっかりいたし  
ました。朽ち果てたボート小屋や雑草が生い茂るなど観光パンフレットとのあまりのギャッ  
プに唖然となりました。大ウナギが悠然と泳ぎ，今にもイッシーが湖面に顔を出すのではと  
わくわくさせてくれた昔の名残は全くありませんでした。そんな中，他県ナンバーの車から  
降りた観光客の方々が，池を一瞬見ただけでげんな顔をし，そそくさと走り去って行った  
のにはショックで，鹿児島県人として恥ずかしさがございました。九州一の大きさを誇る池  
田湖があると紹介できるものではありませんでした。とございました。もう1件は，今年の6  
月4日に南日本新聞のひろば欄に池田湖のセンカと題して，このセンカをもっと広めたいと  
いう記事が出ておりました。私もこのセンカとは初めて聞きましたけれども，気になりました  
ので，ちょっと要約させていただきますと，このセンカとは，池田湖の深さは233mござ



います。湖面の標高が66mございますので、この差し引き167mが海面下ということで、これをセンカと呼ぶんだそうでございます。私もいい勉強をさせていただきました。本当にありがとうございました。このセンカを抱えた観光案内板が、田沢湖にあるということでもございました。なぜ、田沢湖にこのセンカがと書かれた看板があるのかということを経験の記事で見ますと、日本一が田沢湖で、続いて第2位に池田湖であると紹介をされているようでございます。是非、今回の整備事業の中でもこのようなセンカの観光案内板的なものも設置についても御検討していただいて、もっともっと池田湖の真相解明につながるような、御案内をできるようなことをしていただければと思います。それだけに池田湖の持っている魅力は大きいものがございます。観光指宿への偉大さを改めて考えさせる思いがございましたので、御紹介を申し上げます。

そこで、池田湖観光整備についてお尋ねいたしますが、これは、平成27年指宿市において、池田湖周辺観光整備事業基本計画を策定し、翌年の平成28年の県の魅力ある観光地づくりの事業に池田湖整備事業について要望し、採択をされておる事業でございます。その後、実施設計の現況調査や測量を踏まえて計画図案ができ上がっております。県として、この事業を整備進めていく中で市も共同で整備にあたりとされておりましたが、この計画は、地元校区公民館におきまして、平成30年6月29日午後7時より市の観光課によりしっかりと説明をなされております。当日は、多くの関係者、公民館長さん方を含めて真剣にこの話を聞き、これからの池田湖周辺の観光施設整備が進んでいくことに大きな期待を持っておりました。現在、池田湖周辺観光整備事業は進んでいる中で、当初計画より変更して売店整備をされないという話も聞いておりますが、そのような中で池田湖といえばイッシーを想像される方も多くいらっしゃると思われまふ。そこで、世界的に有名なネス湖のネッシーについてでございますけれども、最近イギリスでは、今ネッシーの目撃情報が多発しているとの大きな話題になっているとの報道をたまたま昨日テレビで拝見することがございましたので、ちょっと一言申し上げますと、現在では、コロナの影響によりネッシーも観光客は、ほとんどない状態とのことです。しかし、地域の方々は、今でもネッシーの存在を信じ、近くの売店では、多くのネッシーグッズが多く販売されているのをテレビの中で拝見することができました。池田湖のイッシー騒動を思い出しました。池田湖を訪れる観光客の大方は、このイッシーに会えるような夢と期待を持って訪れる方々が多いと思われまふ。そこで、会えなくてもいつか会えるような記念碑になるものは何かないかとその場所で池田湖で手にしたものは観光に訪れた人にはいい思い出となって残るだろうと思われまふ。決してこういうものは、ほかでは買えない。手に入らないイッシーグッズなど販売できる売店が是非必要ではないかと改めて思うことでもございました。そこでお尋ねをいたしますが、関係者の皆さまの話では、計画にあった売店整備は行わないとの話を聞いてはおりますが、なぜ売店整備は必要ないと判断されたのか。だれがどのような理由で整備に必要ないと判断を決断したのか。明

確な答弁を求めたいと思います。

次に、新型コロナウイルス対策についてお尋ねをいたします。全国でも緊急事態宣言、鹿児島県においても、まん延防止等重点措置がさらに延期され、不要不急の行動自粛は続けられております。全国の感染者は、いくらか減少傾向にはあるものの若い人の感染は増加し、重症化傾向がある状況の中、鹿児島県においても9月1日より2学期も始まりましたが、鹿児島市や霧島市、薩摩川内市などでは、休校や時差登校もあり、また、大人数での授業を分散しながらのところもあるようでございます。本市での子供たちの保育園、小学校、中学校などでの感染予防対策は、どのようなものをとっておられるのか。まず、お尋ねをしたいと思います。併せて最近の感染状況では、特に家庭内感染が多くみられ若い人が感染し重症化することが多くみられることから、予防対策としてはワクチン接種を若年層への接種も広く進められている現状ではございますが、指宿市における接種状況は先ほどもございましたけれども、どのようになっているのか、改めてお尋ねをし、これについては、65歳以上の高齢者をはじめとする各年代ごとの接種状況についてお伺いをいたします。

3項目については、市内の農業後継者育成について、でございます。指宿市の基幹産業は、観光と農業であると認識をしております。観光においても長引くコロナ禍の中で個人の力では、とても生き残りを図れる状況ではございません。かたや農業部門においても自然災害等の異常気象の影響による大雨災害も続く中で、日々自然との戦いでもございます。このように厳しい環境の中でも日本の食糧生産に頑張っておられますが、これらの農業を支えていく後継者不足が深刻でございます。このような中、本市の農業後継者の推移状況については、どのような状況か、お伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

2回目から自席から質問させていただきます。

**○市長（豊留悦男）** 主に3点ほどについて質問をいただきました。池田湖周辺等についての開発計画は、経過等含めて産業振興部長、総務部長等が説明をいたします。ワクチン接種状況については具体的な数値を基に担当部長に説明をいたさせます。私から農業者育成について答弁をさせていただきます。新規就農者の推移等についてでございます。45歳未満の新規就農者が、経営開始から5年間の就農計画を策定し、市に認定された場合は、認定新規就農者となることは、議員も御存じだろうと思います。この認定新規就農者の過去5年間の状況につきましては、平成28年度が9人、29年度が5人、30年度が11人、令和元年度が8人、2年度が6人となっており、令和2年度までの市町村の認定総数では、本市が県内1位となっております。また、認定新規就農者以外にも45歳を超えて就農する方や後継者として就農する方もいることから、実態としてはこれより多い方々が、新規に就農しているところでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** 池田湖売店の件でございますが、当初の計画では、既存売店を移転新設する計画としておりましたが、民間資金で施設整備を進めるためのサウンディング型市場調査の結果や、観光客のニーズがモノからコトに変化していることなども踏まえ、既存売店

をそのまま移設するための整備は行わないこととしたところです。この方針について、その当時の5名の売店賃貸借人の方々にも説明を行い、同意をいただいたことから、既存売店をそのまま移設するための施設整備は行わないこととしたところでございます。

**○健康福祉部長（山元成之）** ワクチンの接種状況についてでございます。ワクチンの接種状況につきましては、9月15日現在で市民全体のうち、2万5,849名の方が1回目の接種を終えており、接種率は65.7%となっております。また、2万1,641人の方が2回目の接種を終えておまして、接種率は55%となっております。1回目の接種を終えました方の年齢ごとの接種率でございますが、まず、65歳以上の方は91.2%、60歳以上の方は90%、50代の方は68.2%、40代の方は53.7%、30代の方は40.7%、20代の方は37.5%、12歳以上19歳以下の方は44.9%となっております。

**○10番議員（井元伸明）** 計画にあった売店をもうしないということで決定をされたということで、今、答弁をいただきましたけど、ちょっと先にお願いしときますけど、総務部長の声がよく聞き取れませんので、マイクの近くで大きな声で答弁をできたらお願いいたします。

関係者5名と協議をして決定をされたということですのでけれども、先ほど私が池田湖の新聞記事を紹介したように、いろんな意味で池田湖に来る方は、池田湖っていうのは、指宿市に来られる出口か入口どっちかだろうと思えますけれども、そういうことで非常に玄関口として今の指宿スカイラインも拡幅工事をしながらどんどん大迫近くまで工事が進んできております。たぶん空港から直接来られる方はいなくても、鹿児島市内喜入から来られる方は、相当増えるだろうと予想もされます。そういうときに、旧売店のお客さんが少なかった、多かったは別にしても、昨日のイギリスのネッシーのネス湖の売店の状況を見ても閑散としておりましたけど、それでもいろんな品物を揃えながらそこでしか買えない品物をたくさん陳列もしてあったようです。ああいうのを見るときに、本当に私は、昨日たまたまそういうのをテレビをチャンネルを見させていただきましたけど、ああやっぱり池田湖もこうあるべきだよねっていうのを、先ほどの新聞記事見ても、後でも言いますけど、トイレにしても池田湖に来る観光客、市長もかねがね指宿の基幹産業は、観光と農業ですよということを高らかにおっしゃっていただいておりますけれども、その割には、観光客、今はコロナ禍でお客さん確かに少ないです。いろんな意味でも。それでも来られる方、結構いるんですよ。いろんな形です。そういうときに何人かで話を聞いたらもう売店は必要ないということを簡単にそんな決められていいのかなと、売れる売れないは別に、いくらかまたこれからどんどん、当初この観光整備も、外国人の方をあてにしていろいろ整備するという話もあったように、今後いろんな形態が変わって観光が再復活したときに、やっぱり指宿の池田湖で時間を過ごしてほしい。これはただ整備するだけじゃなくして今、池田湖を通り過ぎる方は、今、観光客の大体7割、8割はほとんど通り過ぎて駐車場もいっぱい。行くところがない。見るところもないっていうけど、だからそれを整備をして時間を30分、1時間、下手すると2時間ぐらいは

池田湖に滞在できるような整備をしてほしいということがあったと思うんですよ。当初はですね。それを売店もなしに時間がどこに行けばいいか分からん。確かに親水性の護岸を整備するかも分かりませんが、そんなのを併せても、やっぱりそういうのは、どこにもあるような売れる売れないは別にして陳列の仕方、案内の仕方もあろうかと思うんですよ。観光客の方は、売店の方々と1対1でいろんな情報も知り得たりですね。話も聞くことも非常に楽しみの一つだろうと思うんですよ。そういうところで、なぜ簡単に、こんな売店をやらないうというふうに、本当に売店関係者が入り手がいないからやらないというふうに決められたんですか。それとも入ってもお金にならないからやめるというふうに決められた。これは誰が決められたんですか。決定は総務部長がされたんですか。

**○総務部長（下吹越寿）** 私が総務部長として決められるものではないと思います。この計画、予算等につきましては、議会にも当初予算を上げるときの説明、そうすると、その中で総務水道委員会でも説明しているという経過がございます。それと、いちばんの肝心でありますその売店の移設の件でございますけれども、既設売店の移転のための施設は新設はしないんですけれども、池田湖周辺観光の施設整備における新たな観光施設は建設する計画でございます。したがって、令和4年度に新設する観光施設や護岸整備などにより池田湖周辺の活性化には、つながるものと考えております。

**○10番議員（井元伸明）** いろいろ聞いていきますと、市役所に来られて、是非売店の場所があるんであれば営業をやりたいという方が来られたと思うんですよ。そういう夢のある人がおられる。そういう状況の中で、本当にもう売店は必要ないということでもよろしいんですか。もう今後は一切売店とかそういうものを売るような場所は必要ないということで、検討の余地もないということでもよろしいんですか。

**○総務部長（下吹越寿）** そういうのを端的に決めたわけではないです。先ほども申しましたように、サウンディング型の市場調査をした結果、観光客のニーズがモノからコトに変化してきているということも、そういう結果を踏まえて既存売店の移設整備は行わないことと決定したところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** いろんな調査、研究をされたということでもありますが、見えるようなちゃんと説明してほしいんですよ、いろんな形で。私が見えるような説明をですね。また私もいろんな人から聞かれるから、こういうことをお尋ねしているんですけども、私も思いつきで言っているんじゃないんですよ。なぜ、こういうせつかく整備するときに、最初する計画であった売店を途中でしないようになったのか、そこをはっきり分かるように説明してくださいよ本当に。

**○産業振興部長（大迫格史）** 既設売店につきましては、先ほど総務部長が答弁しましたように、撤去をするということになります。今、池田湖の駐車場の所を囲ってあります。あそこにつきましては、観光施設ができることになっておりまして、イッシーの目撃情報をモチ

ーフにした二つコブがある形状をした観光施設を造ることになっております。屋根は、人工芝によって緑で覆いまして、展望台としての機能も備える予定となっております。建屋の中につきましても、カフェの運営に対応する厨房設備、それから観光体験や市民活動での活用を想定したホワイエ、トイレ等を整備することになっておりますので、そこで観光情報等を提供したり、来られた方が軽い飲食というか、ドリンクを飲まれたり、ゆっくりするスペースは整備するというところになっております。

**○10 番議員（井元伸明）** 平成27年の市の計画の中でも、いろんな方が、提言をされたりなんかして、どういうことすればいいのかということあったのをですね、何かでき上がる直前に何か変更というか、こういうのを聞くと、何があったんだろうと、私は、不思議でならないんです。これ以上言っても前にいきません。ここはまた続けてお尋ねさせていただきますけど、トイレについて非常にこれは不愉快な思いをしておりますけどね、いろんな方々からきてですね、池田湖にトイレがなくなると、あそこに行けば、私は今朝も行って来ましたが、トイレの案内板というのは、確かに書いてありました。旧売店の間に、トイレはこちらという大きな案内板も出ておりました。このトイレは、どういうトイレかという、もうそれこそ当初この売店ができた当時のトイレらしくて、相当古い、今どき人が使えるようなトイレじゃない、本当言って。ましてや観光客のお客さんに案内してここを使ってくださいというようなトイレでもないし、私が、1回目行ったときは掃除の方がおられて、何か薬撒いているから何の薬撒いているのかなと聞いてみると、ムカデとかいろんな虫がいっぱいいるから予防除けにやっているんだという話も聞きましたけど。中は男女兼用です。トイレはですね。まあいう昔のいわゆるポットトイレというか、若い女性とか子供さんとか中に入って用を足そうかという気には恐らくならないと思います。先ほどの車で来てボート小屋が朽ち果てたのを見て、もう物も言わずに帰られたというのを新聞記事で見て、もったいないな、申し訳ないと思いましたがけれども、それと似たような例で、この看板には、400mと離れたところに、イッシー公園のところにトイレがありますという案内板もありましたけれども、これだけで不十分だろうと思うんですけども、併せて、このトイレを聞きますけれども、新しいトイレを造りかえるのであれば、なぜ新しいトイレができ上がってから、使用できるようになってから、普通であれば、そういう工事をされると思うんですけども、私現場に行って確認しますと、このトイレ工事されて基礎はでき上がっておりますけど、そのトイレの場所と前のあったトイレの場所は、明らかに違うんですよ。同じ場所であれば場所がないから仕方がないのかなという理解もあるんでしょうけれども、こういう工事をなんで観光地である指宿で、こういう工事やられたのかですね。この理由をまずお聞かせください。

**○産業振興部長（大迫格史）** 御指摘のあった既設の公衆トイレでございますが、これにつきましても残そうということも検討したところでございます。しかしながら、観光施設の建築予

定範囲と重なっているところがございます。先ほど私が、御説明しましたイッシーの屋根の形状をした施設が、これから出来上がるわけですが、そこと重なっておりまして、新築工事の際に基礎工事や設備配管引込工事の支障となることから、観光施設の新築工事に先立って解体したところがございます。

**○10番議員（井元伸明）** そういう答弁だろうと想像はしておりましたけどね、観光地である指宿市のすばらしい部長さん、課長さん、たくさんおられますよ。その方々は、このトイレを壊して、新しい既存のトイレを壊して、その前にどうしようかと、こういうトイレを使ってくださいと案内を出すようなことを、誰も意見がなかったんですか、そういうときに。部長、そういうことはなくて、部長が勝手に壊せということで、配管をせんないかんからということで、そういうことされたんですか。みんなで協議して、トイレだけは残しましょうよと、そういう方は1人もいらっしゃらなかったんですか。何か私は不思議で。何か工事の配管がうんぬんと言うけど、それはどうでもなるだろうと思いますよ本当に。トイレを残してですね。本当、観光指宿の名が泣きますよ。本当にですね。皆さん、あの旧トイレに行って座ってみてくださいよ。本当に。そういう意見とかなかったんですか、このトイレを壊すときには。

**○産業振興部長（大迫格史）** トイレを壊す前に、先ほど私が申し上げましたように、観光施設と敷地が重なるものですから、その観光施設の建設位置を若干ずらせないかという検討もしたところではございますが、それもちょっとなかなかできないということでございました。8月中旬までにトイレ周辺のアスファルトの撤去を終了させ、そして、8月下旬から観光施設の新築工事に着手しているところがございます。トイレの解体後から工事が連続しまして多くの工事車両が行き交うこととなります。非常に危険になるかと思っております観光客向けの仮設トイレを整備地周辺には設置しなかったところがございます。

**○10番議員（井元伸明）** 簡易トイレの設置もでしょうけれども、今、簡易トイレもすばらしい簡易トイレもございますよ。菜の花マラソンのときに、指宿市もたくさんの仮設トイレをあちこちに市内に置いていただいておりますけども、それを見ても、本当にいくらコロナ禍であって観光客が少なくなっているとはいえ、少ない中でもやっぱりいいイメージで指宿に来ていただいて、いい思い出を持って帰ってもらわないと、この観光客の新聞の投稿にあったように、もう指宿には行きたくないと。トイレを見てまず思ったりなんかするはずですよ本当に。観光指宿を一生懸命いうのであれば、部長、もうちょっと真剣に観光客のことを身になって考えるのが部長さんなんかのお仕事だろうと思うんですけれども、間違っていますかね私が言うのは。私は今朝もですね、来る前に、池田湖に新しいパワースポットができたということで、金の鳥居が新聞に出てましたけど、どんなのかなと、ちょっとばっかいパワースポットというから何とか行こうということ今朝思いきって早朝に行行って来ましたけれども、すばらしいのが立っております。一つ残念なのが、その上に事務所みたいのがあります。

ましたけど、大きなガラスが、誰が割ったのか、どういうあれで割られたのか、石か何かを投げ付けたような跡で割れた跡がありましたけど。本当に池田湖のあそこに来てトイレがなかったからあっちへ行ってこんなことしたのかなと変な想像をして本当に申し訳ないんですけど、そういうのがあります。それと通告してありませんけど、パワースポットが出来上がればですね、今、教育委員会が管理していらっしゃる刻み地蔵ですね、あそこも中が今、危ないということで入れないようにはしてありますけども、あそこもこれからの指宿の観光を考えると、いろんな部分では大事だろうと思いますので、何かあれをもうちょっと考えるあれは検討できることはできないのか。急ですけど、部長、何か思いつきませんか、そういうの。

**○観光課長（上川床聡）** まずもって観光客の皆様方には現在、池田湖の周辺、工事に入っております、御不便お掛けしていることに対しまして、本当に申し訳ないなというふうに考えているところでございます。さりながら、私どもといたしましては、やはり、工事のその範囲における安全面というところの観点から、まずはトイレに関しては非常に御不便をお掛けをしてはいるんですけれども、近くにありますレイクグリーンパークやそれからイッシー公園のほうの御利用をということで、お願いをさせていただいているところでございます。また、今、議員から金の鳥居のお話が出ておりましたけれども、こちらにつきましては、これまでの議会の中でもほかの議員の皆様方からもいろいろとお話をいただいております。現在、関係課とも協議をしながら、やはり池田湖の活性化というようなところで、その史跡関係の活用ということで現在検討しておりますので、またそういった活性化の具体的なものが出来上がったときには改めてお知らせをさせていただきたいなというふうに考えております。

**○10番議員（井元伸明）** 時間もございますので、池田湖についても1件だけ。今のこの親水性の護岸整備を今するということで、頑張っていると思うんですけれども、この護岸については、当初計画にあった部分ですよ。そこだけちょっと最初お聞きしたいと思います。

**○産業振興部長（大迫格史）** 池田湖の護岸につきましては、平成27年度の基本計画の中で盛り込まれていたところでございます。一時期、親水性の護岸を整備しないという意見が出た時期もございましたが、その後、地元の方々の意見の中で、やはり親水性の護岸がほしいという御意見がたくさんございましたので、整備することになったところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 全体計画の中で、この池田湖の周辺環境整備の中で、当初計画から変更になった部分というのは、あるんですか、ないんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 変更になったところはございません。

**○10番議員（井元伸明）** 噂というのは怖いもので、何かあちこち変更になっているような話をちょっと聞いたもんですからね。それはそれとして、それと一つ、この親水性の安全対策の問題ですね。周辺の池田湖で、周辺で生活していらっしゃる方、池田湖に興味のある方、

行った方、よく分かるんですけども、あの辺は急に深くなりまして、非常に深い場所でもありますので、これの安全対策も十分だろうと思えますけど、その対策について、どのようなことをお考えなのか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 親水性公園の整備につきましては、湖や自然を身近に感じたり、触れたりすることができるように整備を行うものでございます。湖には、4か所設けられた降り口からしか降りることができないようになっているところですが、降り口以外のか所につきましては、県の整備において、高さ1.1mほどの転落防止柵が設置される予定となっております。

**○10番議員（井元伸明）** 十分に配慮していただいているということでございますけど、この売店については、検討できるものは、もうちょっと検討が重ねることができるのであれば、していきながらこれから池田湖を訪れる観光客の方々にいい思い出を持って帰れるようなそういう施設づくりに本当やっていただきたいと思えます。

それと時間もありませんので、次にまいりますけど、コロナ対策についてお尋ねいたします。学校が2学期が始まりまして、指宿でもその前にちょっと10代の子供さんがとかいう話も聞きましたけれども、非常に一般の父兄の方でも本当に学校は大丈夫なのかという声をいっぱい聞きましたけれども、幸いにして今まで指宿市は、140人を超えておらない日が続いておりますので、本当に幸いなことだろうと思えますけれども、そういう中で各小中学校、併せて保育園、それからこども園なんかも含めてどのような感染対策の指導というかやっておられるのか。一つ、教育委員会から答弁をお願いします。

**○教育長（吉元鈴代）** 教育委員会では、2学期が始まるに当たりまして、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、令和3年8月30日に開催いたしました市校長会研修会で具体的な指導を行うとともに、同日付で各学校に通知を発出したところでございます。その内容としましては、これまで同様の感染対策に加えまして、児童生徒はもちろん学校職員に対しましても同居の家族等に発熱、倦怠感、のどの違和感などの風邪症状がみられた場合は、自宅で休養を徹底させることということで通知したところでございます。

また、学校医との連携を密に取ること。エアコン使用時でも喚起を徹底すること。児童生徒に手洗いを徹底させる時間を確保するとともに、学校内で多くの児童生徒等が手を触れるか所については、こまめに消毒をすること。給食などの飲食の場合には、飛まつを飛ばさないように会話を控える等の指導を徹底するようお願いしたところでございます。

**○10番議員（井元伸明）** 十分な対策をしていただいているとはいえ、いつどういう形で感染するか。今の聞けば、家庭内感染とか非常に多いようですけれども、十分に注意してよろしくお願ひしたいと思えます。それとですね、先ほど年代別の接種状況をお聞きしましたけど、10代が44.99%。20代がだいぶ少ないんですが37.5ということですが、特に何か理由があるのか、どうか。そこをちょっとお尋ねしたいと思うんですけど。



○**健康福祉部長（山元成之）** 30代，20代，低くなっております。これにつきましては，まず，市としましては，弱者対策としまして，高齢者の方から接種券を配りました。その後，子供たちに配りましたので，若い人は接種券の送付が少し遅くなりましたので，低くなっているという状況でございます。

○**10番議員（井元伸明）** それと，コロナ対策として先ほどの午前中の質問でもあったように，8月10日の議員懇談会で我々に説明をいただいて，指宿に飲食店を応援しようという事業実施の説明をいただいたときに，いろいろその中で議員の中から地元の市民に何か恩恵がない事業は，あんまりよくないんじゃないかということで，いろいろ意見がありました。それを受けて，何日後でしたかいくらか経ってから，この事業は中止する，しないというのが，ちょっと聞いたんですけれども，先ほどちょっと私の聞きもらしにも分かりませんが，これに代わるですね，この事業は，本当に事業者にとれば，9月1日から30日まで始めるという事業でありましたから，事業者にとれば喉から手が出るほどほしかった事業であったと思うんですよ。これをですね。この前聞いたときは，いやまだ，その次の事業は，はっきりというのは話，ちょっと聞いたんですけれども，今現時点では，これに代わるもの支援事業というのは，どういうのをお考えなのか。先ほど私，聞きもらしならあやまります。よろしく答弁をお願いします。

○**産業振興部長（大迫格史）** まず，8月10日に議員の皆様方に御説明いたしました事業を中止した理由は，市民の皆様方に恩恵がないという理由で中止したのではなくて，8月になってコロナ禍が，非常にもうちょっとまん延してきたということで，市民の皆様方にお店に食事に促すような取組はどうかというところで，中止したものでございます。その予算がございまして，今考えている予算は，テイクアウト商品に限った取組を考えているものでございます。ただ，昨年実施しましたテイクアウト商品と同じ取組ではなくて，今現在，考えているものは，テイクアウト商品を購入することに限定したグルメ券，チケットを購入していただくという事業を考えているところでございます。実施時期につきましては，今のところは，11月頃からこの券の販売を行いまして，市民の皆様方が利用できる期間につきましては，その後，1月の中旬ぐらいまでというふうに考えているところでございます。やはり，コロナの状況が不透明ということもございまして，なかなかお店での食事というのは，ちょっとなかなか市としても私どもとしては，なかなか促せないということで，テイクアウトに絞ったところでございます。

○**10番議員（井元伸明）** この事業というのも先ほどもあったように，テイクアウト事業についても非常に好評である半面，電話してもつながらない。したらもう全然取れませんという方が非常に多かったように聞いております。そういうことのないようにということと，今これ11月頃に実施をしたいということでありましたけれども，できるだけ業務的な問題もあるでしょうけれども早い前倒しでもできるのであれば，早めの対策をできるように努力してい

ただくようにお願いいたします。

最後に農業後継者問題については、先ほど聞いたように、市長から答弁いただいたように45歳以下の認定新規の方々が非常に増えていると、県内でも一番多いところだということと、御紹介いただきましたけれども、それはそれとして、やっぱり我々の周りにも60, 70代, 80代というのが農業者の現役というか、そういう方が非常に多いです。今私の周りにもそういう方がおる中で、やっぱり後継者というのは非常に大事でありますので、早急な育て方というのは急にできませんのでこれは人を育てるといえるのはですね。長い目で見ていただいてやっていただければと思います。

それと農業関係で一つ聞いておきたいのは、来年、第12回全国和牛能力共進会というのが鹿児島県で開催をされるようなんですけれども、されるようにもう決定しているんですよね。これに向けて和牛といえば黒毛和牛ということで鹿児島ブランド、指宿も非常に一生懸命頑張っている和牛農家さんも多くおられます。そういう方々が、今一生懸命頑張っておりますけれども、市として、どういう支援ができているのか。併せて、先週でしたか福岡で枝肉共進会においても鹿児島県が1位を取っているようですから、そういうのを含めて一時コロナ禍の中で牛肉が売れないということで非常に心配した時期もありましたけれども、それを含めてこの和牛共進会に向けてどのような支援の方法をされていらっしゃるのか。もし紹介できれば一つお尋ねしたいと思います。

**○農政部長（寺田昭宏）** 来年、第12回全国和牛能力共進会が、令和4年10月6日から10月10日までの5日間にわたって本県で開催される予定であります。種牛の部が霧島市牧園町。肉牛の部が南九州市知覧町が会場になっております。この共進会に向けた支援策につきましては、平成29年度から県の第12回全国和牛能力共進会出品対策事業を活用し、さらに平成30年度以降は県の事業に加え、市の単独事業にも取り組んでいるところでございます。支援事業の内容は、市単独事業分、県事業分とともに繁殖用雌牛導入経費を一部助成するものとなっております。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○13番議員（前之園正和）** 私は、日本共産党の議員の1人として、市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、補聴器購入への助成制度創設について、であります。障害者基本法によって障害者に対する施策の基本理念や障害者の自立及び社会参加支援のための施策の基本が示されています。全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を共有する個人としてその尊厳

が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。第3条であります。という立場であります。指宿市においても障害者計画のもとに基本理念や施策の方針が示されています。今回私は、障害の中でも聴覚障害、難聴に関して質問をさせていただきます。難聴とは、耳の聞こえが低下している状態を指しますが、障害されている部位によって伝音難聴、感音難聴、混合性難聴と分類されるようです。また、耳の聞こえが低下している状態といっても単純ではなく、単に音量が小さく聞こえるというもの、ある周波数域が聞こえないというもの、重なった音源の中から必要とする情報のみを取り出すことが上手くいかないものなど、いろいろあろうかと思えます。補聴器は、薬事法における管理医療機器の認定を受けたもので、いろいろなタイプの耳の聞こえの低下に対応して開発された医療機器です。医療機器ではない集音器とは区別されています。難聴者の補聴器購入に自治体が助成をする制度が広がってきていますが、そのことを承知しているかどうか、まず伺います。

次に、難聴と認知症の関係についてです。2015年に厚生労働省が発表した認知症施策推進総合戦略新オレンジプランによると、2025年には、認知症の人は約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇するという見込みだ、とされています。認知症の危険因子としての加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷等と併せて難聴が認知症の危険因子の一つとされています。以来、難聴と認知症の関連がいわれるようになってきています。2011年のアメリカ、ジョーンズホプキンス大学の発表では、軽度難聴者の認知症発症リスクが通常の2倍、中等度難聴者は3倍に上がると報告されています。いまや難聴は、認知症の危険因子との見方は一般的だと思います。そこで伺いますが、市長は、難聴と認知症の関係性をどのように捉えているか、伺います。

次に、難聴者の補聴器購入に対して助成制度を創設する考えはないかどうか、伺います。

次に、エネルギー問題での市長見解についてであります。2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震並びに福島第1原子力発電所事故から早や10年半になります。地震は天災。しかし、原発事故は人災ともいわれました。この問題は、地震など災害に対する危機管理の在り方等について問題提起等にもなりました。また、原発の危険性と後処理の混乱さと露呈すると同時に、エネルギーに対するこれまでの考えを一変させました。福島原発事故では、原子炉建屋が次々と爆発し大量の放射性物質が放出されました。自治体が丸ごと避難するなど多くの住民がふるさとに住めなくなり、地域社会も壊されました。いまだに炉の中がどうなっているかもはっきりとせず、放射性物質の除去の方法も確立されていません。汚染水は除去するどころか、さらに増えていて除去ではなく海へたれ流しの状態です。エネルギーは、再生可能エネルギー、自然エネルギーへの転換が必要だという方向に向かうことは歓迎すべきことですが、脱炭素を理由づけに原発をも再登場させようという動きがあることは残念であり、歴史に学ばないものだと思います。以上述べた上で、まず、原発について伺います。事故があると取り返しが見つからないことが証明されたと思いますが、いかが考えるか、

伺います。発電の仕組みだけではなく事故があったときの対応や使用済み核燃料の処分方法など全てを一体のものとして考えたときに原発は、完成された技術ではないと思いますが、市長の見解を伺います。

また、いったん事故があれば、指宿市にも影響が及ぶ位置関係にある川内原発については、増改築や使用期限延長に対して反対すべきだと思いますが、市長はどのように考えているか、伺います。

次に、再生可能エネルギーについてです。二酸化炭素の排出量の9割が、エネルギー由来であることからみても、エネルギー対策は温暖化対策の要です。エネルギーの自給率を引き上げ、また、地球温暖化対策を進めるためには、エネルギー効率の徹底した向上とともに、環境に配慮した自然エネルギー源の開発・利用に本格的に取り組む必要があります。風力や太陽光、地熱、小水力、波力やあるいは、畜産や林業など地域の産業と結んだバイオマスエネルギーなどもあります。政府と電力会社は、温暖化対策を口実に原発の新增設や継続を図っていますが、これは真のエネルギー改革にはならず、再生可能エネルギーを原発や化石燃料に代わるものとしての位置付けではなく、利潤をもたらす手段としてしか見ていないのではないかと疑いたくなります。共産党は、原発からの撤退を進め再生可能エネルギーへの計画的転換を求めています。再生可能エネルギーは、将来への可能性、優位性があるし、目指せなければならない方向だからです。この点では、市長とも基本的な考え方の違いはないと思いますが、改めて再生可能エネルギーの優位性について、どのように考えているか、伺います。

次に、再生可能エネルギーへの転換は必要だとしても地域との共生の課題があります。再生可能エネルギーへの転換のためには、地域との共生は関係ないということにはなりません。言葉を変えれば、地域住民や関係者の理解、合意なしに進めてはいけないということです。市長は、地域との共生の課題について、どのように考えているか、伺います。

次に、母子健康手帳に関してです。厚生労働省によると、母子健康手帳、通称母子手帳がありますが、これの原形ともいえる妊産婦手帳が交付されたのが、太平洋戦争中の1942年、戦中戦後直後の混乱期に手帳を持つ人が、物資配給を優先的に受けられるなど仕組として機能したことから戦後も継続されたとのことです。一方、乳幼児の発育記録などのために42年から45年の間、乳幼児体力手帳が配布されましたが、妊産婦手帳と乳幼児体力手帳は、それぞれ別個のものだったとのことです。妊産婦手帳を基に母子の体調の変化や子供の状況などを一冊で一元管理できる母子健康が配付され始めたのが48年のことで、65年に正式名称が母子健康手帳に変更され、その後も母子手帳といわれることが多く、今に至っているとのことです。内容については、どこの市区町村でも共通で、記載されるか所、省令様式と市区町村の判断で独自の制度紹介などができるか所、任意様式がありますから、全自治体で全て同じということにはなっていません。そこで伺います。母子健康手帳発行の目的は何か。名称は

法律などで規定されているのかどうか。自治体を選択すれば名称の変更は可能かどうか。

次に、母子健康手帳を親子健康手帳に変える考えはないかどうか。名称を変えることにこだわらず、通常表記を親子健康手帳にすることも含めて、その考えはないか伺って、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 補聴器購入への助成制度等についての質問に回答をさせていただきます。

補聴器は、主に疾病や加齢により聴力が低下した人の聞こえを補う医療機器であります。同時に法律基準により厚生労働省に認定されたものを補聴器と呼んでおります。一般的に高齢者に多い加齢による難聴については、都市部において高齢社会における聞こえのバリアフリー対策として補聴器への助成制度を開始している自治体もあることは認識をしているところでございます。

次に、エネルギー政策、原発問題について、でございます。東京電力福島第1原子力発電所の事故から10年が経過しております。いまだ多くの方が、避難生活を余儀なくされていることは十分承知しております。被災地の一日も早い復興、それは国民みんなが望んでいることであり、願いであろうかと思っているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、担当部長等に答弁をさせます。

**○健康福祉部長（山元成之）** 難聴と認知症の関係性をどのように捉えるか、でございます。

2017年に発表されました論文におきまして、認知症の発症には、高血圧、糖尿病、喫煙など九つの危険因子があり、難聴もその一つとされているようでございます。認知症と難聴の因果関係につきましては、発症に至るメカニズムが解明されておりませんが、耳から入る情報が減少するとコミュニケーション力や社会的活動が少なくなり、脳の機能低下を招くことで認知症につながるという仮説などがあるようでございます。

続きまして、助成制度創設の考えでございます。高齢者の難聴を悪化させる原因の一つとして糖尿病や高血圧などの生活習慣病がいわれており、生活習慣病の予防や健康づくりの推進による市民の健康意識の啓発に努め、生活習慣病に伴う高齢者の難聴のリスクを減少させることが、まずは重要なことであると考えております。

続きまして、母子健康手帳に関しての手帳の目的でございます。母子健康手帳の目的は、妊産婦及び乳幼児の健康指導の基礎資料となるものとして、妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくものでございます。

続きまして、母子健康手帳の名称は法律などで規定されているかでございます。母子健康手帳は、母子保健法第16条に、市町村は妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならないと定められております。

続きまして、母子健康手帳の自治体を選択すれば、名称の変更は可能かどうかでございます。母子保健法で母子健康手帳と明記されておりますので、本市においても現時点では、母子健康手帳としているところでございます。

母子健康手帳を親子健康手帳に変える考えはないかということでございます。本市では、母子保健法に基づき、母子健康手帳という名称を使用しているところでございます。また、一般的に母子健康手帳が広く住民に周知されていることから、母子健康手帳の名称を早急に変更することには抵抗がある保護者もいらっしゃると思いますので、他市の状況等も確認しながら慎重に検討する必要があると考えております。

**○総務部参与（野元伸浩）** 原発について完成された技術ではないということでございます。原子力発電につきましては、エネルギーの安定供給性やCO<sub>2</sub>を排出しないなどの利点がある半面、使用済み燃料などの処理問題や事故発生時の被害が甚大となるなどの懸念も指摘されております。原子力政策につきましては、住民の安全性を最優先として国や各電力会社等において稼働等について検討されていくものと認識しております。

続きまして、川内原発の増改築や使用期間延長についてでございます。原子力政策は、国策でございます。原発の稼働は、住民の安全性の確保が大前提であると認識しております。川内原発につきましても、安全性を最優先にエネルギーの安定供給性や経済性を考慮しながら、国・県、地方自治体、九州電力等の責任において稼働等について検討されていくものと認識しております。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 再生可能エネルギーの優位性について、でございますが、再生可能エネルギーとは、石油や石炭などの化石燃料とは異なり、太陽光や風力、水力、地熱、バイオマスなど温室効果ガスの排出量を増やさずに永続的に利用することが認められるものとされております。また、これらの再生可能エネルギーは、国内で生産できることから再生可能エネルギーは、従来のエネルギーから転換すべき対象であると認識しております。

次に、再生可能エネルギーの施設を設置する際の地域との共生についてでございますが、再生可能エネルギー発電設備を設置する際には、事前に地域住民へ説明を行うなど理解を得るよう努めることが必要だと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 障害者基本法に基づき障害者基本計画が策定され、本市においても障害者計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画などが策定されております。その概要版を見ますと、施策の方針として、障害の有無にかかわらず市民誰もがその能力を最大限発揮しながら安全に安心して生活できる建物、移動、情報、制度、観光、心理等のハード、ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化の推進を図ります、とあります。

また、住み慣れた地域での自立した生活を支援することを基本に、障害者等のニーズに対応してライフサイクルの全段階を通じた総合的かつ適切な支援に努めます、とあります。このことから、そこに聴覚障害、難聴で困っている人がいたら手を差し伸べるということが、その精神ではないか、というふうに思うんですが、聴覚障害、難聴者に対する手を差し伸べること。これは必要なことだというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 聴覚障害のある方につきましては、寄り添っていきたく思っ

おります。

**○13番議員（前之園正和）** 寄り添っていくということは、その人たちの声に耳を傾けるということだと思います。また、耳を傾げるだけではなくて、その実現に向けて傾倒していくということを含む意味だと思うんですが、そういうことの答弁があるわけですから、補聴器購入に対する助成というのは、障害者基本法の本質からしても必要なことだと。不必要なこととはいえない。必要なことだというふうに思うんですが、その点は確認してよろしいでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 難聴の方が、多くなっているというのは私たちが日々の生活で実感しております。特に高齢になると耳が遠くなって聞こえ辛く、コミュニケーションが少なくなったりする方も多いというのは、日々認識をしております。そのようなことから、何らかの対応はしなければならないというふうには考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 答弁の中にもありましたが、認知症の症例の約35%は難聴、高血圧、肥満、糖尿病と潜在的な修正可能な九つの危険因子に起因し、九つの起因因子のなかでも難聴は、認知症の最も大きな危険因子であるという研究結果もあるようです。近年の国内外の研究によって難聴のために音の刺激や脳に伝えられる情報量が少ない状態にさらされてしまうと、脳の委縮や神経細胞の弱まりが進み、それが認知症の発症に大きく影響することが明らかになっております。寄り添っていく、あるいは何らかの対応が必要だということまでは答弁の中にあっただけですが、この補聴器購入に対する助成制度創設をすれば、それは聴覚障害者、難聴者への経済的負担を軽くし、コミュニケーションを低下させるのを食い止めるということを含めて認知症予防にも役立つと、福祉の向上にも一役買うということになるとは思います。いかがでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 高齢者の認知症予防、それから社会参画等を促すためにもまずは引きこもりを防ぎ、元気な高齢者を増やすことが大事だと思います。そのことが、ひいては医療費の抑制や介護予防、認知症予防につながると思っております。しかしながら、補聴器使用の効果につきましては、研究段階でありますので、引き続き、国の制度設計の動きや他市の状況等を注視してまいりたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 難聴も九つの危険因子の中の一つだということは、はっきり答えの中にあります。九つの危険因子の中でも難聴は、認知症の最も大きな危険因子だということにいわれております。そういう中で、その声に寄り添う何らかの対応が必要だということは、私は助成制度の創設ということ提起しているわけですが、何らかの対応というのは、ほかにどういうことが一般的に考えられますでしょうか、伺います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 補聴器の助成制度のことでお答えさせていただきます。これにつきましては、対象者の範囲、医師の診断書の内容、対象機器、所得制限、助成額など多くの課題があるようです。そのようなことも含めまして、国の制度設計をはじめ他市の状況などを

今後、調査、研究してまいりたいと考えております。

**○13番議員（前之園正和）** 全国、東京は多いようですけれども、全体的に言えば必ずしも多い自治体ということにはなっておりませんが、所得制限それから症状の問題、助成の額、それぞれであります。ですから、その問題を言われましたが、ということは、何らかの対応、寄り添っていくということは、助成制度の創設に向けて中身については他市の状況とか、もう少し研究するというふうにも聞こえるんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。助成制度創設に向けて内容等については、検討していくと。そういう中身だったと思うんですけれども、市長、そういうことでよろしいのでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 都市部におきまして助成制度が広がりつつあるということは認識しております。国や県、他市町村での動きなど情報収集をしながら制度設計につきまして研究してまいりたいというふうに思っております。

**○13番議員（前之園正和）** その声に寄り添っていくと。何らかの対応をというわけですので、私は、それは助成制度以外にちょっと思いつかないもんですからね、ほかにあるかっことを聞いたんですよ。ですから、何らかの対応、そういう額の問題とか条件の問題とか所得の問題とかあるから、それをほかを研究してみたいというのは、それはそれで分かるんです。ただ、このほかの自治体が、必ずしも多くない現状のもとで必要性からですね。今言った助成の額とか条件とか所得の関係とか、そういうのを精査をして検討したいということと、いや、ほかを見ると言ったので、ほかを見たら必ずしもまだ助成しているところは少ないと。だからしないということとは全然違うんですよ。ですから、そこで難聴が、認知症への大きな要因の一つだということで、それを解決するためにもコミュニケーションを低下させないためにも、ひいては福祉の向上、医療費の低下ということも含めてですね、そこはまず認めて何らかの助成制度をつくらうと。そのための内容、方法については研究したいということなのか。私は、そうであってほしいと思うんです。いや、ほかを見たら少ないからやらないということも含まれるのかどうかですよ。そうであってはほしくないと思うんです。だから、そのところ聞いているんです。

**○市長（豊留悦男）** 議員御指摘のとおり、難聴という問題には、自治体は取り組むべきだと思っております。広報いぶすきの2020年の2月号に本市の岩元先生が、その難聴についての原稿を投稿していただいております。その中でも、今後やはり難聴と認知症という観点から、この難聴予防、そして、この難聴に対する支援の在り方、考え方というものの重要性について書いてありますので、ここで難聴に対するいわゆる助成制度というのをやるやらないというその前に、今回いただいた質問をもとに担当課、担当部も検討した上で、どのようにするかという判断をさせていただきたいと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 難聴のためコミュニケーションが上手くいかなくなると人との会話を避けるようになる。そうすると、次第に抑うつ状態に陥ったり社会的に孤立しまう危険



もある。それらが認知症の危険因子として考えられているということで、難聴が最も大きな危険因子だといわれているわけであります。自治体として取り組まなきゃいけない課題だと。今ここでやるとかいうことは言えないけれども担当課を含めて研究していく取り組むべき課題だというもとで寄り添っていく。何らかの対応が必要だということは、言葉は悪いですけど、時間稼ぎという意味ではなくて前を向いているんだなど私は理解をするんですが、導入しますという結論こそ出ないものの、自治体として捉えていくべきものだと、前向きに考えているという理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 引き続き検討してみたいと思っております。

○13番議員（前之園正和） 検討というのは、私の言うような理解でいいかということを知っているんです。

○健康福祉部長（山元成之） 制度設計等も含めまして、検討してみたいと思っております。

○13番議員（前之園正和） それでは、次の問題にいきますが、福島第1原発の事故で原子炉が同時にメルトダウンを起こすと世界最悪レベルの事故だったわけですが、事故があると取り返しがつかないような事態になると。今10年半経っても、まだ解決策は軌道に乗ったという状態じゃなくて入口を捜している状態ですよ。そういうことで、事故があると、国策だからと放り投げるといふか、判断を国に委ねるといふだけではなくて、事故があると取り返せない事態になるということを証明されたんじゃないかと。そういうことについては認識はどうですか、先ほども伺ったんですけど。

○総務部参与（野元伸浩） 確かに原子力発電につきましては、福島の問題がありまして、いまだにまだ避難の方が、避難生活を余儀なくされているという状況ではございます。この原発につきましては、住民の安全性を最優先として国、電力会社等において検討、稼働等について検討されていくものという形を考えているところです。

○13番議員（前之園正和） 原発は、安心安全なんだということでやってきて、その結果が福島ですよ。それで、10年半経つけれども解決の糸口にもたどり着いていないという点では、安心安全を目指してやっているんだからということだけでは済まないんじゃないかというふうに思うんです。それから、完成された技術ではないというふうに思うがどうかということについても明確な答弁がないと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部参与（野元伸浩） 先ほど申し上げましたとおり、原発につきましては、様々な事故発生時につきましては、被害が甚大となるというような懸念もございましてけれども、原子力の政策につきましては、住民の安全性を最優先として、検討していくものというふうに認識しております。

○13番議員（前之園正和） 安心安全だと言ってきて原発を進めてきて、その結果が福島だったわけですよ。ですから、そこから学ぶべきことはないのかということなんです。学ぶべきは何かと。原発を進めていると、まさか事故などがあれば大変なことになると、解決策

も考えられてないということを学ばないのかどうかということなんです。安心安全を目指してやっているんだからいいんだということにならないんじゃないですか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 将来的には、原子力に依存しない社会への転換というのは、必要であるというふうに認識をしているところでございます。しかしながら、エネルギー問題のことを考えますと、国の中・長期エネルギー政策の中にも、国民から信頼確保に努めて、安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していくというところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 原発を将来的にはなくさなきゃいけないんじゃないかということのはだったとしても、将来的になくすためには、なくす方向に向いてなきゃいけないんですよ。向いてなきゃ例えば何年後になくするということを目指して減らすことに向いてなきゃいけない。ところが、再稼働だとか延長だとかいうことで、推進の側に向いててですよ、ある日突然ゼロというわけにはならないわけですから。その将来的には、なくなるだろうというのであれば増改築はさせないと。使用期間の延長は駄目だと。身近なところでは、地理的にいっても川内ですけれども、そういうことが必要じゃないかということを行っているわけです。ある日突然、進めていてですよ、再稼働していて、延長していて、ある日突然、原発ゼロになりましたということはないわけですから。やっぱり、なくすための方向に向いてなきゃいけないんじゃないですか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 国においては、2050年のカーボンニュートラルの実現を考えたときに、再生可能エネルギーの最大限の導入に取り組むことは、重要であるというふうに思っております。現状のエネルギー問題を考えれば、安全性確保を大前提とした原子力発電によるエネルギー確保は必要なものというふうに思っているところでございます。ただ、しかしながら将来的には、原子力発電への依存度を低減させながら再生可能エネルギーを主要電力として、脱炭素化の中で安定供給の実現に向けたエネルギーシステムが構築されることが望ましいのではないかとこのように考えているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 再生可能エネルギーの優位性という点では、これは基本的に同じだと思うんですよ。これからの方向としては、再生可能エネルギーへの転換を図るということは、ほぼ共通しているんだというふうに思うんですが、ただ問題は、再生可能エネルギーの優位性をいうにしても原発や化石燃料によるエネルギー確保を肯定しつつ同時並行でやっていくという考えでは、真に再生可能エネルギーへの優位性を理解しているとはならないんじゃないかと私は思うんですよ。再生可能エネルギーに転換しなきゃいけない。ところが、原発は原発で必要だと。炭素を出さないんだからということでは、本当の意味での再生可能エネルギーの優位性ということにならないんじゃないか。それは、原発の否定、化学燃料からの脱出ということとセットになって再生可能エネルギーの優位性ということは、いえるのではないかとこのように思うんですけど、この考え方については、市長、どうでしょうか。

○**市民生活部長（鶴本八郎）** 原子力は、低コストで安定供給可能な重要なベースロード電源との位置付けとして安全性確保を前提に必要な規模を持続的に活用するとされているところでございます。また国は、原子力については、福島第1原発事故の反省から可能な限り原発依存度を低減をするという、まさしく可能な限り低減をするという従来方針を維持しているところでございますので、そのような方向で検討されていくものと認識しております。

○**13番議員（前之園正和）** 原発をベースロードと考えるということであるならばですよ、再生可能エネルギーは優位性があるので、これは進めると、再生可能エネルギーを進めると。同時に原発もベースロードでやっていくということであれば、両方並立にということなんですよ。そういうことであれば、再生可能エネルギーの優位性は、あったとしても原発で事故が起これば、福島の繰り返しになってしまうと。それでいいのかということなんですよ。また、福島を繰り返さないというだけの、その技術的なものが確保されてないんじゃないかということであるならば、真に再生可能エネルギーへの転換をいうのであれば、原発の否定と化学燃料の依存からの脱出というのはセットであるべきじゃないかと。再生可能エネルギーはいいと、でも危険な原発も並行してやっていくということでは駄目なんじゃないかと、そこを言っているわけです。市長どうですか。

○**総務部参与（野元伸浩）** 原子力発電につきましては、先ほど来から答弁しておりますとおり、安全性の確保をですね、大前提として原子力発電によるエネルギー確保というのは、今現状では、必要ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

○**13番議員（前之園正和）** 時間がありませんので、次いきます。そのこの違いの問題は、並行でいくのかどうかという問題は食い違いですけど、再生可能エネルギーそのものについての優位性という点では、同じというふうに思うわけでありまして。あと、環境破壊という点でも風力や太陽光も含めて環境破壊につながるんじゃないか。地熱については、温泉の枯渇等も含めて心配があったりするわけですね。そういう意味で、再生可能エネルギーの転換を図らなきゃいけないから、あとはもう何でもいいと、環境破壊をやってもいいということには必ずしもならない。必ずしもじゃなくて絶対あってはならないわけですが、その中に地域との共生ということで、地域の合意なきものは、いくら再生可能エネルギーに将来性があっても強行すべきではないというふうに思うんですが、そのことについてはどうですか。再生可能エネルギーに将来性があって、優れたものであっても地域の合意なしに強行してはならないという考え方について。市長、何回も市長と求めているんですが、答弁ないんですけど、教えてください。

○**市長（豊留悦男）** 地域との共生、つまり合意。それは、今回の地熱でいろいろ問題になりましたことを踏まえて、このことは、極めて重要なことだろうと思っております。

○**13番議員（前之園正和）** JOGMECが2回ほど不採択にしたということは、その原因と考えれば地域との共生ができてないからだと、一言で言えば、そこが理由だったと思うん

ですが、それでよろしいでしょうか。

**○総務部参与（野元伸浩）** JOGMECが不採択としたところにつきましては、指宿温泉旅館業組合の方々でございますが、この中にも賛成や反対、様々な意見があるというふうに向っているところでございます。現段階につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響もありまして、なかなか話をする機会に恵まれていないところですが、こういった方々に対しまして機会を見つけて、説明を申し上げまして御理解をいただけるように努めていきたいというふうに思っているところです。

**○13番議員（前之園正和）** 時間がありませんので、端折っていきますが、最後に言ったそういう方々の理解を求めていかなきゃならないということでしたが、そこがクリアできないと、今の地熱の恵みプロジェクトにかかる計画は進んでいかないという理解でよろしいでしょうか。

**○総務部参与（野元伸浩）** 地熱に関しましては、様々な御意見があると思っております。そういった方々に説明を差し上げて、御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

**○13番議員（前之園正和）** 説明というのは、説明すれば説明ですからね。理解を得ようと得まいとってという考え方もあるんですよ。ですけども、今の地域との共生というのは、説明をし、理解を得ると、合意を得ると。ここまでの、地域の理解を得るとのことだと思んですが、JOGMECの不採択の理由はそこですから、そこは、解決しなければいけないという認識でよろしいのでしょうかということなんです。

**○総務部参与（野元伸浩）** JOGMECからは、そういった地元の代表者の方々の御意見が、理解が必要です、ということをおっしゃっておりますので、そういった方々に理解のほうを我々としましては求めていきたいと。理解をしていただくことを目的に説明等も行っていきたいというふうに考えているところです。

**○13番議員（前之園正和）** 不採択ということですから、やろうと思えば、そこを解決していくということは当然の道筋だと思うんです。それでは、この地熱の恵みプロジェクトに基づく計画はですね、市長の今任期中に間に合うと思っていらっしゃるのでしょうか。そのところは、どのようにお考えでしょうか。JOGMECの募集期間とか、そういうこともありますので、それも含めてですね。間に合うと思うかどうか。間に合う道が残されているかどうか。

**○市長（豊留悦男）** 方向性は、明確にしながら地域の恵みプロジェクト、これは何回も申し上げますように本市にとって極めて重要なプロジェクトでございますので、早い段階でこのプロジェクトの実施計画、方向性というのを見出して議員の皆さんに理解を求めたいと思っております。

**○13番議員（前之園正和）** 議員の理解という点では賛否いろいろありましたけども、一応多

数で市の計画が了承された形になっているんですね。ですから、だから議会のほうはどうでもいいということを行っているわけじゃないんですが、問題は住民のその関係者の合意、そこでストップしているわけですから、そこが問題じゃないか。そこを考えたときに任期中に間に合うのかということを知っているんです。意志が前を向いているんだからってということだけ示してもらっても実際に間に合うのかどうか。実際では、間に合わないんじゃないですか。JOGMECの再度の募集が市長の任期中にあるんですか。そういうことも含めると事実上は、今の計画は、もうできないということを認めるべきだと思うんですが、その点は、どうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** この計画は、私の任期中に方向性と理解を求めて、この事業の推進に万全を期したいと、そういう心構えでいるところであります。

**○13番議員（前之園正和）** 繰り返しになりますが、そういう意志は、市長のお考えですから、それは示してもらうのはいいんですが、実際上、今任期中に間に合わせたいという意向だということでした。実際上、それは叶うのかどうかってことなんです。JOGMECの募集は、あるのかないのかも含めて。意志はいいですよ、やりたいと、是非やりたいと、自分の信念の道だと、それはいいですよ。けども実際問題として間に合わないのではないかと。だったら潔く、今任期中にはできないということを明確にすべきと。またあらためて再度市長になられてまた考えを継続するというのはそれは市長の考えですから。少なくとも今任期中にはできないということは明確にすべきじゃないですか。

**○市長（豊留悦男）** まだ今任期中にできないという結論には達しておりません。

**○13番議員（前之園正和）** そういうことであれば、市民の理解を得る。地域との共生を実現するということをするには、時間が足りないのではないかとこのように思うところでありませぬ。

それでは、次にいきます。母子健康手帳についてですが、名前は母子健康手帳、略称で母子手帳というふうになっていますが、ほかの自治体、必ずしも多くはないですけども、親子健康手帳というふうにしてるところ、通称名をです。そのどこか別なところには、母子健康手帳という記載があったりするようですが、通称名を親子健康手帳にしているところがあるということは、自治体を選択すれば、それは可能だということを示していると思うんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 全国的には、母子健康手帳と併記して通称で親子健康手帳などの名称を通称として採用している市町村もあるというふうには認識しております。

**○13番議員（前之園正和）** 必ずしも多くはないと思うんですが、母子健康手帳を親子手帳というふう呼び変えている自治体もあるということですが、その自治体は、どのような視点からそのように変えているのかということについては、調査なされていますでしょうか。また、どのようなことからそうだというふうにお考えでしょうか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 時代の流れと申しましょうか、様々な家庭環境があると思います。例えば、シングルファザーや祖父母が育てている家庭などあると思います。必ずしも母親が育てている家庭だけではないということなどから、名称を親子健康手帳という名称も併記しているところもあるというふうには思っております。

○**13番議員（前之園正和）** 今、答弁の中にもありましたけれども、母子健康手帳の末尾ともいえる部分に、このような記載があります。この手帳は、お母さんとお子さんの健康記録として大切です。また、このような記載もあります。この手帳を活用してお母さんとお父さんが一緒になって赤ちゃんの健康、発育に関心を持ちましょう。お父さんもお母さん、お子さんの様子や自分の気持ちなど積極的に記録しましょう。とあります。家庭には、答弁にもありましたとおり、いろいろな事情でひとり親のところ、あるいは、それ以外の事情のあるところもあるでしょう。健康の記録としては、お母さんとお子さんでも育てるのはお母さんだけではありません。通称名あるいは正式名称いろいろありますが、親子健康手帳にすることは、そのことからやられているでしょうし、そのことから必要なことだというふうに思うんです。そういう点では、私の質問に沿ってですね。研究といいましょうか。考えることも必要ではないかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○**健康福祉部長（山元成之）** 妊婦の方やその配偶者の方などに広く意見を伺いながら当分の間は、母子健康手帳と仮に親子健康手帳の両方を準備し、希望するほうを選択していただくなどの方法も検討してみたいと思います。

○**13番議員（前之園正和）** いろんな思いの方がいらっしゃって、母子健康手帳のほうがいいという方もそれはいるかもしれない。親子手帳のほうがいいと、お父さんと一緒に育てている感じがするという方もいらっしゃるかもしれない。そういう点では、両方用意してということも一つの選択肢としてはあろうかと思うんですが、そういうことも含めて、意向調査やアンケートも含めて考えを聞いてみる。通称名を変えることについてアクションを起こすことを今の答弁は、示唆してたと思うんですが、いつからということにはならないでしょうけれども、そういう方向で意向調査も含めてやってみるということをお願いしてよろしいでしょうか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 健康診断等がございますので、その中で、お父様、お母様方の御意見も聴きながら検討してみたいと思います。

○**13番議員（前之園正和）** ここに見本、私もいただいているんですが、これは、ある程度5年分か6年分か知りませんが、一括して既に印刷をしてあるという関係もあるのではないかとふうに想像するんですが、そういった場合に変えるとすれば、例えば、もう5年分は作ってあるのかということも含めて、そういう変えるのであれば、何年はちょっとできないかなとか、そういうくくりっていうのは、あるんでしょうか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 在庫あるいは費用等も含めまして検討してみたいと思います。

○13番議員（前之園正和） 親子健康手帳にする意義っていうのについては、理解をするというもとで当人たちの意向も調査しながら選択肢の中に入れて検討するという理解でよろしいわけですね。

○健康福祉部長（山元成之） 妊婦の方あるいはその配偶者などの御意見等も広く伺いながら検討してみたいと思います。

○13番議員（前之園正和） 障害の程度によって重いところには、国の制度があるようですが、指宿で考える際には、それも参考にしながら十分なるものを検討していただきたいということを述べて終わりたいと思います。

### △ 延 会

○議長（木原繁昭） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、明日行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 齋 藤 佳 代

議 員 東 伸 行

# 第 3 回 定 例 会

令和 3 年 9 月 17 日

(第 3 日)



第3回指宿市議会定例会会議録

令和3年9月17日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番 議 員	坂 元 茂 教	2 番 議 員	東 勝 義
3 番 議 員	西 田 義 哲	4 番 議 員	新宮領 實
5 番 議 員	前 原 五 男	6 番 議 員	山 本 敏 勝
7 番 議 員	齋 藤 佳 代	8 番 議 員	恒 吉 太 吾
9 番 議 員	東 伸 行	10 番 議 員	井 元 伸 明
11 番 議 員	西 森 三 義	12 番 議 員	吉 村 重 則
13 番 議 員	前之園 正 和	14 番 議 員	松 下 喜久雄
15 番 議 員	高 橋 三 樹	16 番 議 員	高 田 チヨ子
17 番 議 員	下川床 泉	18 番 議 員	新川床 金 春
19 番 議 員	福 永 徳 郎	21 番 議 員	木 原 繁 昭

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	有 留 茂 人
教 育 長	吉 元 鈴 代	総 務 部 長	下吹越 寿
市民生活部長	鶴 本 八 郎	健康福祉部長	山 元 成 之
産業振興部長	大 迫 格 史	農 政 部 長	寺 田 昭 宏
建 設 部 長	山 崎 一 磨	教 育 部 長	鶴 窪 誠 作

水道事業部長	園 田 猛 志	山川支所長	中 島 裕 一
開聞支所長	山 下 秀 一	総務部参与	野 元 伸 浩
総務部参与	増 永 智 美	建設部参与	星 倉 淳 一
教育部参与	中 摩 浩太郎	市長公室長	渡 部 徹 也
総務課長	山 下 浩 二	財政課長	東 忠 孝
市民課長	湯之上 美奈子	環境政策課長	湯ノ口 孝
健康増進課長	廣 森 政 宏	商工水産課長	宮 地 主 税
観光課長	上川床 聡	学校整備室長	上 村 圭一郎
開聞支所地域振興課長	七 夕 勝 彦	観光施設管理係長	岩 林 茂 樹

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	鮎 川 富 男	次長兼議事係長	木 下 英 城
調査管理係長	川 畑 裕 二	議事係主査	古 川 浩 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び西森三義議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、新宮領實議員。

○4番議員（新宮領實） おはようございます。4番、新宮領實です。この1週間、台風14号の動向に注視しておりましたが、とにかく接近することなく通り過ぎ、安堵しているところですが、台風進路に当たる地域の皆さんには、何かと御心配であろうかと推察いたします。台風には備え、万全の準備と対応をして、被害に遭われないことを心よりお祈り申し上げます。

さて、我々議員も来年2月には市民からの審判があります。定数が18になりました。1期4年はあっという間の感があります。私は、1年生議員として政治を、政治信条である、いっでんかっでん一生懸命、こびることなく、おごることなく、ただひたすら真っ直ぐに、全ては市民のためにを、心の肝に刻み、是は是、否は否と信念を貫いてやってきたつもりですが、それは市民の皆さんの判断することであり、本日、1年生議員として10回目の質問をさせていただきます。毎回、満足できる質問にはなりません、先輩議員の皆さんとはとても比較にならないのは当然のことであり、明らかだと思っています。執行部の皆さんとは距離を置かせていただきましたが、市民に負託をいただく身として御理解をいただきたいと思っております。執行部の皆さんは、一般質問での議員の提言には真摯に耳を傾け、それぞれの部署に持ち帰り検討していただくことを切にお願いいたします。

本日は四つの項目にわたり質問をいたします。一つ目は、総理大臣まで辞職に追い詰めた新型コロナウイルス対策についてのうち、昨日までのコロナ患者の現状はどうなっているか、お尋ねします。

以下は、関連質問を交えて質問いたします。

二つ目は、観光振興対策についてのうち、観光浮揚施策はどうお考えになっているか、お尋ねします。

以下は、関連質問を交えて質問いたします。

三つ目は、ヘルシーランド温泉掘削についてのうち、替掘の進捗状況をお尋ねします。

以下は、関連質問を交えて質問いたします。

四つ目は、地熱の恵み活用プロジェクトについてのうち、現在の状況をお尋ねします。お答え次第で関連質問がありますので、よろしくお願ひします。

各担当部長の答弁は市長の答弁と理解しつつも、議員からの答弁への指名には御自身の言をもってお答えいただきますよう、まずもってお願いさせていただきます。マスク越しでの答弁は聞き取りづらいものです。大きな声でお願いします。

以上、1回目とします。

**○市長（豊留悦男）** 四つの項目等について、多くの質問をいただきました。質問項目がたくさんありますので、私の方では観光浮揚と地熱の恵みプロジェクトについて答弁をさせていただき、以下の質問については部長等、関係部署で答弁はさせていただきます。

まず、観光振興についてでございます。コロナ収束後の観光につきましては、マーケティングの実施やマイクロツーリズムへの対応、新たな地域資源の発掘や既存の地域資源の磨き上げ、さらには、近年主流となっている個人旅行の誘致などを図るため、インターネット等による情報発信の強化や体験型学習の推進を進めてまいりたいと思っております。観光浮揚と同時に、本市が持つ地域素材を生かすために、観光のみならず、農業水産業や商工業など、他業種と横断的に取り組むことが重要であると思っております。観光協会や商工会議所、商工会、指宿観光デザインをはじめとする各産業団体と連携して、コロナ後の観光浮揚を図ってまいりたいと思います。

次に、地熱の恵みプロジェクトであります。地熱の恵み活用プロジェクトは未来に向けて地域の振興や産業の振興を図り、持続可能な自治体として指宿市を創っていかなくてはなりません。極めて重要な事業だと考えておりますので、この事業は進めていくべきだと、そう思っているところであります。

**○健康福祉部長（山元成之）** 8月10日以降の、本市における新型コロナウイルス感染症の陽性者数につきましては、県が発表しました時点での情報によりますと、9月7日までに35人の方が感染し、医療機関や宿泊療養施設などに入院、入所、又は自宅待機されていたようにございます。

**○産業振興部長（大迫格史）** ヘルシーランド替掘の進捗状況についてでございます。第1泉源の掘削、替掘、廃坑作業後に掘削作業を行い、掘削深度である320mまで掘削が完了したところでございます。掘削の結果、替掘した泉源の揚湯量は毎分35ℓで、ヘルシーランド露天風呂を賄うほどの揚湯量ではなく、十分な泉源には至らなかったところでございます。現在は、泉源の仕上げ作業と工事機材の撤去作業を行っており、工期は9月末までの予定となっております。

**○4番議員（新宮領實）** 今、9月7日まで35人っていうことがございましたけれども、昨日まで

っていうのは出ないんですか。

○健康福祉部長（山元成之） 9月7日を最後に、昨日まで出ておりませんので、35名となっております。

○4番議員（新宮領實） 毎日、11時頃には県のですよ、結果が出たりするんじゃないんですか。あれでも分からないんですか。その、またね、17日現在、指宿市の方でコロナに罹患されていらっしゃる方っていうのも、全然把握していないってことなんでしょうか。

○健康福祉部長（山元成之） 繰り返しになります、9月7日を最後に、本市ではコロナ陽性者が出ておりません。それと、現時点では全員、自宅へ帰られるというふうに、保健所からは聞いております。

○4番議員（新宮領實） 申し訳ございません。ちょっと私も勘違いしていました。お詫びいたします。

市民の利用する庁舎内で職員のコロナ感染が発生しました。1人の感染で収束したのは幸いであったかと思えます。いつ、何時、こういう事態が発生しないとも言えません。コロナ感染予防対策マニュアルは作成しているか、お尋ねをいたします。

○総務部長（下吹越寿） 国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針に基づき、厚生労働省が示した職場の実態に即した実行可能な職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト等を活用しながら、感染予防に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症に係る職員の出勤判断の目安も作成して、感染防止対策を図っているところであります。

○4番議員（新宮領實） そういうふうにやっていただきたいと思えます。私も、必要最低限のルールとしてですね、自分の戒めとして、市外の方との会食は絶対しないということを肝に銘じておりますけれども、皆さんも是非、それだけはね、守っていただきたいと思えます。

職員への注意の喚起はできているんですか。

○総務部長（下吹越寿） 職員への喚起ですけれども、これまで40回の新型コロナウイルス対策本部会議で情報の共有や注意喚起を図り、本年度におきましても、文書で4回ほどの注意喚起を実施しております。引き続き、職員への注意喚起を行い、感染防止に努めてまいりたいと思っております。

○4番議員（新宮領實） はい、是非、そういうふうにしてやっていただきたいと思えます。やはり、市の庁舎の中で発生すると、機能がもう、そこでマヒしてしまう。そういうことがありますので、しっかりと対応していただきたいと思います。答弁はいりません。

運悪くですね、コロナに罹患することというのは、もう万人、あるんじゃないかなと思えます。その中で、やはり罹患したときに、その費用というのはどうなんだろうかって、皆さんも心配していらっしゃる方もおられると思えますので、お尋ねをいたしますけれども、コ

コロナ患者の入院、治療、宿泊施設療養等の費用はどうなっているのでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 保健所が検査の結果、新型コロナウイルス感染症の陽性者と判断した場合、医療機関や宿泊療養施設に入院、又は入所することになりますが、陽性者の個人負担はなく、入院等で必要となる診察料や入院代、食糧費など、経費につきましては、県が全ての費用を負担することになっております。

**○4番議員（新宮領實）** 自己負担ないということでございます。

濃厚接触者としてですね、なったときに、PCR検査費用というのは、陽性、陰性ともに無料になるのでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者となった場合、保健所の指示や医療機関の判断に基づく行政検査によるPCR検査を受けることになります。陽性、陰性を問わず、検査費用は無料となります。ただし、このような場合でも、2,3千円程度の診察料は必要となるようでございます。

**○4番議員（新宮領實）** コロナの患者になってですね、陽性になって、仕事を休むときに助成金というのがですね、国からの分があるんじゃないかなと思うんですけれども、どこが申請窓口となっているのでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請窓口につきましては、保険証を交付している保険者へ申請することになります。従いまして、加入している健康保険が国民健康保険の場合は、市の国保介護課が窓口となります。

**○4番議員（新宮領實）** 分かりました。皆さんも御参考にできると思います。

次に、ワクチン接種の進捗状況について聞きたいんですが、この分については、昨日、同僚議員がもうお聞きしておりますので、敢えてお尋ねはいたしません。

職員の接種状況というのはどうなっているのでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 職員の接種状況につきましては、任意でのアンケート調査といたしまして、9月13日に実施しております。その結果、1回目の接種済みの者が98名で約21%、2回目を接種済みの者が82名で約18%となっております。なお、予約が済んでいる者まで含めると、約74%となっているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 体質的にですね、ワクチンを打てないという人は別にしてね、やはり市の職員というのは、やはり公人でもありますんでね、やはり自覚をもって、できるだけ100%に近いワクチン接種率をですね、目指していただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

**○総務部長（下吹越寿）** ワクチン接種については、職員へは当然ながら早目の接種を呼び掛けているところでございます。しかしながら、予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、職員の判断に委ねているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** だから、先ほどから言うようにね、身内に甘いんじゃないんですよ。

やはり、皆さんも、指宿市民の皆さんもね、やはりワクチン接種はしなきゃいけない。そういう思いでですね、接種しているわけですよ。指宿市の職員というのはいくつか、それなりの自覚をもって、ワクチンをするべきだと思うんですけども、それでもどうですか。それでも予防接種うんぬんなんて言えるんですか。どうなんです、部長。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほども申しましたけれども、予約まで含めると、約74%がもう接種する予定となっているところでございます。これまでも同様でございますけれども、やはりワクチンの安全性や有効性について、情報提供を行いながら、接種への理解が得られるよう、努めてまいりたいと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** お話になりませんが、時間がありませんので、次に行きます。ワクチンの確保はできているのでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** これまで、国からのワクチンの配分量が希望よりも少なく、市民の皆様がワクチン接種の予約が取りにくいなど、御迷惑や御心配をお掛けしておりました。接種を希望する方へのワクチンにつきましても、確保できる目途が立ちました。少しでも早く、希望する方に医療機関で接種を行えるように、医師会と調整しているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 部長が一番ね、入ってきている量というのはですね、把握されていらっしゃると思うの。だから、入っていないっていうときには、入っていないでいいんですよ。それは、いかにして国や県にですね、要望していくか、それが一番大事だと思いますので、これからワクチンの確保についてはですね、一生懸命こちらから発信していく、それが一番大事だと思いますので、是非そうしていただきたいと思っております。答弁はいいですか。

11月末の接種完了でいいのでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** ワクチンの確保の目途が立ちましたので、ワクチン接種を希望する方へは11月中の接種完了を予定しております。

**○4番議員（新宮領實）** 是非、目標でしょうけれども、是非、そうあってほしいと思っております。

次に、市の独自のワクチン接種カードの発行について、お尋ねをいたしたいと思うんですが、現行のね、接種済証は、やはり紙切れなんですよね。やはり、紙ですので、すぐボロボロになったりしますので、接種済者へのですね、市独自の接種済みカードを発行する考えはないのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** ワクチンを接種された方には、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の1回目分と2回目分がそれぞれ発行されております。本市としましては、現在のところ、市独自の接種済カードを発行する考えはなく、基本的には現在の接種済証を、例えばコピーをして使うなどの工夫してもらいまして、利用していただきたいというふうに考えております。

**○4 番議員（新宮領實）** おっしゃることはよく分かるんですけども、やっぱり先行して発行している自治体もあるわけです。ですから、ネットで、やってるなって、そういう情報収集だけじゃなくてですよ、そういうのを実際に、言えば京都の亀山市なら亀山市に電話して、どういう状況の中でこういうあれをしたんですかとかですよ、お尋ねをして、いいものはいいいということですね、参考にしながらすべきだと思う、発行していくような方向性で考えるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 接種済証につきましては、現在は既存の接種済証を発行して対応しております。確かに、京都府の亀岡市では独自の接種カードを作成して活用しているというふうには聞いております。しかしながら、今後、報道によりますと、11月の2回目の接種が終える目途が立った段階で、次の段階に進むというような報道もありますので、その際には、国共通の様式の接種済カード、あるいは、アプリ等が出てくると思いますので、そこをにらんで対応したいというふうに思います。

**○4 番議員（新宮領實）** あまりこういうのに時間をかけたくないんですけども、やはりね、これからいろいろなシーンで接種済証の提示を求められると思うんですよ。例えば、コンサートホールや旅館とか、飲食店、ややもすると公共の場でも提示を求められるようになると思うんです。そのために、これから必要になるとは思わないのかなと思うんです、自分としてはですね。やはり、市民の利便性を考えるのは、御自身たちの務めじゃないんでしょうか、いかがですか。

**○市長（豊留悦男）** 議員のおっしゃることはよく分かります。しかし、接種カードを発行することによる様々な問題も発生することが予想されます。注射を受けたくても受けられない人もいます。そして、信条、宗教上からできない人もかなりおります。つまり、そういう接種カードで、様々な個人の考え方とか人権が制約されるような、そういうことになってはいけません。だから、政府もなかなか踏み切れないだろうと思います。慎重、中でも慎重に対応しながら、おっしゃることはよく分かります。そのカードによって、安心・安全を担保するという目的もありましょうけれども、それは慎重にやらなければならないということだけは、御理解をいただきたいと思います。市役所職員へのワクチン接種もそうであります。できない人も、現実的にいるわけでありまして。ワクチン接種を受けたから、受けなかったからということはないのであろうけれども、そこは慎重に慎重を重ねながら、ワクチン接種を受けていただけるような、そういう取組をするのが行政だと、私は思っております。

**○4 番議員（新宮領實）** 市長の言われることも、分かりました。でも私、その答弁には少し理解ができないところでございます。これを議論しても後には続きませんので、次にまいります。

観光事業者に対する新たな施策はあるか、ほかの事業者にはどうか、お答えください。

**○産業振興部長（大迫格史）** 宿泊減対策といたしまして、指宿観光デザインの負担金事業とし



て、宿泊費を最大5千円助成する事業を実施しております。本事業は宿泊施設から有効な事業であるとのお声もいただいておりますので、効果的な事業の展開ができているものと考えております。また、教育旅行支援事業も実施しており、新型コロナウイルス感染症安全対策補助金などと併せまして、宿泊施設を支援したいと考えております。また、商工分野につきましては、新型コロナウイルス感染症安全対策補助金、プレミアム商品券事業、事業継続緊急支援金、緊急経営安定化助成事業などを実施し、事業所の負担軽減に取り組んでいるところでございます。また、今回の補正予算で、テイクアウト商品販売促進事業、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金に係る負担金などを提案させていただいているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** そういふことがありましたら、早急に実行に向けて動いていただきたいと思ひます。

次に、各種助成金についての相談窓口はあるんでしうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けている事業者の方々の相談は、市の商工水産課で対応をしているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** はい、分かりました。早速、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。私も少し余裕がございませぬので、申し訳ございませぬ。

先ほど、局長にはちょっと入れ替えたいということございませぬけれども、時間がうまくいって、配分がうまくいっているんで、そのまま流していきたくと思ひます。

二つ目の観光振興対策について、先ほど御答弁をいただきました。各観光課、スクラムを組んでです、全身全霊を使ってでも、観光デザイン等と連携してです、観光指宿の浮揚をです、お考えいただきたいと、そういうふうにお思ひしております。

殿様湯跡の整備について、7月の一般質問において、全く考えていないという、教育委員会はそういうぐらしか考えていないんでしうけれども、そういうお考えになったんでしうけれども、市長もやはり同様の考えでいらっしやるんでしうか。私、殿様湯っていうのは、指宿市を語る上でです、一番大事なところであろうかと思ひしているところなんですけれども。26日も湯権現祭があります。あそこがやはり、指宿市の温泉の、やっぱり基となるところじゃないのかなと思ひますけれども、市長もやはり全く考えないということでもよろしいんでしうか。

**○市長（豊留悦男）** 私も同じような考え、つまり、文化財、文化の史跡というのは大切にしなければならぬということ、議員と同じであります。しかし、あの施設は個人所有のものでもありますし、また、地域で活用している広場もございませぬ。私もその後、見に行きました。あの地域を、今、整備をしている途中でもあります。やはり一番は、本人との協議であり、文化財の価値を認めていただいて、どのようにするかというのを話し合う場をもった上で、結論は出すべきだという趣旨で、前回は、今は考えておりませぬという教育委員

会の答弁だったわけでありませぬ。

**○4番議員（新宮領實）** あそこはね、市長、私はね、本当にね、残すべき、本当に遺産だと思っておりますので。買い取ってでも、移設してでもですね、あそこを整備して、観光客に御披露するというのをですね、お考えいただきたいと思っております。別にこれに対して答弁はいりませぬ。

おもてなしというのはどういうものをお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** いぶすき菜の花マラソンなどのイベントや観光特急指宿のたまたま箱への旗振りに代表される本市のおもてなしは、指宿観光の特色であり、指宿を訪れた観光客等に喜んでいただいております、リピーターの獲得にもつながっているところでございます。しかしながら、コロナ禍の厳しい現状を踏まえ、新たな対応が求められており、アフターコロナを見据えた選ばれる観光地づくりを目指すため、現在、指宿観光デザインと連携し、新たな観光戦略の策定を進めているところでございます。その中で、ポストコロナ時代における観光スタイルとしては、参加型観光や着地型観光を通じて、指宿の魅力を知っていただくことが重要であろうと思っております。そのため、本市の観光資源を生かした体験コースの開発や、池田湖、開聞岳、知林ヶ島に代表される自然環境を活用したアクティビティの創出などが必要であり、感染予防対策と組み合わせて提供することが、今後の新しいおもてなしにつながるものと思っております。これらの事業につきましては、各観光関係団体とも連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

**○4番議員（新宮領實）** 是非、そういうふうにしていただきたいと思っております。これからは、もっともっとなしということについては、皆さんで知恵を出し合っていたいただきたいと思っておりますし、やはりもう1回行ってみたいなって、そういうところをですね、皆さんに、心に響くようなですね、おもてなしを、もっともっとなしをお考えになっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、公共施設のトイレ事情は改善されているのでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 観光施設等に関するトイレのうち、県の魅力ある観光地づくり事業で、令和3年1月に鰻地区公衆トイレが整備されております。観光客が利用する公衆トイレは池田湖売店前トイレを、今年の7月末に撤去したため、11か所となり、和式が3基減って10基、洋式が2基増えて42基の合計52基で、洋式トイレの割合は75%であったものが80%へと増えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 岩本のところからずっと観光客が使うようなトイレがずっとあると思うんですね。長崎鼻、唐船峡、そして、開聞山麓辺りのあのトイレまでですよ、あると思うんですけども。部長、失礼ですけども、見てみました。どうですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** トイレの清掃状況のチェック、確認というものは担当課の方で随時、行っております。また、私も現場に出たときに、トイレに立ち寄って確認してはおりま

す。

**○4番議員（新宮領實）** ですからね、これを見てどう思ったかなんですよ。そこまではもう突っ込んで聞きませんけれども。やはり、そのトイレね、誰が清掃するのかっていうことですよ。たまに行って、ちょっときれいやなとか、じゃなくて、常にですね、1月に何回かぐらいはですよ、観光客が立ち寄るような、そういうところとしては行政としてですね、トイレの掃除、管理っていうのはですね、大事だと思うんですけども、どうでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 先ほど、私が申し上げました11か所のトイレにつきまして、お答えさせていただきます。7か所は毎日1回以上清掃を行っており、1か所が週6回、1か所が週5回以上、残り2か所が週3回となっております。清掃の担当につきましては、職員が実施しているものが3か所、指定管理者が実施しているものが2か所、委託が6か所となっております。

**○議長（木原繁昭）** 新宮領議員にお願いします。質問のときに、アクリル板からはみ出さないようにお願いします。また、できれば指差し等は控えていただければと思います。

**○4番議員（新宮領實）** チェックの業者じゃないといかんとですよ、これ。職員がね、したってね、ぱぱっと行ってね、はい、掃除しましたのよ。専門の業者はね、掃除の仕方が違う。私のおもてなしというのはですね、やはり最高の状態でトイレをね、提供できることが、私は最高のおもてなしだと思う。やはりね、旅先でトイレを見たときにです、その自治体がですね、分かるような気がするんですよ。観光に対する、何て言う、思い入れっていうのがですね。ですから、御自身についてもね、観光なんかに行ったときには、その部署にいらっしゃる方はですね、是非、その観光地のトイレを見てみてください。きれいに、よくきれいに整備されています。あれこそがですね、このトイレはきれいだなって。じゃあ、みんなどこでもきれいなんだろうなって。やはり、こういうところにはまた来たいよねになるんですよ。だから、そのところをよく考えてですね、これからもですね、対応していただきたいと思います。答弁はいりません。申し訳ございません。

今、どのような観光施設をどのようなやり方でね、整備していらっしゃるんでしょうか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 現在、市では池田湖周辺観光施設整備事業に着手しております。本事業は、平成27年度に市が池田湖周辺観光施設整備事業基本計画を策定し、翌28年度に県の魅力ある観光地づくり事業の採択を受け、県と市が協働しながら観光施設や親水性公園、公衆トイレ、駐車場等の整備を進めているところであります。また、知林ヶ島や指宿港海岸周辺といった本市を代表する観光地等の整備につきましても、関係省庁等への要望を行っているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 是非、そういうふうにしていただきたいなど。ただ、電話のやり取りじゃなくてですね、環境庁のあの公庁ですか、あそこに行ってですね、直に、直談判でもですね、是非、あの人たちを連れて来てですね、やはり要望するところはですね、是非、要望

していただきたいと思います。

自然公園法が改正されたと思いますが、自然体験促進への支援として登山道の整備や国立公園内の整備手続きの簡素化と財政支援があると聞きます。これを利用するお考えはありますか。

**○産業振興部長（大迫格史）** まず、開聞岳の登山道の整備についてでございますが、環境省が直轄で整備を実施し、本市は軽微な補修などの維持管理を実施することとなっております。本年5月には、環境省の予算において、登山道の2合目入り口の看板を新しく整備していただいたところでございます。また、登山道で改修が必要な箇所を本市が発見した際は、鹿児島市にあります環境省の九州地方環境事務所霧島錦江湾国立公園管理事務所に遅滞なく報告するなど、登山道整備については、かねてから点検を図っているところでございます。また、自然公園法の改正の件でございますが、今回の自然公園法の一部改正で質の高い自然体験活動に関する協議会を組織することができるということになっておりますが、現時点では協議会は市町村、自然体験活動推進事業の実施者、施設等の所有者等をもって構成するということが定められているのみでございます。また、一部改正に伴う施行令や施行規則等の改正もなされておらず、組織の構成や役割分担なども不透明となっているところでございます。市といたしましては、今後示される支援メニュー等の情報収集に努め、自然公園内における事業を実施するに当たっては、その目的に合った運営体制の構築と補助金の活用にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 単独事業というのは、なかなかできないわけですね、いかにして国とか県とか、そういうところからお金を引っ張ってくるか。それが、御自身たちの仕事でもあると思いますので、是非、これからもアンテナを立ててですね、しっかりとやっていただきたいと思います。答弁はいいですね。

次に、ヘルシーランドについてお尋ねをしてみたいと思います。先ほど替掘の進捗状況はどうなっているかということに対して、十分な泉源には至らなかったということであります。350、私も温泉をやっておるんですけども、全くお話にならない。私のところでも約90から100ぐらい、1分間に出るわけですから。私のところは250mなんです。それでね、何十件ぐらいしかやっていないわけですけども、それでもう十分なんですよ、それでね。であれば、今のところね、350なんてね、まさきにあるはずがない。これ、失敗だったという認識はないんですか。どこでもいいですよ、これ。

**○産業振興部長（大迫格史）** 出なかった理由、原因についてでございますが、今回の工事に携わった業者によりまして、これまで多くの泉源の掘削工事や替掘工事に関わってきておりますが、予定どおり、又は想定以上の泉源を掘削できることの方が少なく、今回のような事案は多くあるということでございました。替掘工事は元の泉源の5m以内と県の定めがありますが、その範囲内においても、元の泉源と同等のものが掘削できない事案もあるということ

でございました。

○4番議員（新宮領實） 今の答弁も含めて、あとからお尋ねをしますんでね。今から、これからお尋ねすることは、皆さん方にも事前にお渡ししております。ですから、お聞きしていきますけれども、替掘の総工費って幾らだったんですか。できれば、打ち合わせが必要なんですけれども。言え、掘削工事費が幾ら、あとは経費が幾らでもいいですよ。

○議長（木原繁昭） 新宮領實議員に申し上げます。指差しはやめるようお願いいたします。

○4番議員（新宮領實） はい、分かりました。失礼しました。

○産業振興部長（大迫格史） ヘルシーランド替掘・廃坑工事の契約金額は現時点で5,710万5,788円となっているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 替掘の理由は聞きました。現在の代替泉源の確保ということでした。既存の深さは幾らだったんですか。既存の資料は残っているんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 今回、替掘・廃坑工事を行った泉源の深さは270mでございます。また、既存の資料につきましては、ヘルシーランド露天風呂第1泉源は旧山川町時代の平成12年に掘削されております。資料につきましては、掘削工事の際に県へ届け出た温泉掘削申請書、特別地域内工作物の新築許可申請書、当時の環境庁へ届け出た特別地域内土石の採取許可申請書に関するものが残っているところでございます。

○4番議員（新宮領實） 何年使用したんですか。現在、それとですね、泉源担当者っていうのはいらっしゃるんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 私の方からは何年使用したのかについてお答えさせていただきます。第1泉源につきましては、当初、ヘルシーランド温泉保養館の予備泉源として、平成12年に掘削し、平成15年4月の露天風呂オープンに合わせてメイン泉源になった経緯がございます。その後、1年半ほど経った平成16年10月に突然温泉が出なくなったところでございまして、1年半ということになっております。

（発言する者あり）

○議長（木原繁昭） 新宮領實議員、手を挙げて。

○4番議員（新宮領實） 先ほど、市長にね、何年使用したんですかっていうことと、泉源担当者はいらっしゃるんですかって、私はお尋ねしているんですけれども。また、立って、時間がつぶれるじゃないですか、私の。お願いします。

○市長（豊留悦男） やはり、それを所管する担当課はあります。管理する担当者もおられますけれども、温泉掘削等に関する専門的な知識を持った担当者という意味だろうと思っておりますけれども、それはありません。それと、図面の件もございました。やはり、第1泉源の図面が、残念ながら残っておりません。なぜなのか、これは極めて私どもも疑問に思っているところなんですけれども、山川庁舎、指宿庁舎を含めて、いろんな方々がこの図面がどこにあるのか、調べましたけれども、残念ながら見つかっておりません。やはり、ここらは市の、又は行政

としての、そういう貴重な資料の管理というのがどうだったのかというのは、今後、調べていきたいと思います。どこかにあるはずであります。

○4番議員（新宮領實） はい、分かりました。あとからこれも、あとから聞きます。

替掘の設計及び監理業務委託先と契約額は幾らなんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 替掘の設計のほうでよろしかったですかね、はい。

（発言する者あり）

○産業振興部長（大迫格史） 設計業務につきましては、西日本技術開発株式会社でございます。また、同様に監理業務につきましても、西日本技術株式会社でございます。契約額でございますが、監理業務につきましては、現時点で579万7千円でございます。また、設計業務委託につきましては、562万6,800円ございました。

○4番議員（新宮領實） これからが本題なんですよ。320mのですね、掘削しているのに、設計及び監理業務委託がなぜ必要なんですか。お答えください。

○議長（木原繁昭） 指差しを行わないように。

○4番議員（新宮領實） お答えくださいって、これは駄目なんですか、お答えくださいって。

お答えくださいって言うんじゃないじゃないですか。お答えくださいって言っているんです、私。

○議長（木原繁昭） 指差しを行わないようお願いいたします。

○4番議員（新宮領實） これ、指差しって言うんですか。手のひらって言うんですけれども、私。はい、いいですよ、そうしたら、はい。

○産業振興部長（大迫格史） 専門的な知見を所有している事業者に頼んだ方が、間違いなく、工事等ができる判断しているからでございます。

○4番議員（新宮領實） 我々の限界でね、温泉をする、温泉、温泉を扱う、温泉をしている人でね、1,050万円を払ってね、温泉を掘削するのがいるわけがないじゃないですか。指宿市だから、こんな馬鹿なことをしているんですか。どうなんですか。大体、320mを掘るのにね、1,050万円もかけてね、設計、監理なんか頼むところなんかないですよ。うちは250万円です。250mを掘りながら、普通の一般の業者に頼んで、自分でどこか、あそこの加世田の方にね、お届けしたら、もうそれで通るんですよ。なんで設計監理業務っていうのが必要な、監理業務っていうのが。これ、全然必要じゃないんですよ。1,000mね、掘るんであれば、それは必要でしょう。大きな工事ですから。だけど、温泉帯を掘るのにね、設計監理業務委託契約を結んでいるというのはね、日本広しといえども指宿しかないと思いますよ。これね、ちょっとおかしくて、もう説明を絶対してほしいですね。そうのじゃないと、皆さん、納得できないと思いますよ。1,050万円も払って。私のところは、1,200～1,300万円ですね、1,050万円です温泉が掘り上がるっていうことじゃないですか、普通は。それを、何で320mもかけてやったんですか。

○産業振興部長（大迫格史） 事業を実施する際には、当然、予算が必要になっております。この予算計上に当たっては、予算計上した段階で議員の皆様方にも委員会等で御審議いただいております。お認めいただいている予算であります。

○4番議員（新宮領實） 今までの資料はなかったと言いましたですっけ。今までの資料です。今まで掘ったときの資料、契約額とかっていうのはなかったんですか、そのときの。平成12年って言ったですよ。そのときの見積書があればね、一目瞭然で1千何百万しかかかってないはずですよ。それをね、ないと言うんじゃないでしょうね。

○議長（木原繁昭） 産業振興部長、マイクに近づけて、声がちょっと聞こえないようです。

○産業振興部長（大迫格史） 先ほども答弁させていただきましたが、ヘルシーランド露天風呂第1泉源は旧山川町時代の平成12年に掘削されております。資料につきましては、掘削工事の際に県へ届け出た温泉掘削申請書、特別地域内工作物の新築許可申請書、当時の環境庁へ届け出た特別地域内土石の採取許可申請書に関するものは残っているところでございます。

○4番議員（新宮領實） おたくたちはいい加減にきなさいよ。そういうのは残っておってね、契約書が残ってないってことはどういうことなんですか。そんなの、そういう答弁だけでね、ありませんから、前の契約書はね、分かりませんって。参考資料もありませんって、それでよく言えますね。それはおかしいんじゃないですか。しっかりお答えくださいよ。

○市長（豊留悦男） おっしゃるとおりです。おかしいんですよ。ないこと自体がおかしいんですよ。ところが、その図面の一部が、恐らくあるだろうという、それは私は確信をもって言えます。つまり、その当時、どのような形で、どのような担当者がこのヘルシーランドの掘削、そして、図面を含めて、様々な書類を持っていたはずであります。なぜ私がこういふかと言うと、行政としてずさんだろうと言われることを覚悟で言っているわけです。旧山川町だからということで、責任を転嫁する気持ちは全くありません。様々な工事の図面、そして、それに至る、契約に至る過程については、残っていなければならない資料であります。ところが、現部長、その他に、なぜ残っていないのか、なぜなのか。必死に探したわけがあります。しかし、ないはないわけです。なぜないかという、それを、今、いろいろな観点で調べておりますけれども、確定したことじゃありませんけれども、恐らく、恐らくどっかに残っているだろうということは、私は確実に言えます。なぜなら、その一部が、ある資料に出てきたからであります。そこまでは個人的な問題もありますので、ここで言うことは差し控えたいと思います。

○4番議員（新宮領實） 市長が言われるのは、それはそれでいいと思うんですけれども。市長には設計や見積もり等ができる責任者はいないということだったんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○産業振興部長（大迫格史） はい、おりません。

**○4番議員（新宮領實）** そういう方がいらっしゃればですね、今までの資料見たら、幾らぐらい、幾らぐらいできるっていうことがね、分かったはずなんですけれども。非常に残念でならないところです。人材の中で、現在も、全くいない中で、ヘルシーランドも風前の灯火じゃないんですか。部長、どうなんです。指を指すなって言ったから、もう。

**○産業振興部長（大迫格史）** ヘルシーランドにつきましては、所管課におきまして、指定管理者と契約をして、指定管理者がしっかり、今は管理をしており、また、その管理状況につきましても、所管課の方で確認をしているところでございます。利用者の方々にも非常に喜ばれ、数年前には露天風呂も日本一に輝いた施設でございます。

**○4番議員（新宮領實）** 指定管理者でね、日本一になったのじゃないということはね、お分かりください。あそこはね、必然的になったんですよ。

山川町時代はね、温泉管理のエキスパートがいてね、しっかりと管理されていらっしゃるんですよ。今、見に行ってください。見たことありますか。あそこの、塩田のところ。あれでいいと思いますか。あれね、もうバルブもね、もう錆ついているじゃないですか。あれ、昔は動きよったんですよ。動いて、止めて、メンテナンスしよったということを知っているんですよ。今、あそこがね、なんかあつたらね、どっかが破れたらね、どうするんですか、部長。お答えできますか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 塩田跡地の泉源のバルブが動かないことにつきましては、数年前にも議会、決算委員会のときでしたけれども、御質問がございました。そのとき、いつから動かなくなったのかということで、私どもの方でも調査をしましたが、そのときに議会の方々と言われる年と、私どもが調査した年と、ちょっとずれがございまして、その見解の相違があったところがございます。今、御指摘の泉源につきましては、隣に観光用の泉源もございまして、吹き上げておりますが、あそこの泉源自体が、地中の中がどうなっているか、ちょっと不明という部分もございまして、今回、替掘が成功したら、今度は次のあそこの泉源をしっかり管理できるような形っていうか、その廃坑も含めてですね、対応を検討したいと考えたところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** あそこのね、今、使っているあそこのね、泉源はですね、非常にいい泉源だと前の業者がおっしゃってました。今回のこの件についてもね、やっぱり前の業者、今までやってきた業者っていうのはね、本当に伏目なんかのねですね、やっぱり地層も知っています。そういう知り尽くしたプロであるんですよ。ヘルシーランドの温泉掘削もこれまで手掛けた業者なんですよ。それをなぜ外したんですか。なぜお聞きしなかったんですか。今、担当者がいないから分からない。また、それで逃げていくんですかね。どうなんでしょう。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今、議員が御質問されている、前の業者という、その業者のことが、ちょっとこちらのほうでは把握できていないところがございます。





のかというものを、職員と一緒に、この原因究明というものを続けていきたいと思えます。

**○産業振興部長（大迫格史）** 先ほど、今回、契約した業者以外の業者のお話が出ましたけれども、ヘルシーランド露天風呂第1泉源掘削替掘・廃坑工事の入札を行う際には、指宿市内の業者は1社のみでございました。本工事の入札前に、市の競争入札参加資格者名簿さく井工事に登録している、九州管内の業者に対し、蒸気噴出を伴う泉源の廃坑工事並びに深度320mの蒸気噴出を伴う泉源の掘削工事の実績を有するか、照会をかけました。その中、4社から実績を有するという回答がございました。入札の結果、うち2社の応札があり、請負業者を決定したところでございます。この4社は福岡が2社、それから、県内が2社。その県内2社のうち、1社が指宿市内の業者ということでございます。

**○4番議員（新宮領實）** 県内の2社の業者のうち、1社が市内の業者ということなんですよ。そういうことですよ。私、一般的にね、前の、前って言ったらかおかしいけれども、前例があるのに、あえて、だって見積もりの、だって、我々が見ただけでね、これ、地熱専用の単価じゃないんですか。地熱専用のですよ。一般、一般掘削じゃないですか。温泉掘削。温泉掘削でね、6,000万円って、あそこの、あそこ近辺のね、あそこ近辺っていったら悪いけれども、山川の伏目近辺のマンゴーさん、マンゴー屋さんとか、いろんな方がいらっしやると思うんですけども、そんな大金をかけてね、温泉する、する人っていうのは、誰もいないですよ。元取れないもん。化石燃料炊いた方がまだいいんじゃないですかね、この人たち。7,000万円ですよ、7,000万円。これはね、本当にね、大きなね、問題があると思うんですよ。入札執行関係したの方って、僕はこの指宿市のことは知らない、その入札、どういうところに、人たちが入って入札させるか分かりませんが、この設計単価が出たときに、これは高いですねっていうのは誰もいなかったんですか、部長。

**○産業振興部長（大迫格史）** 今回の替掘工事につきましては、設計業務委託において、作成、改修工事、標準歩掛資料を基に工事費の積算を行っております。また、元の泉源が出なくなった状況も踏まえまして、一部材料につきましては、泉源を長期的に使い続けられ、より堅牢にするため、蒸気や熱水の輸送路の最も内側となる深度200mまでのケーシング管は油井用鋼管を使用することとしたところでございます。また、坑口装置につきましても、従来のものより耐熱、対圧力に優れた材料をしようしたところでございます。

**○4番議員（新宮領實）** その、そのおかげさまでね、7,000万円が消えたんですよ。その、その事実っていうのは理解しているんですか。どうなんですか。

**○産業振興部長（大迫格史）** 掘削、替掘の結果、温泉が出なかったという事実は受け止めております。今後の対処、ヘルシーランド露天風呂の替掘、予備泉源がないという状況が続きますので、今後につきましては、検討してまいりたいと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** これから、どうするんですか。もうあれで、出ませんでしたねって、

仕方ないですねって、こんなもんなんです、こんなもんなんでしょう。誰かこれに答えていただける方が、的確な回答いただける方がいれば嬉しいんですが、どうなんでしょう。

**○市長（豊留悦男）** 残念ながら、今回の掘削では予定したとおりの効果は得られなかった。それは残念であります。温泉の掘削というものは、得てしてそういうこともあるというのは事実であります。地熱を、ということがありましたけれども、地熱を目指した掘削であれば、1,000mから掘らなきゃいけないわけです。そして、2億、3億の掘削費用がかかるというのは、議員も御存知のとおりであります。ここはヘルシーランド、たまた箱温泉の泉源が。もしものことがあったら大変だから、予備泉源として掘っておこうと、それが趣旨であります。それに違いはありません。それが、7,000万円掛かったと。いろいろな事情で掛かったのでありましょう。私は専門家ではありませんので、それについてのコメントはできませんけれども、やはり目的というのは御理解いただきたい。それが地熱の関連だから、これだからということはないということは、明言をしておきます。

**○4番議員（新宮領實）** ちょっと私、げせんですね。今回の一番最初の目的というのは、替掘じゃないですか。今のあそこのところが、もしのときがあったときに、この、これを代替泉源として使いましょうというのが、趣旨であって、地熱発電には全然関係ないじゃないですか。だから、地熱発電の資料なんていうのはね、ここを掘りながら地熱発電の資料をいただきかかったというふうに、私、市長、受け取りますけれども、どうなんですか。そういうのじゃないんじゃないですか。あそこはあくまでも代替泉源として開発したところじゃないんですか。そうだと思いますけれども。地熱発電、全くこれには関係ないですよ。だからね、市長にはもう時間がないんですが、今回、この7,000万円をどぶに捨てたみたいような状態になったことに対してのね、明確な責任というのはね、やはりしっかりしておかなきゃいけないと思うんですよ。だから、今回の一連の事柄っていうのは、市長の指示によるものか。それとも、付度によるものか。それは推し量りませんが、やはり市長のね、責任っていうのは、僕は重大だと思うんですけどもね、どうなんでしょう、市長。お答えできますか。

**○市長（豊留悦男）** 私は地熱のうんぬんとは言いません。議員が言ったから、地熱とは関係はないと言ったんです。この業者の付度うんぬんということについては、言葉を改めてほしいと思います。そういう事業というのは、市が認めるはずがありません。第2泉源として必要だから、この掘削工事は進めたわけです。残念ながら効果、いわゆる期待した効果が得られなかった。温泉掘削というのはそういうこともあるということを、私は言っているわけです。やはりそのことが、責任をこうしろ、誰が許可したのか、そこは私は関係はないと思っております。

**○4番議員（新宮領實）** やはり、7,000万円の仕事をしてね、出ませんでしたねって、それで済むんだったら、どうなんですかね。それでいいんでしょうかね。一般的にですよ。知って

いる人っていうのはいっぱい、この件について、そんなことはあるもんかってお怒りになっていらっしゃる方もいらっしゃると思うんですけども、僕はこれはね、やっぱりしっかりと指宿市民、市民にも、7,000万円投じたわけですから、この分の責任、所在というのは、明確に僕はしていただきたいですね。これで、出ませんでしたって、こんなもんですよって。我々ば、もし我々だったらね、そういうことは言ってもらえないですよ。だから、そのときには賠償も、必然的に、出なかったわけですから、そこの業者に賠償もするべきじゃないのかなと私は思いますけれども。設計、監理委託業務、受けさせて西日本技術開発なんかの責任の所在っていうのはないんでしょうか。どうなんでしょうか。市長は答えになりますか。誰か知っている人がおりましたら、お答えいただいてもいいんですけども。

**○産業振興部長（大迫格史）** 設計、監理業務につきましては、契約に基づきしっかり監理させていただいておりまして、現地にも、契約に基づき、直接確認に来ているところでございます。

**○副市長（有留茂人）** いろいろと責任というふうな言葉が出てきましたけれども、市が執行する事業につきましては、事前に市の方で積算をし、予算をお願いをし、それで、予算計上をさせていただいて、許可をいただいて執行するという流れの中でやっているところでございます。ですので、これの執行につきましては、市として執行をしたというふうに考えております。

**○議長（木原繁昭）** 時間が迫っておりますので、簡潔にお願いいたします。

**○4番議員（新宮領實）** これ以上簡潔にお話はできませんけれども。これはね、絶対ね、原因究明というのは。それとね、どこも責任とれるところがないと、業者も責任とるところがないと。これ、7,000万円を捨てましたねって、はい、いいですねって、指宿市民の方々はそう思わないと思いますよ。

最後に、本日、このあと、同僚議員が来年2月に行われる市長選挙についての進退を伺うようですが、市長は選挙公約に地熱発電の推進を入れるのですか。

**○議長（木原繁昭）** 時間になりました。

**○4番議員（新宮領實）** もちろん、地熱発電も争点になるんでしょうけれども。差し支えなければ、お答えいただければありがたいんですが。

**○市長（豊留悦男）** この代替泉源の掘削は議会に予算を上程し、お認めいただいた結果、期待される温度の温泉が出なかった。だから、現在は代替温泉として使えないのではないかとこのようなことであります。これが、責任問題のうんぬんという前に、私どもはそれぞれの過程を経て予算を計上し、議員の皆様もそれを認めていただいた事業であります。事業がうまくいかなかった。そのことは事実でありますけれども、それが業者とかいろんなことに問題がある、誰が責任問題なのか、いうことは、私は考えてはおりません。つまり、今後、今回の事例を教訓に、このような事業を行うに当たっては慎重にならなければならないとは思っ

てはおります。

地熱発電の次回のということでしたけれども、それは事前にいただいておりますので、この場で答えることは差し控えたいと思います。

**○議長（木原繁昭）** 暫時休憩いたします。

休憩	午前 11時13分
再開	午後 1時24分

**○議長（木原繁昭）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

新宮領議員から、先ほどの発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

取消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、新宮領議員からの発言取消しの申し出を許可することに決定いたしました。

引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

**○16番議員（高田チヨ子）** 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。2、3日前から庭に赤い彼岸花が咲いていました。もうそんな季節なんだなと思うことでした。忙しい毎日の中で、ほっと一息つける癒しの時間でした。東京オリンピック・パラリンピックも無事に終わり、アスリートの皆さんの頑張る姿に感動の毎日でした。また、今月9月は防災の月です。一人ひとりが災害から身を守るためにどうすればいいかを考えることが大事だと思います。私も家族で大雨のときの対策や、地震が起きたときにどこに避難しようか、どうすればいいのかなどいいながら、話し合うことでした。また、防災グッズも大分前に準備していたので、確認をしました。すると、何と期限切れのものもあり、改めて普段から準備しておくことの大切さが分かりました。また、去年から約2年にわたって、人々を悩まし続けている新型コロナウイルス感染症。少しだけ減って来たかなと思った矢先、今度はデルタ株、変異株の急激な感染が起こって来ました。いつまで続くか分からない状況ですが、コロナの1日も早い収束を心から願っています。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、安心・安全な生活のために、HPVワクチン、子宮頸がんワクチンについてお伺いいたします。日本では近年、子宮頸がんが年1万人以上が罹患し、2,800人程度が死亡しているということです。私はこの数字を見て驚きました。そして、大変な衝撃を受けました。もしも、私の娘が罹ったらと思うと、どうしようもなく怖くなりました。年に1万人ということは、10年経つと10万人が罹り、2万8千人の方がお亡くなりになるということにな

ります。先進国ではHPVワクチンの接種率が非常に高く、イギリスでは82%、オーストラリアは80%に達しているということです。その結果、子宮頸がんで死亡する方が少なくなっている。それに比べて、日本では2018年時の接種率は0.8%に留まっているということでした。しかも、この子宮頸がんに罹る方はほとんどが若い女性です。そして、子宮頸がんに罹ると、進行すると子宮を取ってしまいます。女性にとってはとても大変なことです。だからこそ、女性の命を守るためにも、真剣に取り組まなければならないと思うのです。このワクチンを接種することで、確実に子宮頸がんに罹るのを防ぐことができると言われていました。そこで、指宿市の現状についてお伺いいたします。

はじめに、子宮頸がんワクチンの接種対象者に個別通知を出してくださったことに対しては、本当に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。それでは、子宮頸がんワクチンの接種状況についてお伺いいたします。令和元年度の接種者数は何人いたんでしょうか。そして、令和2年度接種対象者に個別通知をしたことにより、何人の方が接種したんでしょうか、お伺いいたします。

次に、環境問題についてお伺いいたします。以前にも何回か質問をしていますが、ごみの戸別収集についてお伺いいたします。このことについては、困っている方がたくさんいらっしゃるんです。先日、何人かの友人と話をする機会がありました。その方は、このごみ問題について、何とかしてほしいと真剣に訴えていました。また、雨の降る日に高齢者が傘をさしてごみステーションまで行くのに、シルバーカーを押して持って行く姿を見ました。何とかしてほしいと思いますと言われていました。また、ごみステーションが近くにないために、道路を渡って、遠くまで持っていかなくてはならない方もたくさんいらっしゃいます。とにかく、高齢者が出しやすいくみの収集方法をしてほしいと思っています。そこで、お伺いいたします。現状での市としてのお考えを教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 2点ほど御質問をいただきました。安心安全な生活のために、ワクチンの件、このことについては、部長に答弁をいたさせます。

環境問題について、私の方から考えを述べさせていただきます。ごみ問題、何とかしてほしいという高齢者が増えている。これは事実でありまして、私も直接、高齢者の声をお聞きしました。民生委員の方も、そういう声を寄せてくださいました。何とかしなければならぬというのが、私も議員も同じであろうかと思えます。高齢者、特に1人暮らしの高齢者も増えてきており、ごみ出しに苦勞されている方もいらっしゃいます。市としましても、このような高齢者のごみ出しにつきましては、今後、ますます進むであろう高齢化を考えたときに、早い段階で何らかの支援を構築していかなければならないと考えております。ほかの自治体における高齢者のごみ出し支援の取組としましては、環境政策部門による取組や、介護保険制度を利用した高齢者福祉部門による取組、そして、地域コミュニティを活用した取組

などが行われているようでございます。本市では、現在、関係課で協議を進めております。7月には公民館長さん方に地域における現状について、アンケートによる調査を行ったところです。そして、アンケートでは、足が不自由な高齢者のごみ出し支援、1人暮らしの高齢者のごみ出し支援が必要であるといった御意見等が寄せられました。こういったアンケートを基に、関係課でさらに協議を進め、早い段階での支援に取り組みたいと考えているところでございます。

**○健康福祉部長（山元成之）** HPV、子宮頸がん予防ワクチンは子宮頸がんの原因の一つとされているヒトパピローマウイルス感染症を予防する効果を期待され、平成25年4月1日から定期予防接種ワクチンとなりましたが、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛や運動障害などの副反応がワクチン接種後に特異的に見られたことから、同年6月14日から国の方針として積極的な接種干渉を差し控えているところでございます。しかし、国より令和2年10月9日にヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者などへの周知につきまして、積極的勧奨は行わないが、接種を検討、判断いただくための情報提供などは行うとの方針が示されたことから、本市では国の方針に則って、令和2年11月中旬に中学1年生から高校1年生の女兒662名に、国が作成した子宮頸がん予防ワクチンに関するリーフレットを個別通知しております。接種者数についてでございますが。令和元年度は接種対象者数832名に対しまして、接種者はおりませんでした。個別通知を行いました令和2年度は9名の方がワクチンを接種しているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、それでは2回目からの質問に入りたいと思います。

まず、はじめのHPVワクチンについてお伺いいたします。今後の個別通知の実施について、お伺いいたします。今年度はどのような通知をするのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 今年度につきましては、6月中旬に国が推奨する標準的な接種年齢であります12歳に達する中学1年生の女兒144名に個別通知をいたしました。なお、8月末現在のワクチンの接種状況につきましては、全対象年齢の中で6名の方が接種をしている状況でございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、通知をした方の人数をお聞きしましたが、今年度、令和3年度に対象者全員に通知しなかったのはどうしてなのでしょう。

**○健康福祉部長（山元成之）** 国の方針に則りまして、積極的勧奨を控える立場から、昨年11月に中学校1年生から高校1年生の対象者へ個別通知をしたため、今年度につきましては、新たに12歳に到達する中学1年生に対しまして、個別通知をしたものでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、分かりました。対象者全員に毎年通知すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 対象者への通知につきましては、新たに12歳に到達する中学校1年生には個別通知を行い、その他の対象者は国の方針に則って、積極的勧奨とならない形

で、ほかの予防接種とともに、市のホームページや国及び県の子ども予防接種週間に併せて、広報紙による周知に努めてまいりたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** 全員には個別通知はしないけれども、広報紙でお知らせをするということでした。

それでは、対象者に通知をするわけですが、電話の対応でもいいのでしょうか。また、予診票等はどのようにして受け取ればいいのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 子宮頸がん予防ワクチンの接種希望者に対しましては、保健センター及び山川・開聞両支所の市民福祉課の窓口にお越しいただき、母子健康手帳の接種履歴を確認の上、予診票をお渡ししております。そのようなことから、電話連絡を受けての郵送による交付は行っていないところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 保健センターの方に直接行ってお受け取りするということでしたね。

それでは、このHPVワクチンについての、関連しての質問になりますけれども、子宮頸がんの受診率はどうなっているのでしょうか。受診率を向上させることも大事だと思いますので、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 本市におきましては、年度末現在で20歳以上となる女性を対象に、子宮頸がん検診を実施しております。令和2年度の受診率につきましては、対象者数1万8,296名に対しまして、1,990人で10.9%となっております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、お聞きしましたら10.9%、非常に少ない数ではないかと思えます。もっと検診を、皆さん、受けていただければありがたいと思えます。

厚生労働省の最近の動きが変わってきているんですけれども、御存じでしょうか。どのように変わってきているか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 最近の厚生労働省の動きとしましては、令和3年8月31日に厚生労働大臣が記者会見におきまして、積極的な接種勧奨を再開していくかどうか、判断する考えを示しております。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の対応状況を見極めながら、同省の審議会で議論していきたいとしているところのようでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** いろんな問題があって、この積極的勧奨というのがされなくなったところなんですけれども、やはり死亡者が多かったり、罹患する方が多かったりしたことを鑑みて、厚労省も考えてのこの対応になってきているんだと思えます。

先日、友人から相談を受けました。20歳になる娘さんがいるんですけれども、このHPVワクチンを受けていませんって。今から受けたいんだけど、どうすればいいんだろうか。そして、費用についても、そのときに受けていれば無料だったものが、自分で、今、受けたとなると3回接種をしないといけないんだけど、5万円ほどかかる。そういうことになったときに、自分も娘にも受けさせたいんだけど、どうにかできないもんなんだろう



か。助成することはできないんでしょうかっていう御相談を受けたところです。このことについては、いかがでしょうか。

**○健康福祉部長（山元成之）** 助成につきましては、青森県平川市におきまして、子宮頸がんワクチン接種キャッチアップ事業という名称で、令和3年度のみのもので助成をしているようでございます。助成対象者は青森県平川市に住所をおく17歳から19歳の女性で、令和3年1月1日から令和4年3月31日に接種した方となっているようでございます。助成回数は3回接種分までで、1回につき上限1万6,753円を助成しているというふうに聞いております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、お答えいただきました青森県平川市は、この令和3年度分だけということで、助成をしたっていうことが載っていました。しかし、この方、私のお友達のように、定期接種を逃した年代の方のために、キャッチアップ助成というのがあります。このキャッチアップ助成というのは、平成25年の4月から子宮頸がんワクチンをするときに、12歳から16歳の女子を対象に定期予防接種となりました。しかし、その後、国の勧告により、これまで積極的な勧奨を差し控えてきたことから、公費接種での機会を逃してしまった方を救済することをキャッチアップ助成というんだ、というのがあります。それを、この青森県平川市では、令和3年度に限り、特例として、接種費用の助成を行ったということでした。どうでしょうか。指宿でもこのキャッチアップ助成をしてほしいと思うんですが。ワクチンを接種した場合の費用、自己負担となっています。この費用を平川市のように助成することはできないものでしょうか。そして、このように定期接種を逃してしまった方を救済するためのキャッチアップ助成について、指宿市としてはどのようにお考えなのか、対応していくのか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 定期接種の対象期間にワクチンを接種できなかった場合、本人の希望による任意接種となり、費用は自己負担となっております。ワクチン接種につきましては、現在のところ、国として積極的勧奨を再開する方針は示されておりませんが、今後、国や県の動向を見ながら、積極的勧奨の再開が方針として示された場合、その方針に則って対応する予定でございます。キャッチアップ助成につきましても、国としての取組が示された場合は、本市としましても取組の方向性を検討したいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、ありがとうございます。

それでは、市長にお尋ねいたします。この子宮頸がんワクチンについて、女性、特に若い女性の命を守る上から、とても大事な問題だと思うんです。市長、このことについて、どのようにお考えになるでしょうか、お伺いいたします。

**○市長（豊留悦男）** この件につきましては、国会でもたびたび一般質問等があったようであります。また、そのことについても私は承知をしております。印象に残っている言葉として、救える若い女性の命があるとなれば、国としても救うべきであると。子宮頸がんという、若い中学生、高校生たちの、その認識を深めながら、このワクチンというのは、現時点では積

極的な奨励、国としてはやっていないけれども、やはり亡くなる人は多いという事実を鑑みて、この子宮頸がんワクチンの在り方を考えてほしいという、そういう質問がたびたびなされております。これを踏まえながら、本市も人の命、若者の命、それを大切にするために、この子宮頸がんワクチンの在り方というのは、考えていかなければならないと思っております。いろいろな問題もあろうと思っておりますけれども、その問題を一つ一つクリアしながら、この子宮頸がんワクチンの在り方については、本市も国や県の動向を踏まえながら、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、2番目の生理の貧困について、お伺いいたします。6月議会でも答弁していただきましたが、再度、現状について答弁していただきたいと思っております。学校については、養護教諭の方で対応しているということでしたので、庁舎の取組について御答弁いただきたいと思っております。

**○総務部長（下吹越寿）** 庁舎での取組につきましては、6月の一般質問後、県内の他自治体の取組状況や内閣府の調査結果を参考に、情報収集を行っておりますが、現時点ではトイレ等への生理用品の設置には至っていないところであります。なお、今年8月に開設いたしました、大雨時の避難所におきまして、避難所配備セットの一つとして生理用品を準備したところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、よろしくお願いいたします。

学校でアンケート調査を始めたと聞いています。その結果について、どうだったのか、お伺いいたします。

**○教育長（吉元鈴代）** 生理の貧困のアンケート調査の結果についてでございます。教育委員会では1学期中に全市立小学校、中学校、高等学校を対象に、アンケートの調査をいたしました。生理の貧困問題に関連して、これまで学校に児童生徒及び保護者から生理用品の準備ができないなどの問い合わせがあったかの問いに関しましては、児童生徒及び保護者からの問い合わせはなく、何かしらの理由で生理用品が必要な児童生徒には保健室において養護教諭等が適切に、個別に対応ができていたという回答でございました。また、学校のトイレに生理用品を置いた方がよいかという問いに関しましては、数校が置いた方がよいという回答でございました。生理用品をトイレに置くことについては、児童生徒の心配や不安がなくなる。緊急時にすぐに対処できる。周囲に気付かれないなどのメリットが挙げられた一方で、衛生管理の問題、個人差への対応や、発達段階に応じた指導の問題、自己管理能力及び児童生徒による判断力の低下、養護教諭等とのつながりの希薄化などがデメリットに挙げられたところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 学校の方にはアンケート調査を行ったということでした。でも、まだ子供たちにはアンケート調査をしていないということですが、コロナ禍の中、親

の仕事がなくなり、生活が苦しくなって、生理用品を買えないということで、全国的にも生理の貧困問題が起きてきている、そういう状況であります。子供たちが生理用品を買えない、買いに行けないなど。また、この問題で自殺をした子もいるっていうことも聞いております。子供たちにはアンケート調査をするのでしょうか。中学生、高校生にはアンケート調査をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 教育委員会では、小学校、中学校、高等学校、それぞれ1校ずつを抽出し、学校のトイレに生理用品を置いて、その効果及び必要性等について検証することとしております。取組期間としましては、9月中旬から10月末までを予定しております。なお、今回の取組につきましては、あくまでもこれまで同様、保健室等での対応を中心としながら、個別対応の一つとして検証することとしており、学校のトイレに生理用品を置くことについて、引き続き研究が必要であると考えております。また、今回、試験的な取組を実施した学校において、教職員、児童生徒及び保護者を対象にアンケートを実施したいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 今、ありがたいお話をお聞きしました。アンケートもこれから行うということですね。そして、トイレにこの生理用品を、各小中高、1校ずつということですか、置いてみるという、試しにということですね。そういうことだったようでございます。保健室に行って、生理用品を貰うっていうことは、子供にとって、今、私は生理中なんだよって、生理が始まったんだよっていうことを知らせているようなものだ、私は思うんですね。そうしたとき、子供にとってはストレスを感じるんじゃないだろうか。そういうことからして、トイレに置いておくことが、誰にも知られずに生理の後処理をできるって、それが不安が解消されるということにつながるのではないかと。そういうふうに思います。また、トイレに置くっていうことで、衛生管理上の問題も心配されていらっしゃると思いますが、本当にこのことについては、ただトイレに、トイレットペーパーと同じように生理用品を置くのではなく、その生理用品を置く場所っていうのを考えて、いろいろ、そのトイレの場所で、ここに置いた方が子供達も安心して使えるっていうような場所を皆さんで検討して、そして、そこに生理用品を置いておく。その置く場所とかいうのも、ちゃんと検討して置いておけばいいのではないかなって、そういうふうに思います。今、トイレは1校ずつということでしたけれども、これから先には子供たちが安心して楽しい学校生活を送れるようにするためにも、小学校はまだ早いかもしれませんが、全中学校、高校のトイレに置くことについては、お考えはないのでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 先ほども答弁させていただきましたとおり、今後、検証を行っていく予定でありますので、その検証結果と、また、この取組を実施する学校の教職員、児童生徒及び保護者に対してアンケートを採る予定でありますので、そのアンケート内容等も踏まえて、今後、検討していきたいと考えております。

**○16番議員（高田チヨ子）** 市長はどう思われますか。このトイレに、この生理用品を置くってということについては、市長のお考えは、お聞かせ願えませんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 私も学校の教員として勤務しておりましたので、もし、生理の貧困、つまり、昨今の経済事情で生理用品が買えない子供がいるとしたら、これはすぐにでも解決を図らなければならないと思っております。いろんな新聞記事や報道の中で、このコロナ禍において、生理の貧困というのが大きな社会問題になっているという事実がありますので、本市においても、教育委員会が先ほど答弁をいたしましたように、そういう子供たちには救いの手を差し伸べるべきだというのが、私の考え方であります。教育委員会、学校と連携をしながら、生理用品がないがために悲しい、苦しい思いをすることがないように、努めてまいりたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** 学校としては、養護教諭の方がいらして、その方がその一人ひとりの子供たちに優しく対応してくださっているっていうのは、すごくありがたいことだと思います。養護教諭とのそういう話し合いの場っていうのは、すごく大事なことだと思うんですけども、全ての子供たちを助けるために、このことは何とかしてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3番目の質問をしたいと思います。弱視予防についてお伺いいたします。厚生労働省は8月13日、眼鏡をかけても視力が出ない、弱視を予防するため、目のピントが合っているかを調べる屈折検査というのを、3歳児検診に導入するよう、全国の市区町村に促す方針を固めたそうです。高額な検査機器を導入する市区町村への補助制度を2022年度に創設するという考えで、同年度、予算概算要求に補助経費を盛り込んでいくという記事が載っていました。この弱視っていうのは、子供の50人に1人はいるそうです。多いなと思ったんですけども、しかし、日本眼科医会が今年5月に公表した調査結果によると、3歳児検診で屈折検査を行っている市区町村は、ただの3割程度ということだそうです。そこで、お伺いいたします。この指宿市の現状について、お伺いいたします。3歳児検診の視力検査の流れっていうのは、どうなっているんでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（山元成之）** 弱視を含む視力や目の疾患を早期に見つけるための検診につきましては、鹿児島県母子保健事業マニュアルに基づき、本市の母子保健推進員に3歳児検診の受診票配付をお願いしているところでございます。配付の際、視力検査と視力に関するアンケートも同封し、家庭での目の検査を実施していただいております。家庭で検査ができなかった子供さんに対しましては、保健センターで看護師などが検査しております。視力検査で、視力異常が疑われたり、保健センターでも検査ができない子供へは、精密健康診査受診票を発行し、眼科受診を案内しております。

**○16番議員（高田チヨ子）** それでは、精密健康診査受診において、要治療となった子供は何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか、お伺いいたします。

○**健康福祉部長（山元成之）** 精密健康診査受診票の結果につきましては、平成30年から令和2年の3年間で、精密健康診査受診票を28名に発行しました。うち、未受診者が9名、受診した者が19名の結果でございます。未受診者に対しましては、連絡をし、受診を勧めておりますが、受診されていないところがございます。受診者のうち、要治療となった方は10名、要経過観察4名、異常なしが5名という結果となっております。

○**16番議員（高田チヨ子）** 生後間もない子供の視力というのは、ぼんやり見える程度だそうです。でも、それが徐々に発達していき、多くは6歳ごろまでに1.0程度になるそうです。ただ、弱視が原因で視力の発達が途中で止まってしまうと、十分な視力が得られなくなります。屈折検査を行うことで、いろんな測定ができるということです。そこで、お伺いいたしますが、この屈折検査機器を導入するお考えはありませんでしょうか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 屈折検査を行うと、弱視のリスクの遠視、近視、乱視、屈折の左右差や斜視の有無を測定することができます。しかしながら、視力の判定はできないため、機器を購入しても、現在実施している視力検査は必要となります。屈折検査を行うためには、専用の機器が必要で、多くの機器は熟練した専門職による測定が必要なため、機器を購入しても測定が難しいとのことでした。看護師などでも測定できる機器もあるようですが、高額でメンテナンスも必要な上、暗室のような個室の確保も必要です。現時点では、看護師などの専門スタッフの確保が難しいため、人員配置等も考慮し、導入につきましては、調査研究していきたいと考えております。

○**16番議員（高田チヨ子）** この屈折検査機器を導入しても、なかなか難しいようでありませけれども、何とかしてほしいなというのに変わりはありません。

それでは、次に、補助について質問してありますけれども、これは、その受ける方に対しての病院受診時の質問ではありません。屈折検査機器を導入する際に、国や県などの補助があるみたいなんですけれども、そのことについてお伺いいたします。最初に話したように、厚労省は2022年度に補助制度を盛り込むと言われています。1台100万円以上する専用機器だそうです。この購入費の2分の1を補助する方針だということでもあります。このことについては、どうでしょうか。

○**健康福祉部長（山元成之）** 来年度につきましては、国が新規の補助事業で屈折検査機器の整備も検討しているようですが、現時点では詳細なことにつきましては示されていないところがございます。検査機器導入につきましては、国の補助金などの動向につきまして、今後も情報を収集するなど、調査研究してまいりたいと考えております。

○**16番議員（高田チヨ子）** 来年度になったら、補助がありそうなので、令和4年度に、それでは導入しようというお考えはありませんか。今と同じですかね。

○**健康福祉部長（山元成之）** 繰り返しになります。現時点では、まだ、正式な情報がありませんので、国の補助金の情報等を収集しながら検討してみたいと思います。

**○16番議員（高田チヨ子）** 子供さんたちの大切な目のことですので、こういう情報が入ったらすぐに指宿市としても購入するという手で手を挙げてほしいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に、4番目の質問に入りたいと思います。ごみの戸別収集についてお伺いいたします。高齢者の方や障害者、また、体調を崩して歩くのが大変になり、ごみを捨てられなくなり、家の周りのごみ袋でいっぱいになった。そういう方が、私の周りにもいらっしゃいました。本当にかわいそうだなって思ったんですけども、あまりにもたくさんのごみ袋が家の周りに置いてあるので、私の方でどうすることもできないよねってということで、御相談をさせてもらったこともあります。こういう方のためにも、この戸別収集をすることにより、今現在、出すときにごみの分別ができずに収集所で取り残されているごみ袋とか、そういうものもあります。そういうこともなくなるのではないかと。また、名前を書かずに出している、そういう方もいらっしゃると思います。そういう方たちの助けにもなるのではないかと。それで、そういういろんな、高齢者、障害者、そして、体が不自由になった方、1人住まいの方、いろんな方がいらっしゃいますけれども、その方たちを助けるっていうためにも、この戸別収集をしてほしいと思いますが、この戸別収集をすると費用はどれくらい掛かるのか、積算をしてみたことがありますでしょうか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 高齢者へのごみ出し支援を戸別収集という形で実施するに当たっては、どのような状態の方を対象とするのか。その方の世帯状況が1人暮らしなのか。同居者での対応ができるかなどにより、対象者をある程度絞り込む必要があると考えております。全国の自治体で実施している状況を見ますと、障害者のほか、要介護認定を受けている方、また、実態として1人ではごみ出しが困難な方を対象として、戸別収集に取り組んでいる自治体があるところと見られます。戸別収集の経費の算定に当たっては、対象者をどのような方にするのか、市が戸別収集を行うのか、地域コミュニティの協力を得て行うかなど、様々な想定が必要であるところと見られます。参考までに、他市が障害者等を対象に実施しております事例を基に、市が直営で戸別収集を実施した場合の経費について試算しましたところ、概算ではございますが、初年度で1,600万円程度、2年目以降で1,300万円程度と見込んでいるところと見られます。

**○16番議員（高田チヨ子）** はい、今、積算をしてみたら、初年度は1,600万円、次年度からは1,300万円ということが分かりました。とても多額のお金が掛かると分かりました。でも、高齢者や障害者で助けを求めている方の命には代えられない、そういうものではないでしょうか。改めて、今後、市として取り組むお考えはないでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 高齢者、特に1人暮らしの高齢者の方、体の不自由な方、大変苦労されていると思います。市としましても、このような高齢者等のごみ出しにつきましても、今後、ますます高齢化が進むことを考えたときに、早い段階で何らかの支援を構

築していかなければならないと考えているところでございます。

**○16番議員（高田チヨ子）** 1日も早く、取り組んでほしいと思っております。

先ほど、市長からは答弁いただいているんですけども、もう一度、取り組む方向での御返事っていうのはできないものでしょうか。よろしく願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 高齢者や障害者のごみ出しの支援に関するアンケート調査もしたようでございます。そのアンケート調査の各項目を見ながら、ごみ出し問題というのは、今後の高齢社会において、非常に重要な政治的な課題になってくるなということは予想はついております。先日、市長室に直接ある方がまいりました。ごみ出しの現状を見ていただきたいということで、その家まで教えていただきました。行きましたが、確かに玄関の中にごみ袋が五つ、六つありました。匂いがしておりました。ゴキブリもそこに何匹かおりました。これではいけないなと思いながら、どうしたらいいものなのか、非常に心を痛めながら、自分の家のことを考えると、このままではいけないなと思いながら帰ってきたのは事実でございます。私は、ある広報紙の、私の随想の欄に、昔は何かあったら、ごみを捨てるのがあったら持って行きますよという、隣の人が声掛けをしてくれた、そういう時代もあつたらう。困ったことがあつたら言ってくださいねという、隣近所の助け合い、つまり結の心が地域にあった。盆道づくりという記事も書いたことがありますけれども、困ったことがあつたらみんなやっていこうという、それが私たちのふるさとであり、指宿市の良さだつたらうと思っております。そういうのが、今、なくなりつつある。地域が分断されつつある。やはり、隣近所の付き合いもなくなりつつある。水曜日と土曜日が我が地区のごみ出しの日ですけれども、ごみ出しに来るのは車に積んで来る人がたくさんおります。じゃあ、あそこのお婆ちゃんはどうして来るのだろうか。私の家のすぐ前がごみ出し場所ですので、よく見ております。今週も来なかった、先週も来なかった、どうしたであろうか。心配はしておりました。何らかの形で、このごみ出しの問題というのは、地域の方々の声を聴き、特に公民館長さんとか区長さんとか民生委員の方々との話を通して、どのような形で行政がタッチすべきなのかということについては、早急に結論を出したいと思っております。

**○16番議員（高田チヨ子）** よろしく願いいたします。福岡の方では、夜に収集をしている。そして、沖縄の方は、もう本当に、あそこはもう全部戸別収集でやっておりました。そういうところもあります。だから、いろんな先進地がありますので、そういうところがどのようにしてやっているのかというのも、調査をした上で、指宿市ではどうすればいいかっていうのを検討していただければありがたいと思います。

最後に、今日は話を聞いてもらって元気になった。そうした経験を持つ人は多いのではないのでしょうか。私たちは自分が話すことが相手を励ますことだと思いがちです。しかし、聞くことが最大の励ましになる場合もあります。多くの励ましの達人に共通するのは、聞き上手であることです。聞くという行為には、相手への理解と共感があり、尊敬があると書いて

ありました。私も聞き上手になって、励ましの達人になりたいなと思っているところです。

以上で終わります。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時29分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○8番議員（恒吉太吾） 8番、恒吉太吾です。令和3年度6月定例会一般質問において提案いたしました子育て世帯の支援や負担軽減と同時に、地元飲食店の支援や活性化につながるグルメ券支給事業が今議会にいぶすき家族お楽しみ食事券事業として補正予算が計上されました。事業内容は0歳から18歳の子供のいる世帯、約3,000世帯、5,700人に対し、第1子に6千円、第2子以降に3千円の地元飲食店で利用できる食事券を支給するもので、事業費は事務費45万円を除き約2,610万円になっております。子育て世帯への支援と同時に、飲食店への支援につながる事業は、財源に限りがある中で複数の効果が期待でき、部局を超えた連携として、市内外で大きな反響を呼んでおります。健康福祉部の市民の声に耳を傾け、子育て世代に寄り添う真摯な取組に深く感謝するとともに、予算案が可決されれば、この事業を地元飲食店支援、地域活性化につなげる役目はこれから産業振興部へと引き継がれることとなります。事業費2,610万円以上の経済効果が出るように、しっかりと波及に向けて取り組んでいただきたいと思います。今後もセクショナリズムに捉われない取組を期待しております。

それでは、通告に基づき、一般質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、生活様式や働き方も大きく変化し、自治体でも手続きのオンライン化やワンストップ化、リモートワークやオンライン会議の導入など、デジタル化への変革が強く求められております。行政サービスのデジタル化やICT化を推進するための施策は、人口減少時代において、行政サービスをこれまで以上に少ない職員で効率的に行うため、重要になってきます。本市のデジタル化にはどのような課題があるのか。また、課題解決に向けての取組や方向性について、説明をお願いします。

令和2年第3回定例会の一般質問で、庁舎内での電子決裁、オンライン会議の推進について質問や提案をいたしました。それから1年が経過し、電子決裁やオンライン会議はどれぐらい行われるようになり、どのような課題があるのかお聞きします。また、電子申請が行える手続きには、どのようなものがあるかもお聞きします。

次に、マイナンバーカードについてお聞きします。マイナンバー制度及びマイナンバーカードは利便性の高いデジタル社会の基盤ですが、本市における直近の交付率はどうなっているのか。前年同月比、併せて交付率が高い年齢層もお示してください。

デジタルトランスフォーメーションについてお聞きします。デジタルトランスフォーメー



ションはDXと略され、DXとはデジタル化そのものではなく、デジタル技術を活用し、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の実現により、利便性の高い行政サービスを受けることができ、また、業務の生産性や効率性を改善し、組織マネジメントや働き方などを改善する全庁一丸となった意識改革にあります。政府では、9月1日にデジタル庁を設置し、内閣府ではデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針。総務省では自治体DX推進計画が策定され、デジタル社会の構築に向け、重点取組事項を掲げ、自治体のDX推進が求められています。令和3年7月には自治体がDX推進計画を踏まえ、着実にDXに取り組めるように、自治体DX推進手順書を作成いたしました。本市におけるDX推進の意義や目的、方向性と推進計画の進捗状況についてお示しください。併せて、DX推進のための組織づくりや人材確保、育成についての考えをお聞かせください。

次に、開聞庁舎整備事業についてお聞きします。計画の進捗状況と、供用開始がいつからになるか、お聞きします。併せて、この新庁舎の持つ独自の特色があれば、併せてお願いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 大きく2点ほど、御質問をいただきました。開聞庁舎の建設等については、支所長に答弁をいたさせます。私の方から、デジタル化についての答弁をさせていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を通じ、行政サービスだけでなく、社会全体の問題解決策として、令和2年12月25日、国においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が示されたところでもあります。併せて、住民に身近な行政を担う自治体の取組について、自治体DX推進計画で示されているようであります。本市としましては、デジタル技術の進展に伴う新たなサービスをいかに効果的に取り組むかが課題であり、今後、国が示しています自治体DX推進計画を踏まえて、住民の利便性の向上、業務効率化が図れるよう、進めてまいりたいと思います。

**○総務部長（下吹越寿）** 電子決裁とオンライン会議についてでございますが、電子決裁につきましては、システム業者からプレゼンを受けるなどして、安価で使いやすいシステムの導入について、現在、検討を進めているところであります。オンライン会議につきましては、ZOOMやWebexなどのオンライン会議システムを活用した会議を、本年度、8月までに210回程度開催しているところでございます。オンライン会議や録画研修などにつきましては、現在のところ、大きな改善点や課題などは特に感じていないところでございます。

続きまして、電子申請についてですが、本市におきましては、市のホームページから住民票、戸籍の附票、納税証明、資産証明等の各種証明書の交付請求、給与所得者の異動届、児童手当等の現況届等の届け出等24の手続きについて、電子申請ができるようになっております。

続きまして、本市の自治体D X推進計画の取組についてですが、国において示される方針を基に、行政のデジタル化に向けて、情報政策事務を統合して、令和3年4月1日にこれまでの総務課の行政情報係からI C T推進係へと名称を変更し、自治体D X推進計画に係る事務を行っております。また、令和3年5月に各種情報政策を審議するための庁内の組織でありませ指宿市情報化推進委員会において、本市の自治体D Xの進め方を協議し、国の示すスケジュール、手順を確認しながら、必要に応じて、部局、横断的な部会を設置し、取り組んでいくこととしております。

自治体D X推進のための人材確保についてでございますが、指宿市情報化推進委員会で協議を進めておりますので、協議結果に基づき、自治体D X推進の体制を検討していきたいと考えております。また、国等の関係機関が実施するD X推進のための研修、説明会の参加、職場内研修等を行い、D X推進に係る職員間の認識の共有を行ってまいりたいと考えております。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** マイナンバーカードの交付率につきましてですが、地方公共団体情報システム機構J - L I Sが公表している本市の令和3年7月末現在の交付率は30.64%で、前年同月である令和2年7月末現在は16.12%となっております。また、令和3年8月31日現在で、マイナンバーカードの交付率が最も高い年代は60代となっているところでございます。

**○開聞支所長（山下秀一）** ただいま建設中の新開聞庁舎につきましては、鉄骨造平屋建てで、床面積881.25㎡となっております。壁は木目調を基調とし、地元産の木材をふんだんに使用した庁舎となる予定でございます。主な整備内容につきましては、執務室、会議室兼多目的室や、開聞土地改良区、菜の花商工会の団体事務所を庁舎内に設けることとしております。このほか、非常用発電機の設置や備蓄倉庫等を整備し、避難所としての機能を有する庁舎となります。工事の進捗状況につきましては、9月1日現在で43%の進捗率で、順調に工事が進んでおり、12月10日の完成、翌年令和4年1月4日の開庁式を皮切りに、供用を開始する予定としております。新庁舎の特色としましては、図書コーナーやキッズコーナー、南側には開聞岳を一望できるウッドデッキ等の交流スペースを土日等も開放し、観光客や地域の皆様が利用しやすい庁舎にしたいと考えております。また、執務室と市民スペースを区分けするパネルシャッターには、地元の子供たちとアート集団T O M O S H I B Iの共同制作によるシャッターアートを計画しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** るる説明いただき、ありがとうございます。

まずですね、D Xについて、全体的にちょっとお聞きしたいと思います。情報化推進委員会などありまして、その中で、本市におけるC I O、最高情報統括責任者、もしくはC D O、最高デジタル責任者は誰が就任されているのか、お聞きします。

**○総務部長（下吹越寿）** 指宿市のC I Oにつきましては、令和2年4月に指宿市情報セキュリテ

ィポリシーの改正に伴い、これまでの最高情報統括責任者と定めていた者に、国のガイドラインに沿ってC I Oという名称を追加しております。副市長がそれに就任しております。

**○8 番議員（恒吉太吾）** C I Oがいらっしゃると思いますので、以後はC I Oにお聞きしたいと思います。まずですね、C I Oを補佐するC I O補佐官。今後、どのような手順を、今、いらっしゃるんですかね、実際。もしくは、いらっしゃらないだったら、今後、こういったスケジュールで就任されるのか、お聞かせください。

**○総務部長（下吹越寿）** C I O補佐官の採用、任用についてだと思いますが、今朝の新聞にも鹿児島市がC I O補佐官を任期付きで採用したという記事が載ってございましたけれども、本市としましては、現在、総務省が実施している地域情報化アドバイザーの派遣に申し込み、年に3回ほど、地域のI C T活用に向けた課題解決の相談、支援、職員研修等を行っております。今後、国から示される計画書や手順書を参考に、自治体D Xに向けての人材確保も検討してまいりたいと考えております。

**○8 番議員（恒吉太吾）** 先ほども答弁の中で、国の推進計画に基づき、本市においても、推進計画をこれから作っていくということなんですけれども、まず、本市ではこの自治体D Xの推進手順書、これはどのように活用していくお考えでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 自治体D X推進計画についてということで答弁させていただきたいと思います。国の計画では、令和3年1月から令和8年3月までの5年間を目途に、自治体で重点的に取り組む事項が6項目示されております。令和3年7月には、自治体D X推進手順書が示され、各取組に向けて、スケジュール等が示されております。市では国から示された計画書や手順書を参考に、関係機関と情報共有しながら進めている状況でございます。最も重要なのは6項目の、やはり示されているのが、重要項目と示されている推進が一番重要だと感じております。

**○8 番議員（恒吉太吾）** 今、6項目、重要取組事項のことだと思いますが、マイナンバーカードからセキュリティですかね。であれば、令和3年7月に示された自治体D X推進手順書のうち、もう本市はステップの2から3の段階に進んでいるという認識でよろしかったでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** 先ほども答弁しましたように、指宿情報化推進委員会等で、今、検討を進めている状況でございます。ただし、そのようなD Xとは別に、その庁舎内におけるオンライン会議だとか電子決裁とか、そういうのは進めているという状況でございます。

**○8 番議員（恒吉太吾）** すいません、答えになっていないので、もう1回質問させていただきます。本市は自治体D X推進手順書の中のステップ、どの段階に今いて、これから着実に進めていく計画なのか。今の現段階、どのステップにいるかを私は聞いております。手順書を基準にされているってということなので。

**○総務部長（下吹越寿）** 自治体D Xの全体手順書でいうステップで言いますと、ステップ2、

推進体制の、今、整備を行っているというところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今の答弁だけ聞いても、とてもステップ2にいるようにはちょっと思えないんですけども。どちらかというと、本市はですよ、DXの中でデジタルの方ばかりに目が行っているのではないか。大事なのはXの方、フォーメーションの方じゃないかというふうに思っております。と言いますのも、本市はDX推進、現在、ICT推進係が担っていますが、本当にそれでいいのか、それだけでいいのかというふうに思っております。DXはですね、単に新しいデジタル技術、ICTを活用する、導入だけではなくてですね、政治や政策、組織の在り方自体を変革し、地域における様々な課題解決とか社会経済活動、こういったものの発展を促していくことになっております。その意味でもですね、トップのマインド、これはとても大切になっておまして、ICT推進係だけで対応できるような課題でもないのかなというふうに思っております。今、部門、横断的のところはこれからしていくという話がありましたが、その中心となるCIOからお答えいただけませんが、まだCIO補佐官もない状況で、本当にステップ2に、もし本当に進んでいるのであれば、もう補佐官はいらないですね、本市としては。もう、この今の横断的な組織体制だけでDXを進められるっていうのは、よく今の答弁で分かりました。それで進めてよろしいのであれば、この町は本当にどの町よりも進む、鹿児島市よりも進んだDXが取り入れられると思っておりますが、本当に大丈夫でしょうか、今の答弁で。

**○総務部長（下吹越寿）** 見解の違いもあろうかとございますけれども、今、先ほども言いましたように、令和3年5月に各種情報政策を審議するための庁内組織、指宿市情報化推進委員会において、本市自治体DXの進め方を協議し、国の示すスケジュール、手順を確認しながら、必要に応じて臨機応変に部局横断型の部会を設置して進めていきたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 私の認識が間違っているということなんでしょうけれども、今、おっしゃった中で、それってステップ2じゃないと、私は思っております。ちょっと見解の相違とおっしゃられますので、これ以上議論をしても少時的を得た回答が得られないんじゃないかというふうに思っておりますので、また、この問題に関しましては、今後、機会があるかどうか分かりませんが、改めて質問させていただきたいと思います。是非、それまでにですね、まずその、本当にこの本市がどのステップにあるのか。私はとても、今、ステップ2にいるとは思っておりませんので、まず、その認識を改めていただいて、ICT推進係だけにですね、任せることなく、今、部長からもありましたが、部局横断的なしっかりとした組織体制づくり、こういったものをしていただきたいと思います。

また、先ほど人材育成のところでもあったんですが、バンダーだけに頼らずにですね、是非、内部人材、育成していただきたいと思います。あとはCIOをしっかりと補佐する補佐官、これをですね、一刻も早く就任していただけるような体制づくりをお願いして、このD

Xについては質問を終わらせていただきます。

次に、マイナンバーカードについてお聞きします。本市では、先ほど答弁ありましたが、交付率が約30%となっております。まだまだ普及が全国的にも進んでいないのかなというふうに思っておりますが、この普及が進まない課題、こういった点があると思われませんか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** マイナンバーカードの普及があまり進まない理由につきまして、主なものとしてお答えさせていただきますが、まず一つ目に、マイナンバーカードから個人情報情報が漏洩するのではないかと懸念されている方が多いと言われております。次に、国が行政のデジタル化を進めようとしていますが、まだマイナンバーカードを利用した電子申請による手続きがあまりないことから、メリットを感じないと言われております。3番目としましては、単純に申請手続きをするのが面倒だということなどが、理由として挙げられているようでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。

次に、各種証明書について、お聞きしたいと思います。住民票の写しや印鑑登録証明書といった各種証明書なんですけど、この申請場所と申請方法はどうなっているか、お聞きしたいと思います。併せまして、年間にですね、どれぐらいこの住民票の写し、印鑑登録証明書が発行されているのか、お聞かせください。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 住民票、印鑑登録証明書の申請につきましては、指宿庁舎市民課、山川及び開聞庁舎市民福祉課並びに今和泉・池田分室で対応しております。また、申請の方法ですが、所定の申請書用紙に住所、氏名等の必要事項を記入後、窓口提出していただきます。その後、免許証などで本人確認を行った上、証明書を交付する流れとなっているところでございます。

次に、年間の発行数につきましてですが、令和2年度における住民票と印鑑登録証明書の窓口での発行件数ということでお答えさせていただきます。市全体で、住民票が1万5,021件。印鑑登録証明書が1万316件となっております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 相当な数、発行されているんだなというふうに思いますが、昨今のこの新型コロナウイルス感染症の感染拡大、感染予防の観点からも、皆さん、人込みを避けたいとか、接触を避けたいという気持ちもあるんじゃないかというふうに思っております。そこですら、非対面、非接触、窓口の混雑緩和が期待されるコンビニ交付サービスについてお聞きしたいと思います。まず、このコンビニ交付サービスというものは、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどのキヨスク端末、マルチコピー機からですね、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を、早朝、深夜、土日、祝日、時間や場所に関わらず取得ができるものになっております。私が調べたことによりますと、令和3年6月現在で、鹿児島県内の10市、導入されておりまして、近隣でも南さつま市、南九州市でも導入されているみたいであります。また、導入経費、平均ではあるんですが、約2,000

万円から3,000万円掛かるとなっております。確かに高額ではあるんですが、この令和4年度までに導入する場合は、導入費及び運用費ともに最大3年間、2分の1の特別交付税措置対象となっております。例えばですが、2,000万円導入費が掛かるとすれば、1,000万円はその交付措置が受けられるのではないかというふうに思っております。この令和4年度までという期限が切れれば、全額、本市が負担をしなければならないのではないかというふうに思っております。導入されればですね、新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止、また、窓口業務のですね、大幅なこの負担軽減も期待されるのではないかというふうに思っております。また、先ほど市民生活部長からありました、マイナンバーカードのところで、市民がその便利さをなかなか理解できない、享受することができていないというところがあったんですが、このコンビニ交付サービスが使えれば、市民にもこのマイナンバーカードの利便性が向上するのではないかというふうに思っております。普及にですね、貢献する大きなコンテンツになるのではないかというふうに認識しておりますが、いずれですね、このコンビニ交付サービスというのは、どの自治体も導入しなければならないものというふうに思っております。であるならば、この有利な交付税措置が受けられる間に導入ができないか、お聞かせください。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** コンビニ交付に対する国の支援措置というのが、現段階では令和4年度までの導入開始ということになっております。非常に大きな財源でありますので、考慮しなければならないと考えております。また、コンビニエンスストアでの各種証明発行サービスであるコンビニ交付は、休日や閉庁時間でも各種証明書発行が可能となり、市民の皆様の利便性の向上や混雑する窓口事務の解消につながる効果が期待できるところです。また、マイナンバーカードの交付率も増えてきていることから、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 大分踏み込んだというか、前向きな答弁をいただいて、ちょっとびっくりしておりますが、ありがとうございます。

さらに追加してというわけじゃないんですが、開庁庁舎にですね、先ほど答弁いただいたときに、庁舎の一部、特色の中で、土日も一部解放されているというふうにお伺いしました。新庁舎はですね、休日も開いているということです。この行政キヨスク端末、先ほど申しましたマルチコピー機が設置出来れば、また、市民の利便性向上にもつながるというふうに思います。先ほどもありましたが、マイナンバーカードを使えば、申請書への記入も不要になります。最初ですね、セキュリティの問題であったり、ちょっと怖い、使い方が分からないといった方たちがいらっしやっただとしても、開庁時間内であればですね、職員がまず使い方を説明できるのではないかというふうに思って、一緒にその利用ができれば、こんなふうに見えるんだと分かれば、不安も払拭されるのではないかというふうに思っています。市民の方々がその便利さが実感、享受できれば、さらにですね、利用拡大につながるの

ではないかというふうに思っております。また、庁舎内に置く場合は事業者への委託料というものも発生しないと思うので、今後、例えば手数料を値下げする、そういったところにもつながってくる可能性もあるのではないかというふうに思っております。そして、何より窓口の混雑が緩和されれば、いろいろな相談業務、こういったものが、今まで以上にさらに深く、本当に必要な人にとってサービスができるのではないかというふうに思っておりますので、効率的なこの窓口サービスの運営のためにも、是非、導入していただきたいと思いますが。今後、今、部長の方がちょっと前向きな答弁がありまして、いずれかのタイミングか分かりませんが、これからコンビニ交付サービス導入に向けて進んでいきたいという答弁があったんですが、そのスタートに合わせまして、開聞庁舎、山川庁舎、そして、指宿本庁舎、この3か所です、先ほど申しました行政キヨスク端末、マルチコピー機が導入できないか、お聞きします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** まず、開聞庁舎の開庁時の利用というような観点から申させていただきます。コンビニ店舗に設置されているコンビニ交付用の端末を開聞庁舎に設置する場合、その端末を市が購入し、設置することになります。また、その端末に収納された証明書発行手数料の管理、土日に端末のトラブルが発生した場合の対応、また、開聞庁舎とコンビニエンスストアとの距離が近いことなども含め、コンビニ交付サービスの導入を検討する中で、併せて検討したいと考えております。

次に、開聞庁舎を含め、指宿・山川庁舎においても、開庁時にも使えるように、キヨスク端末を設置する考えはないかということでお答えさせていただきますと、他自治体においては、庁舎が開庁しているときに利用できるよう、コンビニ交付用の端末を設置し、住民サービスの向上や窓口混雑の解消を図っている自治体もございます。また、J-LISからソフトウェアを無償で提供してもらい、申請書の記入の必要がなく、証明書を発行できるらくらく窓口証明書交付サービスという制度もありますので、コンビニ交付サービスの導入を検討する中で、庁舎が開庁しているときの対応についても検討してまいりたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、市民のサービス向上のため、そして、職員の皆様も本当に業務の混雑で、大変負担が多かろうと思っておりますので、そういった観点からも、是非、導入に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。先ほどもありましたが、証明書を申請する場合、まず窓口です、受付番号を受け取るという作業が出ております。モニターをお願いします。まずこれはですね、指宿庁舎内に設置されている番号札になります。まずですね、この番号札を、それぞれ分かれているんですが、自分の必要なものの番号札を取っていただく。本当に担当課の方々にはありがたい、色分けされて分かりやすいものですね、とても、この時点でも大分評判は高いんですけども、さらに踏み込んで、お聞きしたいと思います。これ

を取ることで、職員の方から何番ですって番号を呼ばれるんですけども、中にはやっぱり番号が聞こえにくい、そういった方もいますし、これ、1回取って、また、お渡しするってことなので、職員が1回1回消毒をしなければならないという負担、また、感染のリスクというものもあります。そういったものをですね、解決するために、この番号札発券機と番号案内表示システムについてお聞きしたいと思います。今、モニターの方に移っている、これはですね、佐賀県唐津市にあります番号札発券機になります。よく銀行なんかでもお見掛けすることがあるんじゃないかなって思うんですが、ボタンでタッチしまして、まず、番号発券をするものでございます。そうしますとですね、次が番号案内表示システムなんですけど、自分の受付番号であったりとか、今、何人待っている、待ち人数というのが、この画面に表示されます。次がですね、広報広告放映モニターというものになります。行政のお知らせであったりとか、他自治体におきましては、地域の企業広告をここで流すことで、広告収入も期待できる。また、その収入でメンテナンス費用を賄っている自治体もですね、首都圏の方にはあるみたいでございます。最後に、この唐津市役所の市民課と言いますか、その窓口の全景になっております。とてもですね、ちょっと離れた場所でも見やすいような状況になっております。モニターは結構でございます。混雑の緩和と市民サービス向上のために、分かりやすい案内表示というのは必要だと思いますが、この番号札発券機と番号案内表示システム導入ができないでしょうか。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 受付番号の発券機につきましてですが、議員からも御紹介がございましたように、現在、市民課窓口では手作りの番号札により対応しているところでございますが、来庁された方は進捗状況が分かりにくい。また、職員は感染症予防対策のため、番号札の消毒を毎回行っている状況であります。案内表示のある受付番号発券期の導入につきましては、これまでも検討してきておりますが、まだ導入に至っていないところでございます。発券機を導入することにより、住民サービスの向上、衛生面の確保、さらには業務の効率化にもつながると考えられますので、今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。

次に移りたいと思います。この各種証明書の申請書、支払ってというのはどうしても出てまいりますが、窓口でのキャッシュレス決済を導入することは、先ほどから申してまいりますが、住民の利便性を高め、また、一方、現金を扱う職員の日々の業務負担軽減、効率化にもつながりますが、このキャッシュレス決済の導入ができないか、お聞きします。

**○市民生活部長（鶴本八郎）** 窓口でのキャッシュレス決済につきましては、現金を使わず支払いを行えることから、住民の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症予防対策の取組として、市民課、税務課の窓口、また、支所の窓口において、証明手数料及びコピー機使用料の支払いに対して、キャッシュレス決済を11月から導入開始する予定であり、現在、準備を



進めているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。11月から導入ということですので、ますます市民の方、便利になるのではないかというふうに思っております。ありがとうございます。

もう、されるということなので、次の質問にいきたいと思います。次はですね、お悔やみ手続き支援窓口の設置について、お聞きします。市民の方がお亡くなりになりますと、様々な行政手続きのためにその御遺族、関係者が何か所もの窓口を訪れ、そのたびに住所であったり氏名を記入しなければならない。時間的にもですね、親しい人を亡くしたその精神的負担、そういったものも少しでも軽減しなければならないというふうに思っておりますが、さつま町ではお悔やみデスクが、今回、新設されまして、手続きの時間の短縮につながっているということでございましたが、本市におきましても、一部、山川・開聞では行われているようにもお聞きしておりますが、本庁、指宿庁舎におきましても、この煩雑な行政手続きを一元化し、時間の短縮や負担軽減につながるお悔やみ窓口の設置ができないでしょうか。

**○総務部長（下吹越寿）** お悔やみコーナーについて、設置ですけれども、本市の状況ですが、お悔やみコーナーの設置などについては行っておりませんが、先ほど議員がおっしゃいましたように、各支所におきましては、一つの窓口で手続きが完結している状況です。本庁におきましては、手続き案内ガイドをお渡しし、各窓口で対応しているところでございます。多少の移動はあると思いますけれども、ワンフロアで分かりやすい導線になっているよう、窓口のレイアウトを配置しているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、分かりやすい導線っていうことなんですが、やはり山川庁舎、開聞庁舎でもできているのであれば、一部ですが、この本庁舎でも、今後、していくべきじゃないかというふうに思いますが、再度、いかがでしょうか。お悔やみ窓口設置、導入の考えはないでしょうか。市民が大変、悲しい思いをしている中で、言い方は悪いですが、たらい回しと言われることもあります。そういった気持ちにもさせない、本当、市民に寄り添う指宿で、市役所であってほしいと思っておりますが、このお悔やみ窓口の導入、もう一度できないか、検討に値しないのか、お聞かせください。

**○総務部長（下吹越寿）** そのような、お亡くなりになった方、もし、手続き等で来られている方を、その移動してくださいというのは、非常にこう忍びないところもございます。ワンストップ的なその窓口的なものは、その施設だけの整備じゃなくて、ほかの方法もあるかと思っておりますので、そこらについて、調査検討を進めてまいりたいと思います。

**○8番議員（恒吉太吾）** 是非ですね、進めていただいて。そういったところも、DX、つながってくるんじゃないかなというふうに思っております。

今までの、いろいろと提案と言いますか、導入に向けてお話をさせていただいたんですが、こういったものが一つでも二つでも導入されれば、窓口では混雑の軽減によりまして、利用者の待ち時間は減ることが図られますし、本当に相談とか支援が必要な人に、これまで

以上にきめ細かいサービスが行えるようになるのではないかと考えております。効果的かつ効率的な窓口サービスの運営に取り組み、全ての住民が利便性を実感できる、市民サービスの向上のために、是非、導入に向けて取り組んでいただきたいと思いますと考えております。今日はちょうど、財政課長さんがいらっしゃるんで、ちょっとお聞きしたいんですけども、何度かこう導入したいんだっていうお話は、もしかしたらそこまで来ているのかなと勝手に思っておりますが、その立場からして、コストカット、カット、カット、カットなんでしょうけれども、今後ですね、そういったコスト面だけではなくて、これって市民にとってとっても重要なこと、市民への投資、未来への投資ということからですね、導入に向けて、お立場から、どのような見解、持っていらっしゃるか、お答え願えないでしょうか。

**○財政課長（東忠孝）** 導入に当たりましては、やはりその、先ほど議員がおっしゃられたとおり、コストっていうようなのが掛かってまいります。当然、これまで費用対効果、要はその導入をしたことによって、人件費や物件費等が削減されるのかどうかというようなものを中心に議論して、導入の是非を検討してきたところではございます。今後につきましては、国の支援ですとか、あるいは、先ほど申しあげました費用対効果等も、あるいはまた、このコロナの状況等も踏まえながら、全体的に、やはり考えて、導入の是非を考えていきたいというふうに思っています。

**○8番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。費用対効果も大変大切ですが、未来への投資という観点からも、是非、検討していただきたいというふうに思いまして、次の質問に移ります。

次は、ICTを活用した持続可能な公共施設の管理についてお聞きします。まず、今回、閉校いたしました3小学校の体育館等を利用したい場合、どこにどのような方法で行い、鍵の管理はどこが行うのか。使用の際の施設の開錠方法はどのように行われるのか、お聞きします。併せまして、学校体育施設の開放事業として、小中学校を利用したい場合、どこにどのような方法で行うのか、お聞きします。また、使用の際の施設の開錠方法はどうなっているのか。ここまで、閉校後の学校、施設開放、一緒なんです。またですね、この開放事業の場合、有償利用の場合は、料金の支払い方法、どうなっているのかまで、併せてお聞かせください。

**○教育部長（鶴窪誠作）** まず、閉校後の学校施設の管理につきましては、学校整備室が管理を行っているところでございますが、本年7月から旧小学校区内の地域活動で体育館及び運動場を利用できるようにしたことに伴いまして、体育館の鍵につきましては、学校整備室のほか、山川庁舎でも貸し出しができるようにしているところでございます。

次に、学校開放事業についてであります。学校体育施設を利用するときは、使用する学校へ、1週間前までに団体登録申請書や使用許可申請書などを提出することになります。また、鍵の取り扱いにつきましては、学校施設管理者等から鍵を借用し、利用後は、各学校で

決められた場所に返却するなどしているところでございます。

続きまして、使用料につきましては、学校体育施設を利用した実績を基に使用料を計算し、納付書を郵送して、金融機関で納めてもらっているところでございます。

**○8番議員（恒吉太吾）** 今、説明いただきまして、まず、閉校後の小学校には職員とか管理者は常駐しないということで、やはり無人でも行える代替の管理方法について、今後、考えていかなければなりません。また、開放事業の小中学校では、今、ありましたように、空き状況を確認し、利用申請書を提出、鍵の受け渡しや利用料支払いは金融機関で行わなければならない、大変煩雑な手続きが多うございます。また、一方、行政の方としましては、納付書の発行や納付されたか確認ですね、会計担当課でする必要もあります。学校側も空き状況の確認、そして、電話対応、そういった本来の学校の業務以外の負担も増えているのではないかと思います。そして、今後、公共施設、公民館なんかにおきまして、窓口対応や鍵の受け渡しが負担となり、また、管理者等の担い手不足が起こることも予想されております。そのような問題点を解決するために、最近スマートロック、スマートキーボックスが自治体でも導入されております。これはスマートフォンなどの通信デバイスで物理キーを必要とせず、鍵を開錠、施錠できる仕組みで、庁舎内などからですね、遠隔管理というものもできます。また、普通の物理キーを使わないため、紛失であったりとか、複数のリスクも少なくなっております。もう一つのほう、スマートキーボックスは、箱の中に物理キーを保管する、防水性の高いキーボックスのことで、そこに暗証番号がありますので、番号を入力し、開錠し、中の物理キーを取り出して施設の開錠、施錠するもので、こちらに関しましてはWi-Fi環境がなくてもできるものもあるように伺っております。現在、電話であったり、直接訪れてしかできなかった空き状況の確認であったり、利用申請というものも、ネットなどで可能なシステムとの連動もできるものも増えております。職員や管理者の空き状況確認や鍵の受け渡しといった管理業務の負担軽減や効率化、コロナ禍における非対面、非接触コミュニケーションの推進、またですね、煩雑な手続きも減り、ますます利便性が高まり、市民の健康増進であったりサービス向上にもつながります。このスマートロックやスマートキーボックス、利用状況確認システムの導入、そして、同様にキャッシュレス決済の導入が必要ではないかと思いますが、導入の考えはないでしょうか。

**○教育部長（鶴窪誠作）** まず、体育施設等の予約システムの導入につきましては、現在、調査を行っているところでございます。キャッシュレスの導入、また、スマートロック等の導入につきましても、利用者の利便性向上につながる取組となりますから、検討していきたいと考えております。

**○8番議員（恒吉太吾）** これから必要なことでございますので、是非、研究して、導入に向けて進んでいただきたいと思っております。

最後になりますが、これから自治体、ますます守りから攻めへの転換期へと入っていきま

す。ICT化を進めまして、強力にDXを推進していくことが求められております。次の世代の市民、そして、職員のことまでを考えて変革していくこと、取り組むことが、ここにいらっしゃる市長をはじめ、我々の責務だというふうに思っております。本市では、今ちょっと、部長との中で、なかなかDXに関しての見解、まだ相違がありますが、さらにこう進めていっていただきたい。一緒に進めていきたいというふうに思っております。今の業務に、あんまり大きな支障がないとか、新しいことをするのは大変だなんていう、そんな気持ちから進んでいないっていうわけではないのは、今の答弁で分かりましたので、安心はしましたが、是非ですね、ここに、まだ、議場にいない20代、30代の若い職員がですね、もっと働きやすい環境がつけられることを期待しまして、今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時35分

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

○15番議員（高橋三樹） 皆さん、こんにちは。まず、東京オリンピック・パラリンピック、新型コロナウイルス禍の中で、1年延期となりましたが、無事に開会できたこと。世界に発信できたこと。無観客ではありましたが、いろいろなドラマがいっぱいあり、よかったなど安堵しております。感激しております。東京オリンピック1回目は57年前の昭和39年、1964年10月10日で、当時、私は高校3年生でした。新幹線が走るようになり、首都高速道路が開通し、浜松町駅から羽田空港までモノレールと、ものすごい変わりようでした。このころ、舟木一夫の高校三年生や学園広場という歌が流行っていたことを思い出します。試合が終わった後、お互いをたたえ合う姿や嬉し涙、悔し涙、いろんな思いの中で活躍できたのです。痛くなるぐらい、手をたたきました。ありがとうございました。

前置きが長くなりましたが、これから通告してあります、1.令和4年2月の市長選について。出処進退を明らかにしていませんが、どうされるのかということです。来年の1月30日告示、2月6日投開票と決まっています。市議会議員選挙と同日です。これまでのところ、誰も市長選について表明はありません。豊留悦男市長も態度を明らかにしていません。そこで、出馬する意思があるのでしょうか。出馬する意思がないのでしょうか。思案中で、時期を見て態度を明らかにするのでしょうか。期待する声もありますが、どうでしょうか、お答えください。

次は、新型コロナウイルス関連について。児童生徒を含む10代、20代の感染拡大が続いています。どのように対処していますかということで、ここにきて全国的に減少傾向にはなってきましたが、安心はできません。感染状況、ワクチンの接種状況はどうなってますか、伺

います。

次は、7月、8月の豪雨などについて、何らかの被害はなかったのかということです。熊本県、福岡県、長崎県、佐賀県など、例年の数倍を上回る雨で、被害もあったようです。鹿児島県でも、北部を中心に被害があったようです。当市でも、一時、雷を伴った大雨が降りましたが、何らかの被害はなかったのかを伺いまして、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 三つほどの質問をいただきました。新型コロナウイルス関係については、教育長含めて、関係部長が答弁をいたします。7、8月の豪雨等についての対応等につきましても、関係部長が答弁をさせていただきます。

さて、1番目については、当然のことながら私が答弁すべきだろうと思います。御案内のように、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっております。市民生活や医療、地域経済に大きな影響を与えているのは、御存じのとおりでございます。これまでも市民の命や生活を守るため、低迷する地域経済を支えるための施策に取り組んでおります。まずは、この大きな課題に引き続き、力を尽くすことが、私に与えられた責務だろうと思います。これが、はっきり目途がつかない中で、次をどうするという事は、現段階では差し控えたいと思っております。これまでの市長としての取組等を、そして、議会等の対応を総合的に判断しないと、どうするという事はここでは言えないところでございます。

**○健康福祉部長（山元成之）** 児童生徒を含む10代、20代の感染状況及びワクチンの接種状況でございます。本市においても、8月12日以降、徐々に感染が広がり、35名の感染者が発生しております。そのうち、児童生徒を含む10代、20代の感染者数は15人と、42%程度を占めるなど、本市におきましても、若年層の感染拡大が広がっていたところでございます。感染者を減少させる一つの方法として、ワクチン接種の普及が必要と考えられたことから、8月16日には12歳以上の市民全員にワクチン接種券の郵送を完了し、順次、接種されているようでございます。現在、医療機関と連携し、ワクチン接種の推進を図っておりますが、これまでは国からのワクチン供給量が要望よりも少なく、スムーズなワクチン接種とはなっておりませんでした。その影響などから、1回接種をした10代の接種率は44.9%、20代の接種率が37.5%と、50代以上の接種率と比べますと低い接種率となっております。しかしながら、国からのワクチンの供給の目途が立ちましたので、接種を希望する方に、少しでも早く接種ができるように、医師会等とも調整しているところでございます。

**○総務部長（下吹越寿）** 令和3年7、8月の長雨による災害につきましては、一部道路の冠水や路肩の崩壊など、小規模な災害は発生しておりますが、幸いなことに、床下浸水、床上浸水を含めた建物被害及び人的被害は発生していないところであります。

**○15番議員（高橋三樹）** 市長の答弁、思いは分かりました。新型コロナウイルスに重点的に取り組みたいという思いは分かりましたので、次のこれまでの実績や思いを聞かせてくださいというのは、態度を明らかにするときに、実績や思いを聞かせてください。ですから、こ

の点については、取り下げます。

次はですね、先ほど新型コロナ、詳しく答弁いただきました。ありがとうございます。

次はですね、2学期が始まりました。学校での対策はどういうものがありますかということとで、いろいろあろうかと思いますが、具体的な対策を教えてください。

**○教育長（吉元鈴代）** 学校での新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。教育委員会では2学期が始まるに当たりまして、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、令和3年8月30日に開催した市校長研修会で具体的な指導を行うとともに、同日付で各学校に通知を発出いたしました。その内容といたしましては、保護者の協力の下、自宅等で確実に検温や健康観察を行い、その結果をカードに記録するなど、これまで同様、感染対策に加えまして、児童生徒はもちろん、学校職員に対しましても、同居の家族等の発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状が見られる場合には、自宅での休養を徹底するようにお願いしてあります。また、学校医等との連携を密にとること。エアコン使用時でも換気を徹底すること。児童生徒に手洗いを徹底させる時間を確保するとともに、学校内で多くの児童生徒等の手が触れる箇所については、こまめに消毒をすること。給食などの飲食の場面では飛沫を飛ばさないよう、会話を控える等など、指導を徹底するよう、お願いしてあります。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。対策をとっているという答弁でした。

もし、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、何らかの対策、マニュアルはできていますか、考えていますか、伺います。

**○教育部長（鶴窪誠作）** 教育委員会では文部科学省作成のガイドラインを基に、学校で児童生徒及び学校職員の新型コロナウイルスの感染等が確認された場合のガイドラインを策定し、各学校へ発出しております。今後、学校内で感染が広がっていると考えられる場合には、このガイドラインを基に、学校、保健所及び学校医とも連携し、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業の判断について検討することにしております。

**○15番議員（高橋三樹）** 対策を考えているという答弁でした。

次は、妊婦の接種推進について。どこまで進んでいますかということで、まず、授かった大切な命を無事に出産して元気に育ててほしいと願っています。妊婦で、お母さんになる人がワクチンを接種することによって、抗体を体内の胎児にあげることができるのです。未然に感染を防ぐことができるのです。何とすばらしいことでしょう。是非、ワクチン接種をしてもらいたいです。妊婦のワクチン接種の推進、どこまで進んでいますか、伺います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 妊婦の接種推進につきまして、御答弁申し上げます。厚生労働省のホームページによりますと、国外では妊娠中、特に妊娠後期にワクチンを接種することで、新生児にも抗体が移行する可能性があり、母乳にも新型コロナウイルスに対する抗体があると報告されているとのことでした。また、妊婦の新型コロナ感染は、約8割が夫やパートナーからだと言われており、特に妊娠後期は重症化しやすく、早産のリスクが高

まるとされております。8月23日には、国から妊娠中の方及び配偶者などが接種を希望する場合は、できるだけ早期に新型コロナワクチンの接種を受けることができるように、通知がきたところでございます。本市におきましては、専門の医療機関を選定し、9月以降の出産予定の妊婦の方々111名に対し、優先接種の通知を行ったところです。また、出産のため帰省している妊婦の方も接種できるよう周知をしております。現在、30名の妊婦及び配偶者等の申し込みがあり、9月4日から優先接種を行っているところです。

**○15番議員（高橋三樹）** 準備できているという答弁でした。

次は、指宿の子供たちを守るための優先接種、どこまで進んでいますかということで、6月議会で申しました保育園、子ども学園含む幼稚園、小学校、中学校の教職員のワクチン接種のことです。どうでしょうか、伺います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 教職員等の接種状況ですが、接種状況を管理する国のシステムでは、教育関係者を含め、業種別での接種状況は把握できないところでございます。保育施設や小・中・高等学校の教育機関、教育関係者のうち、ワクチン接種を希望する方には、7月中旬に優先して接種券をお配りしておりますので、夏休みを利用して、早めに接種しているものと思われます。なお、7月下旬には12歳から19歳までの市民全員に接種券を配布し、接種を希望される方が夏休み期間中に接種できるよう、計画をしたところでございます。1回目の接種を終えた10代の方の接種率は、9月15日現在で44.9%となっております。

**○15番議員（高橋三樹）** しっかりやっているという答弁でした。

次は、ワクチン接種については、妊婦や子供たちの接種もあることから、安全・安心も求められます。指宿市は個別接種を行っていますが、医師会との調整は欠かせないと思いません。医師会とはどのような話し合いを行っていますか、伺います。

**○健康福祉部長（山元成之）** 医師会主催の新型コロナ感染症やワクチン接種の対策会議が、月1回のペースでこれまで20回開催され、指宿医療センターや指宿保健所のほか、市の新型コロナウイルス感染対策室も同席させていただいております。会議では、新型コロナ感染症や指宿地域の医療提供体制、ワクチンの接種体制、PCR検査など、多くの課題に関し、医師会、県、市の連携方法や休日における新型コロナ感染症の診療、検査体制など、多岐にわたり協議が行われ、情報や認識の共有を図っているところです。このように、本市では県医師会と綿密な連携体制がとれておりますので、新型コロナ感染症対策やワクチン接種などにも積極的に対応できていると思っております。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。

このところは最後ですが、3回目の接種という報道を見たり、聞いたりします。今朝もありました。まだ、確定ではないと思いますが、分かる範囲で教えてください。

**○健康福祉部長（山元成之）** 現在、接種しているワクチンは時間が経つと予防効果が弱まると言われていることから、国は3回目のワクチン接種につきまして、接種が進んでいる他国の

情報等を参考に、その必要性を検討しているようでございます。現時点では、国からは正式な情報はありませんが、今後も予想される感染拡大を防止するためには、3回目のワクチン接種の可能性もあり得るのではないかと考えられますので、国や県からの情報を注視しているところです。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。

次は、7月、8月の豪雨などについてに入ります。二反田川のJR、国道の上流は川幅が狭く、大雨のたびに心配をしています。早く改修できないかということです。二反田川を通りかかったとき、川の水位が7合目ほどまで上昇しているのを見ました。県の管理だということは知っていますが、早く改修できるよう、県に再度、働き掛けてください。法面の草も結構生えています。法面を壊す危険もあります。具体的な計画が県から示されているのかどうか、伺います。

**○建設部長（山崎一磨）** 二反田川の河川整備につきましては、JRから下流側の整備は完了しておりますが、上流側は近年の豪雨や台風等の異常気象により、上流部で越水により道路冠水等が見受けられているところでございます。このようなことから、令和元年度より、管理者であります鹿児島県におきまして、総合流域防災事業による河川拡幅改良計画が進められているところであります。

**○15番議員（高橋三樹）** 分かりました。これからも、県のほうに働き掛け続けてください。

次は、秋元川も川幅が狭く、何らかの対策を考えているのかということです。一部は終わっているようですが、まだのところがあります。大雨が降った場合、被害が心配になりません。早くできないものでしょうか。何らかの計画がありますか、伺います。

**○建設部長（山崎一磨）** 秋元川につきましては、二反田川に合流します準用河川でございます。弥次ヶ湯踏切から上流部におきましては、年次的な整備により、一部を残して完了しているところであります。なお、弥次ヶ湯踏切より下流部におきましては、現在、十町土地区画整理事業により改修計画がございます。現在、緊急自然災害防止対策事業債を活用して、年次的に改修事業を進めているところでございます。

**○15番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。

このところはもう最後ですが、橋も大事です。調査、点検、確認をしていますか。一応、伺います。

**○建設部長（山崎一磨）** 現在、市では橋の損傷が軽微なうちに、計画的に補修を行い、橋梁の健全化向上並びに修繕等に掛かる費用の縮減を図り、安全性、信頼性を確保する目的で、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、効率的な維持管理に取り組んでおるところでございます。この計画に基づき、市が管理する橋梁、139橋ございますが、この全てにおいて、5年以内ごとに1回の頻度で点検を実施し、状況把握、安全性を確認するとともに、点検結果により、損傷度を考慮した優先順位を定めて、修繕工事を年次的に実施しているところでございます。



○15番議員（高橋三樹） 前向きな答弁でした。ありがとうございました。

新型コロナウイルスには十分気をつけてください。これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木原繁昭） これにて、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

9月21日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと想います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、9月21日は休会をすることに決定いたしました。

### △ 散 会

○議長（木原繁昭） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 井 元 伸 明

議 員 西 森 三 義

# 第 3 回 定 例 会

令和 3 年 9 月 29 日

(第 4 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

令和3年9月29日 午前10時29分 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第78号 指宿市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第3 議案第81号 指宿市手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第82号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第5 議案第79号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第6 議案第80号 町の区域の変更について
- 日程第7 議案第83号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第8 議案第86号 令和3年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第87号 令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第84号 令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第85号 令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 審査を終了した請願及び陳情
  - 請願第2号 新型コロナウイルス感染拡大により事業継続困難になっている飲食店・事業所への追加補助に関する請願書
  - 陳情第8号 貴議会での「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究，議論などを求める陳情書
  - 陳情第9号 令和2年陳情第8号「JOGMECからの地熱助成金について，同一地域での再度の申請は，6年を過ぎるとできないとのこと，運用でされていることについての陳情」において，2番目の陳情項目が誤って解釈されているため，再度の審査を求める陳情
  - 陳情第10号 令和2年度陳情第9号「2020年鹿児島県知事選で武田が使ったポスター（平成27年10月16日の日付の電磁探査などの業務委託契約書）には，委託先企業の印がなく，印紙に消

印もされていなかったが、なぜこういった不備のある契約書のみが開示されたのか、その理由を市議会の場で明らかにして、市民の皆様には知らせること求める陳情」の委員会審査で、この契約書はJOGMECへの実績報告書の添付資料として開示されたことについての審査が漏れているため、その審査を再度求める陳情

- 日程第13 閉会中の継続審査について
  - 議案第70号 令和2年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第71号 令和2年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第72号 令和2年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第73号 令和2年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第74号 令和2年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第75号 令和2年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
  - 議案第76号 令和2年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
  - 議案第77号 令和2年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について
  - 請願第1号 指宿中央通商店街アーケードの補修についての請願書
  - 陳情第6号 「脱炭素先行地域」に向けた積極的な取組を求める陳情書
  - 陳情第7号 「地熱の恵み活用プロジェクト実現」に向けての陳情書
- 日程第14 報告第5号 指宿市の令和2年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第15 報告第6号 指宿市の令和2年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第16 議案第88号 令和3年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第17 議案第89号 指宿市議会会議規則の一部改正について
- 日程第18 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
- 日程第19 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 坂 元 茂 教 | 2 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 3 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 4 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 5 番 議 員  | 前 原 五 男 | 6 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 7 番 議 員  | 齋 藤 佳 代 | 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 |
| 10 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 11 番 議 員 | 西 森 三 義 |
| 12 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 14 番 議 員 | 松 下 喜久雄 |
| 15 番 議 員 | 高 橋 三 樹 | 16 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 19 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 21 番 議 員 | 木 原 繁 昭 |

---

1. 欠席議員

|         |       |          |         |
|---------|-------|----------|---------|
| 9 番 議 員 | 東 伸 行 | 13 番 議 員 | 前之園 正 和 |
|---------|-------|----------|---------|

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|           |           |           |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 市 長       | 豊 留 悦 男   | 副 市 長     | 有 留 茂 人 |
| 教 育 長     | 吉 元 鈴 代   | 総 務 部 長   | 下吹越 寿   |
| 市民生活部長    | 鶴 本 八 郎   | 健康福祉部長    | 山 元 成 之 |
| 産業振興部長    | 大 迫 格 史   | 農 政 部 長   | 寺 田 昭 宏 |
| 建 設 部 長   | 山 崎 一 磨   | 教 育 部 長   | 鶴 窪 誠 作 |
| 水道事業部長    | 園 田 猛 志   | 山 川 支 所 長 | 中 島 裕 一 |
| 開 闢 支 所 長 | 山 下 秀 一   | 総 務 部 参 与 | 野 元 伸 浩 |
| 総 務 部 参 与 | 増 永 智 美   | 建 設 部 参 与 | 星 倉 淳 一 |
| 教 育 部 参 与 | 中 摩 浩 太 郎 | 総 務 課 長   | 山 下 浩 二 |
| 財 政 課 長   | 東 忠 孝     |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長     | 鮎 川 富 男 | 次長兼議事係長   | 木 下 英 城 |
| 調 査 管 理 係 長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

## △ 開 議

午前10時29分

○議長（木原繁昭） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（木原繁昭） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、吉村重則議員及び松下喜久雄議員を指名いたします。

## △ 議案第78号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第2、議案第78号、指宿市過疎地域持続的発展計画について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ付託されました、議案第78号、指宿市過疎地域持続的発展計画について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、指宿のまちが衰退するか、緩やかな人口減少にするかは、今までのIターンだけではなく、Uターンも入れて、若者が指宿に帰ってきて家を造れば毎年税収が入り、まちも活気が出てくる。費用対効果をしっかり試算し、もう1回議案を出していただきたいので反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、計画の改定には、各課との調整も当然必要だったと思うが、市長公室が元来考えたことと、各課とで食い違いがあり、是正されたのはあったのか。それとも、いわゆる深めるだけの作業になったのかとの質疑に対し、大きな食い違いはなかった。国から新たな目標項目等も示され、計画策定に当たっては、文言の整理や、状況の記載が漏れている点については、各課に示して、計画の精度を高める作業は行ったとの答弁でした。

次に、県内でUターンを入れてないのは指宿と枕崎だけだ。3、5年の縛りを付けたらどうかとの質疑に対し、県内自治体それぞれのまちの事情がある。Uターンを入れるとなると、地元の不公平感を払拭しなければならない。市民の理解と協力が不可欠であり、市民の思惑を見極めながら、調査、検討をして行くとの答弁でした。

意見として、指宿の人口は予定よりも4千人減っている。今のままだと6千人、8千人減っていくかもしれない。人口減少対策の定住促進はしっかりとやっていただきたいというものがありませんか。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

**○18番議員（新川床金春）** 議案第78号、指宿過疎地域持続的発展計画について、反対の討論をさせていただきます。

指宿市の平成27年10月策定した指宿版地方人口ビジョンでは、2060年、45年後の人口は2万5,312人でしたが、5年後の令和2年2月策定の人口ビジョンでは、同じ2060年、45年後の市の試算は2万1,156人と、4,156人、人口が急激に減少が進んでいくと予測しています。令和3年第1回定例会で指宿市の人口抑制の推移は早くなっていることから、指宿市定住促進条例の廃止案が否決されました。

議員提出議案の定住促進条例の一部改正について、全員一致で原案可決しています。内容は、Iターンのみの改正した経緯がありますが、定住人口の増加を図るため、この条例を廃止することは、時代の流れに逆行すると考えたことだと思います。全議員の考えが定住促進を進めることであつたと私は思っております。

県内の自治体でUターン者の移住期間を3年から5年と定め、補助金の返還も設けているところもあります。仮に30代の子育て世帯がUターンし定住すると、50年間で住民税や固定資産税の税金のほかに、いろんな経済効果が出て、まちに活気が戻り、助成金の数十倍の効果が出ると思います。市の喫緊の課題は、人口減少抑制策と税収増と把握しながら、人口抑制対策としてUターン者をなぜ助成金対象としないのか、私は理解できません。この指宿市過疎地域持続的発展計画の策定では、従前の取組で人口減少対策の新しい取組が盛り込まれていないことが、総務水道委員会の審査で判明しました。

地元の高校や大学進学及び就職でやむなく、やむを得ず離れた元市民のUターン者に支援策が盛り込まれていません。このままでは指宿がますます疲弊していきます。先進地の子育て支援や定住促進策などを学び、人口抑制策を早急に講じる必要があると提言させていただきます。

最後に、40年後の指宿の未来を担う子供たちに、南薩の拠点として発展、繁栄させるた

め、この場にいる私たち議員が未来の礎を築く責務があると、せんえつではありますが申し述べさせていただきます。未来の指宿の繁栄、発展を子や孫に託すため、全議員の賛同を心からお願いしまして、反対討論とさせていただきます。

**○議長（木原繁昭）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第78号、指宿市過疎地域持続的発展計画について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（木原繁昭）** 起立多数であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第81号及び議案第82号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第3、議案第81号、指宿市手数料条例の一部改正について、及び、日程第4、議案第82号、指宿市体育施設条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（山本敏勝）** 文教厚生委員会へ付託されました、議案第81号、指宿市手数料条例の一部改正について、及び、議案第82号、指宿市体育施設条例の一部改正について、の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第81号について。個人番号カードの再発行手数料は幾らで、地方公共団体情報システム機構が徴取することになったとしても同じ手数料かとの質疑に対し、単価は800円であり変更はないとの答弁でした。

マイナンバーカードから個人情報が漏えいしてしまうという問題はないのかとの質疑に対し、マイナンバーの情報はシステムにつながるための鍵の役割になる。仮にカードを落とし



たとしても、そこからその方の情報が漏れることはないと言国からは説明を受けているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第82号について。改修工事をした市営野球場をいろいろな方々に利用していただくために、午後6時までの利用ではなく、夏場の時間、冬場の時間という設定は検討されなかったのかとの質疑に対し、検討したが体育施設の中で照明設備がない施設については、基本的に午後6時と定められているため、同様の扱いとしたとの答弁でした。

ナイター設備がいないという判断に至った理由について、どのような協議がされたのかとの質疑に対し、ナイター照明を利用する団体はここ数年見ると限られているようで、その費用対効果も大分少なくなっている。今回の球場リニューアルに関して、市の軟式野球連盟、ソフトボール協会指宿支部との意見交換の中で御理解いただいたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第81号及び議案第82号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号及び議案第82号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第79号及び議案第80号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第5、議案第79号、新たに生じた土地の確認について、及び、日程第6、議案第80号、町の区域の変更について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** 産業建設委員会へ付託されました、議案第79号、新たに生じた土

地の確認について、及び、議案80号、町の区域の変更について、の2議案についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第80号について。指宿港海岸整備事業によって埋め立てられた土地については、使用目的として公園用地となるのかとの質疑に対し、新たに生まれた土地については、都市計画審議会等で協議し用途を定めていきたいと考えている。公園用地となる可能性もあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第79号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第79号及び議案第80号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号及び議案第80号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第83号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第7、議案第83号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第83号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第8号)について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。見積りとの差があって不足を生じたということだが、その原因はなにかとの質疑に対し、今年度に新たに要望があった部分について補助金を出しており、その追加分に不足が生じたとの答弁でした。

公民館補助制度について、何件の要望があるのかとの質疑に対し、公民館建設補助については5件の申請があり、広報用の放送施設等は10件の申請があるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について。公共施設等総合管理計画の中に記載されている144の施設は5年間で、方向性がどのように決まっているのかとの質疑に対し、長寿命化を行うものが41件、集約化という方向が出されたものが11件、用途廃止が19件、既存の計画、又は他の方針によって決定するものが67件、個別施設計画策定の対象施設から削除するものが6件であるとの答弁でした。

公共施設等総合管理計画改定に関わる業務委託料が、前回作成したときより半額以下になっているのはどうしてかとの質疑に対し、ゼロからやり直すのではなく、前回策定して期間がたっている部分を再点検して計画に反映させることでこの金額になったとの答弁でした。

意見として、施設の用途廃止が19件あるということだが、19件を解体し更地にするとなれば、莫大な費用が掛かる。地域や市民が必要とするなら譲渡することで、経費の削減を図り、市民の疑問の声もあるので、公募して市民に活用してもらおうような取組をしていただきたいというものがありました。

次に、総務課所管分について。地方公務員の定年延長について、令和5年4月1日からということだが、令和3年度に支援業務の委託料として220万円を執行し、また次年度にも費用が掛かってくるという事業なのかとの質疑に対し、本年度に220万円を委託料として上げていくが、次年度以降の負担はなく、この220万円で制度設計の支援をしていただくとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。感染症対策に配慮した避難所運営に伴う備品購入費にはどんなものがあるか。また、避難所をどこに設置し、こういった体制でやっていく計画かとの質疑に対し、避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要であり、

これまで段ボール製のパーテーションは準備していたが、今回購入予定のパーテーションは細かい部品の組立てや接続などが全く必要なく、誰でも簡単に広げられて設営できる。また、避難してきた方の中に体調不良やコロナ感染症の疑いがある方を一時的に隔離することができる。なお、このパーテーションは4面覆われており、屋根も付いていることから外から見えず、診察室や更衣室、授乳室等、多様な用途で使用することが可能である。なお旧山川小学校となのはな館の会議室をコロナ対策用の避難所として準備をしているとの答弁でした。

パーテーションはどのようなサイズで、幾つ用意するのかとの質疑に対し、縦横180cm、高さが220cmであり、各校区の避難所を開設した場合、おおむね16か所を計画していることから16個購入するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、開聞地域振興課所管分について。新開聞庁舎図書コーナーの書籍は何冊購入予定か。また、以前開聞に児童館というのがあって、そこに図書コーナーがあったと思うが、この図書は活用するのか。蔵書全体として何冊を考えているのかとの質疑に対し、新書を約1,500冊と見込んでいる。旧山川小学校の廃棄済みの図書と農業環境改善センターの図書室の本が約1,200冊があり、既存本も含め約7千冊程度で開始したいと考えているとの答弁でした。

開聞庁舎の建替え工事はいつ頃完成する予定かとの質疑に対し、建設工事の工期が12月10日までであり、供用開始を1月4日の仕事始めの日にしたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（山本敏勝）** 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第83号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第8号)について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、国保介護課所管分について。補助金の対象となる看取り環境の整備とはどのような整備かとの質疑に対し、介護施設等における看取りに対応できる個室の確保を目的とした施設の改修やベッドの設備について補助するものであるとの答弁でした。

介護保険低所得者保険料軽減負担金について、介護保険料軽減の対象者はどうなっているのかとの質疑に対し、利用者負担段階における第1段階から第3段階までの方が対象となり、生活保護受給者又は世帯全員が市町村民税非課税の方が対象となるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について。いぶすき家族お楽しみ食事券事業については所得制限はないのかとの質疑に対し、全ての子育て世帯約3千世帯を対象にしているとの答弁でした。

お楽しみ食事券の使用期限はいつまでを想定しているのかとの質疑に対し、12月から2月ぐらいまでに使用してもらい、そのあと精算等の事務を考えているとの答弁でした。

食事券なので紙で作るのだろうと思うが、これは千円の券になるのかとの質疑に対し、千円の券を3千円分にして配ることを考えているとの答弁でした。

意見として、お楽しみ食事券は12月から2月までという短期間での使用期限である。飲食店が混雑する可能性があるということを考えれば、使用期間を長くすることが必要と思う。9月議会で議決した場合、できるだけ早く実施できるように短期間で計画を練り直す必要があると思うというものがありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。風しんの抗体検査未受診者に勧奨用のはがきを送付することだが、どれぐらいの対象者がいるのかとの質疑に対し、未受診者については2,800名ほどを想定しているとの答弁でした。

風しんの予防接種を受けたいという方については事前に市へ申込みをしてもらうのか、それとも直接病院等に行くのか。また、費用はどうなるのかとの質疑に対し、申込みについては、それぞれ個人が直接、検査できる医療機関に申込みをしてもらい、費用の請求については、医療機関から国保連合会を通じて市のほうに請求があるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。北指宿中学校の電話機は何台買い替えるのかとの質疑に対し、主装置が1台、子機が8台の計9台であるとの答弁でした。

その電話機が壊れた原因はなにかとの質疑に対し、北指宿中学校の電話機は平成22年3月に設置したもので約11年経過しており、主事室の電話が相手の声も聞き取れなくなり、こちらから発する声も聞こえないということだったので修繕を依頼したが、修繕もできないという状況であった。主事室の電話は外線を取ることが特に多いので、全てを買い替えようとするものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校整備室所管分について。池田小学校のパソコン教室、今和泉小学校と西指宿中学校の普通教室の雨漏りの修繕について、これは防水工事等もやっていると思うが、老朽化によって発生しているのかとの質疑に対し、老朽化で一部シートがはげている部分などがあり、そこを塗膜防水する予定であるとの答弁でした。

魚見小学校の防護柵19万5千円とあるが、柵をすることで完全にイノシシの侵入は防げるのかとの質疑に対し、イノシシの侵入防止については、これまで草刈りをして見通しを良くしたり、イノシシの嫌う匂いをまいて防止している。今回、目撃情報があったところを中心に柵を設置して、イノシシがグラウンドや校舎に入らないように防護できると思われるとの答弁でした。

魚見小学校は19万5千円の防護柵だけで全部は補えないと思うが、設置箇所はどうなるのかとの質疑に対し、体育館の近くのトイレから、うおみこども園の境目までの約150mを予定しているとの答弁でした。

意見として、小中学校で一部、劣化により雨漏りがするということだったが、劣化でひどくならないように、万全に補修をやっていただきたいというものがありました。

次に、スポーツ振興課所管分について。市営野球場オープニングイベント開催に伴う指導者の送迎に6千円ということだが、どなたが来られるのかとの質疑に対し、市民栄誉賞を受賞されている元プロ野球選手の田之上慶三郎氏が一番ふさわしいのではないかということ、同氏を中心に6名の方ということを考えているとの答弁でした。

田之上氏以外のほかの5名は市内在住の方かとの質疑に対し、残り5名については、基本的には費用弁償ということで、市外の田之上氏と親交のある方々の旅費ということでも組んでいるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、指宿商業高校所管分について。タブレット、パソコンの購入に当たり、フィルタリングはどのように対応しているのかとの質疑に対し、指宿商業高校の場合は、フィルタリングをかけた場合に、例えば観光関係でホテル等を検索する際にフィルターがかかって検索ができなくなる場合も想定される。担当の教諭に確認したところ、特に現状で問題はなく、生徒も対応できており、しっかりと管理はできているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、歴史文化課所管分について。体験型ウォールペイントアートのイベントで市民会館に小学生を招いているんな絵を描いてもらったりするということだが、時期はいつで、工事期間中になるのかとの質疑に対し、現在のところ12月を予定しているとの答弁でした。

子供たちが絵を描く場所においては、工事期間中であっても囲いをしているから何ら危険はないという理解でよいかとの質疑に対し、仮囲いの外側では何の工事作業もないので、安

全な場所となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、長寿支援課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、市民課及び税務課の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** 産業建設委員会へ分割付託されました、議案第83号、令和3年度指宿市一般会計補正予算(第8号)について、の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、観光課所管分について。まん延防止等重点措置が出された本県では、「今こそ鹿児島島の旅」キャンペーンを中止しているが、「いぶすき今だけ直割キャンペーン」は継続しているが問題はないかとの質疑に対し、宿泊施設関係者とも協議・検討した結果、本市がまん延防止等重点措置の地域指定から外れたことや、各宿泊施設でもマニュアルどおり感染防止対策がしっかりしていることから、事業継続という判断に至ったとの答弁でした。

教育支援事業の追加費用として550万円計上し、うち200万円はそうめん流し事業へということだが、残りの350万円はどのような事業内容かとの質疑に対し、教育旅行でニーズの高い体験型学習を提供する「指宿大好き体験」の利用料として、1人当たり千円を助成する事業であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。テイクアウト商品販売促進事業に参加する店舗数は、前回と比べてどれくらいの増加を見込んでいるかとの質疑に対し、昨年度2回実施しているが、1回目が54店舗、2回目が60店舗参加があった。今回は70店舗の参加を見込んでいるとの答弁でした。

昨年度実施したテイクアウト事業に対するアンケート調査によると、電話が繋がらない、予約などができないなど市民には不評だったようだが、改善などはされるのかとの質疑

に対し、予約方法の周知を徹底し、多くの方に御利用いただけるよう予約数の制限などについて、飲食店の方々と今後協議し検討していくとの答弁でした。

意見として、テイクアウト商品販売促進事業は、飲食店の方々にとってありがたい事業なので、多くの市民が利用できて喜んでいただけるようなシステムを検討し構築してほしいというものがありました。

次に、ふるさと納税室所管分について。川崎市にあるアゼリアという大型商店モールでの指宿フェアは3日間ということだが、1週間から10日程度のロングフェアになると出店料金は変わるのかとの質疑に対し、日数を長くした場合、出店料金はブース代の関係で若干増えると思われるとの答弁でした。

関東圏では緊急事態宣言の延長が推測され、集客事業については厳しい状況が考えられるがどうするのかとの質疑に対し、都市部の小売店については、飲食店等に行けないということもあり、コロナ禍以前よりも販売数が増えている。地域製品の販売促進という観点から続けていきたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。砂むし会館砂楽の防水工事について、今回設計委託をし、来年度に工事するということが、現在も雨漏りする状態で、これから台風など考えられるが応急処置的なことはしないのかとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染防止対策で、現在使用を禁止している3階のリラックスルームで雨漏りがあり、バケツ設置などの対応を取っている。台風などが来て壊れるとは考えていないとの答弁でした。

ヘルシーランド露天風呂で使用している高圧洗浄機を故障により取り替えるということだが、修理等したことがあったのかとの質疑に対し、この高圧洗浄機は9年ほど使用したもので、水圧を高める部品が破損し、使用できなくなった。部品の修繕で対応できないか業者と調整したが、部品のみでの修繕では不可能で、耐用年数が10年程度ということから買い替えることとなったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農政課所管分について。認定農家が農業用機械を整備するための中心経営体等施設整備事業申請は、今年度は1農家だけだったのかとの質疑に対し、当該事業については1件のみであったとの答弁でした。

農業用機械は非常に高価なものだが、ほかにどのような補助事業があるのかとの質疑に対し、国の補助事業として、強い農業・担い手づくり総合支援交付金というものがあり、個人対象で事業費300万円が上限のものと、広域農業の方や大型法人農家等については、個人で上限が1,000万円、法人で上限が1,500万円の補助事業がある。あと、億単位の支援をする事業で、基幹施設支援タイプのものなどがあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。



次に、耕地林務課所管分について。尾下牧場跡地の市有林売り払い収入や植林に係る業務委託料などが計上されているが、担当課としては今後どのように捉えているかとの質疑に対し、尾下牧場跡地は、普通財産として財政課の財産契約係が管理している。今後、所管替えを行い、全体的な計画についてはまだ答えられないが、一部については、クワガタやカブトムシなどが集まるクヌギを植えて、子供たちの情操教育の一環として利用しようと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、都市・海岸整備課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、建設監理課、土木課、建築課、農業委員会の各所管分につきましては、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第86号及び議案第87号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第8、議案第86号、令和3年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、及び、日程第9、議案第87号、令和3年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（新宮領實）** 総務水道委員会へ付託されました、議案第86号、令和3年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、及び、議案第87号、令和3年度指宿市公共下

水道事業会計補正予算（第1号）について、の2議案について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第87号について。浄水苑にある4基の水中かくはん機は日頃よりしっかり点検しているのかとの質疑に対し、日本浄水管理センターに委託しており、日常点検、また、通常点検を行っている。1機不具合が発生したため、製造元等に点検等をお願いした結果、修繕が必要とのことであったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第86号については、人件費のみの補正であるため、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第86号及び議案第87号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号及び議案第87号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第84号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第10、議案第84号、令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の

報告を求めます。

**○文教厚生委員長（山本敏勝）** 文教厚生委員会へ付託されました、議案第84号、令和3年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、福祉用具に対する負担金があったが、福祉用具とはどのようなものが対象かとの質疑に対し、和式便座を洋式にする腰掛便座、入浴用の補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具などであるとの答弁でした。

次に、元気度アップ・ポイント事業の一部を一般会計へ移し替えるということだが、交付金は変わりなくもらえるのかとの質疑に対し、県のほうで新たに介護人材確保をポイントとして、今まで65歳以上の方を対象としていたが介護人材の裾野を広げるという意味で年齢制限を取り払い、全世代の方へ介護ボランティアを募るという形で事業しているので、今回県からの補助というところから、一般の交付金は一般会計のほうでの計算になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

**△ 議案第85号（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第11、議案第85号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（東勝義）** 産業建設委員会へ付託されました、議案第85号、令和3年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

教育旅行支援事業に関わる食糧費200万円の増額はどのような内容かとの質疑に対し、市内に宿泊する教育旅行者で、市営唐船峡そうめん流しを利用された場合、1人1,370円のB定食で、1団体100人規模の15団体を想定したとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

### △ 審査を終了した請願及び陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第12、審査を終了した請願及び陳情を議題といたします。

まず、請願第2号は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（東勝義） 産業建設委員会へ付託されました、請願第2号、新型コロナウイルス感染拡大により事業継続困難になっている飲食店・事業所への追加補助に関する請願書、について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、委員出席のもと、紹介議員に説明を求め審査いたしました結果、この請願事項については、本市として取り組んでいることやさらに取り組むべき事項も書かれている。事業者は大変厳しい状況であることから採択すべきであるという意見と、請願内容については異論はなく理解できるが、請願事項全てについて解決することはなかなか難しい。また、山川・開闢地域の方々のごことも考慮するならば、この請願は、指宿駅前商店街だけを対象としたものであることから不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立多数で採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（木原繁昭） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、陳情第8号から陳情第10号までの3件は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（新宮領實） 総務水道委員会へ付託されました、陳情第8号、貴議会での

「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究、議論などを求める陳情書、から、陳情

第10号、令和2年陳情第9号「2020年鹿児島県知事選で武田が使ったポスター（平成27年10月16日の日付の電磁探査などの業務委託契約書）には、委託先企業の印がなく、印紙に消印もされていなかったが、なぜこういった不備のある契約書のみが開示されたのか、その理由を市議会場で明らかにして、市民の皆様には知らせること求める陳情」の委員会審査で、この契約書はJOGMECへの実績報告書の添付資料として開示されたことについての審査が漏れているため、その審査を再度求める陳情、までの3件について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月3日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、まず、陳情第8号について、この陳情書は、川内原発について、今後も続けるとどうなるのか、どうい影響があるのか調査・研究してほしいということであり、川内原発で事故があればどの程度に影響があるかという点では指宿はその円内に入るので、他自治体のことというのではなく、指宿市に直接関係する問題として採択にすべきである、という意見と、20年運転延長の課題は色々な問題もあるだろうし、どんな危険が潜んでいるのか今まであまり勉強はされていないと思う。薩摩川内市だけの問題ではなく、事故でも起きれば影響もあることであろうし、だから調査・研究ということは非常に大事ではないか。そのうえで市民に適正な情報を提供しなければならない。議会内でも勉強会を開いていくべきであり採択すべきであるという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第9号について。令和2年、陳情第8号の審査を巡って、2番目の陳情項目が誤って解釈されているので再度審査を求めるということになっている。陳情項目を誤って解釈したものではなく、誤った認識に基づく審査でない以上、誤った解釈に基づくものだからという陳情は理解できないので、不採択でいいのではないかという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

次に、陳情第10号について。令和2年12月定例会においても総務水道委員会で審査をしました。その際、担当課を呼んで詳細を聞き、事実関係を精査した結果、不採択という結論に至りましたので、今回も同様に不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立なしで不採択にすべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（木原繁昭）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

西田義哲議員。

**○3番議員（西田義哲）** 陳情第8号を不採択の立場から討論をいたします。

原子力発電所の運転状況などにつきましては、鹿児島県や原子力発電所が所在する薩摩川内市で、原子力安全避難計画等防災専門委員会などを設置して、その時々状況や問題などの調査などを実施し、県民、市民へ情報提供もホームページなどで行われております。また、本市がUPZといわれる緊急時防護措置準備区域、すなわち川内原子力発電所を中心に半径5kmから30km圏内を指すのですが、その区域にすら入っておりません。

そもそも原子力発電所は民間企業である電力会社が所有するもので、20年の運転延長を実施するしないを考えるのもその企業であります。仮に、20年の運転延長を行うとなった場合は、その申請を受けた国の機関である原子力規制委員会が認可する・しないを判断するわけで、本市が直接関わることはありません。それぞれの議員が個人的に調査・研究を行い、市民へ情報提供することは大いに結構なことだと考えますけれども、市議会としてそのことを行う必要はないと判断いたしましたので、陳情第8号は不採択とさせていただきます。

**○議長（木原繁昭）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

高田チヨ子議員。

**○16番議員（高田チヨ子）** 陳情第8号について、反対討論をいたします。川内原発20年運転延長に伴う課題の調査・研究、議論を指宿市議会ではしてほしいという陳情書でした。委員会審査では、私は継続審査を提案いたしました。結果的には採択することに賛同し、全員一致で採択となりました。その後、熟慮した結果、やはり原発の問題は我が国のエネルギー政策の根幹に関し、とても重要な課題であることから、指宿市議会での議論ではなく、国や県の責任において十分な検討を重ねていくべきものという結論にたどり着きました。

したがいまして、指宿市議会での採択には慎重を期すべきであり、本陳情は不採択にすべきであると判断いたしましたので、反対討論といたします。

**○議長（木原繁昭）** ほかにありませんか。

高橋三樹議員。

**○15番議員（高橋三樹）** 陳情第8号の委員長報告に対する反対討論を行います。

私は、総務水道委員会で採択すべきであるとの意志を示しました。しかしその後、いろいろと考えましたところ、この原発の問題は国策であり、国の長期的なエネルギー政策に基づき、また原子力発電の安全規制を担う専門的機関の判断によるべきであります。地方議会での議論を深めるのは難しい面があり、不採択にすべきという結論に至りましたので、反対討論といたします。

**○議長（木原繁昭）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木原繁昭）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告に御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（木原繁昭）** 起立少数であります。

よって、陳情第8号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は起立により行います。

陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（木原繁昭）** 起立なしであります。

よって、陳情第9号は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、この採決は起立により行います。

陳情第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（木原繁昭）** 起立なしであります。

よって、陳情第10号は不採択と決定いたしました。

#### **△ 閉会中の継続審査について（議案第70号～議案第77号、請願第1号、陳情第6号及び陳情第7号）**

**○議長（木原繁昭）** 次は、日程第13、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

まず、決算特別委員長から、目下委員会において審査中の議案第70号から議案第77号までの8議案については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

決算特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、産業建設委員長から、目下委員会において審査中の請願第1号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

産業建設委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、産業建設委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、総務水道委員長から、目下委員会において審査中の陳情第6号及び陳情第7号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### △ 報告第5号、報告第6号及び議案第88号一括上程

○議長（木原繁昭） 次は、日程第14、報告第5号、指宿市の令和2年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、から、日程第16、議案第88号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提出いたしました案件は、財政の健全化判断比率の報告に関する案件1件、公営企業の資金不足比率の報告に関する案件1件、補正予算に関する案件1

件の計3件であります。

まず、報告第5号、指宿市の令和2年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び、報告第6号、指宿市の令和2年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案であります。

両案は、本市の令和2年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

次に、議案第88号、令和3年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

本案は、歳入歳出にそれぞれ4,316万4千円を追加し、予算の総額を276億7,057万5千円にしようとするものであります。

なお、議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（下吹越寿）** それでは、命によりまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

報告第5号、指宿市の令和2年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、4つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の令和2年度決算に基づく財政の健全化判断比率である4つの指標について、御説明申し上げます。

1つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字ではないため数値なしとなりました。

2つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支合計額が赤字でないため数値なしとなりました。

3つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された出資金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、9.2%となりました。

4つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公

営企業債の繰入見込額，一部事務組合の起債の負担見込額，職員の退職手当支給見込額，第三セクター等への損失補償見込額等，一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で，49.2%となりました。

早期健全化基準及び財政再生基準は，財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るため計画を議会の議決を経て策定の上，計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は，いずれもこの基準を下回っているところであります。

次は，追加提出議案の2ページを御覧ください。

報告第6号，指宿市の令和2年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について，であります。

本案は，報告第5号と同様に，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により，公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し，監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

また，本市の資金不足比率と併せて経営健全化基準についてもお示ししておりますが，これは，報告第5号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは，指宿市の令和2年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率について，御説明申し上げます。

資金不足比率は，公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で，まず，地方公営企業法が適用される水道事業会計，公共下水道事業会計，温泉供給事業会計については，資金不足でないため数値なしとなりました。

次に，地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で，地方公営企業法が適用されない唐船峡そうめん流し事業特別会計については，資金不足でないため数値なしとなりました。

経営健全化基準は，財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を議会の議決を経て策定の上，計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率はいずれもこの基準を下回っているところであります。

次は，追加提出議案の3ページを御覧ください。

議案第88号，令和3年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について，であります。

別冊の令和3年度指宿市各会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,316万4千円を追加し，歳入歳出予算の総額を276億7,057万5千円にしようとするものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが，これは7ページの第2表，地方債補正でお示しのとおり，事業債の追加と限度額を変更するものであります。

それでは，説明の都合上，歳出のほうから御説明いたしますので，15ページを御覧ください。

い。

款6商工費，項1商工費，目2商工業振興費1,500万円の補正につきましては，県の新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金に係る県への負担金の追加分を計上するものです。

款10災害復旧費，項1農林水産施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費724万9千円の補正については，8月11日から8月20日にかけての大雨により農道14か所，水路7か所において路肩や水路の洗掘等の災害が発生したことから，災害復旧費を増額するものであります。

同じく，項2土木施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費1,341万5千円の補正につきましては，同じく8月の大雨により市道15か所，河川4か所，里道2か所，水路1か所において路肩の洗掘や崩壊等の災害が発生したことから，災害復旧費を増額するものであります。

同じく，目2現年補助災害復旧費750万円の補正につきましては，同じく8月の大雨により河川1か所において護岸崩壊の災害が発生したことから，災害復旧費を増額するものであります。

なお，今回の災害箇所及びその状況については，大雨被害に対する災害復旧費等に関する参考資料を配付させていただいておりますので，詳しい説明については割愛させていただきます。

次に，歳入について御説明いたしますので，14ページを御覧ください。

款15国庫支出金466万9千円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しの国庫負担金であります。

款19繰入金2,109万5千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として，財政調整基金からの繰入金であります。

款22市債1,740万円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しの市債であります。

以上，説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木原繁昭） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時04分 |
| 再開 | 午後 | 0時13分 |

○議長（木原繁昭） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

#### △ 報告第5号及び報告第6号（質疑）

○議長（木原繁昭） これより，質疑に入ります。

まず，報告第5号及び報告第6号について，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号及び報告第6号は終了いたしました。

**△ 議案第88号(質疑、委員会付託省略、討論、表決)**

○議長(木原繁昭) 次に、議案第88号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第88号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第88号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木原繁昭) 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

**△ 議案第89号上程(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)**

○議長(木原繁昭) 次は、日程第17、議案第89号、指宿市議会会議規則の一部改正について、を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、ただちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第89号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 意見書案第2号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（木原繁昭） 次は、日程第18，意見書案第2号，コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木原繁昭） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

○議長（木原繁昭） 次は、日程第19，鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

令和3年9月16日付で、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から、同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告がありましたのでお知らせいたします。

投票総数380票，投票のうち有効投票374票，無効投票6票，有効投票のうち，川越信男議員268票，畑中香子議員106票。以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、先に配付のとおりでありますので、御了承願います。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（木原繁昭） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて、令和3年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 木 原 繁 昭

議 員 吉 村 重 則

議 員 松 下 喜久雄

## 参 考 资 料



コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

指宿市では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められています。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれています。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望いたします。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月29日

指宿市議会議長 木原 繁昭

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
内閣官房長官 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
経済再生担当大臣 殿